

ケースで身につく通関実務(第 60 回対応)

目次

ケースで身につく通関実務	4
第 0 部 本書の設計	4
最初に固定する三つの箱と二つの経路	4
問題を読む五つの質問	5
課税価格判断マップ	5
第 1 部 現実支払価格と課税価格	5
現実支払価格を確定する	5
論点 1A 仕入書記載額は、そのまま現実支払価格か	5
論点 1B 値引き・相殺・価格調整	6
論点 1C 基準時を特定し、所定費用を現実支払価格に算入しないか	7
輸送・手数料・容器・無償提供を判定する	8
論点 1D 輸入港までの運賃・保険料・運送関連費用	8
論点 1E 倉庫料——「輸入前だから加算」ではない	10
論点 1F 手数料——名目でなく代理関係を見る	11
論点 1G 容器・包装費用	11
論点 1H 無償・値引提供——材料、工具、消耗品	12
論点 1I 無償提供された設計・技術——開発場所が境界になる	13
論点 1J 検査費・法定表示・広告宣伝	14
無標識の累積想起ドリル 1	15
現実支払価格・法定加算要素の一次資料	15
ロイヤルティ等・売手帰属収益を判定する	16
論点 1K ロイヤルティ等——二つの要件を別々に問う	16
論点 1L 売手帰属収益と配当・一般利益	17
取引価格方式の使用可否と金額を検証する	17
論点 1M 特殊関係——関係があるだけでは取引価格方式を排除しない	17
論点 1N 取引価格方式を使えないときの順序	18
論点 1O 客観的資料・合理的按分	20
無標識の累積想起ドリル 2	21
第 1 部後半の一次資料	21
第 2 部 税率の選択と税額計算	21
論点 2A 税率は「表の最小値」を選ぶのではない	21
論点 2B 従価税——丸める場所を固定する	22
論点 2C 従量税・複合税・選択税	22
論点 2D 関税・消費税・地方消費税の計算順序	23
論点 2E 総合計算——判定してから電卓を打つ	25
論点 2F 過少申告加算税・無申告加算税の計算——丸めてから乗じ、乗じてから丸める	25
第 2 部の一次資料	27
第 3 部 申告書の読み方・書き方	27
第 3 部の前提カード——コードと円換算を先に固定する	27



論点 3A インボイスから答案へ移す前に中間表を作る	27
論点 3B 分類は品名ではなく客観的性状から始める	28
論点 3C 価格配賦——FOB・CFR・CIF をそろえる	29
論点 3D 同一番号の取りまとめと少額合算	29
論点 3E 輸出の少額合算——代表番号と価格順	30
論点 3F 輸入の少額合算——有税と無税を分ける	30
論点 3G 「少額」という同じ言葉を分離する	31
論点 3H 10 桁コード、数量、単位、申告価格	32
論点 3I 外貨換算と申告価格の検算	32
論点 3J 総合演習——有税 X と無税 X を同時に立てる	33
第 3 部の一次資料	35
第 4 部 申告書問題の解き方	35
欄分け集中例——整理済み資料から申告欄を組み立てる	35
完全例——分類資料から地方消費税まで通す	37
申告書問題の標準手順カード	39
判断が止まったとき	39
第 5 部 分類・EPA・通関手続	40
論点 5A 関税率表の所属——類の知識	40
論点 5B 関税率表の解釈に関する通則の適用——番号順に一方通行	41
論点 5C EPA・原産地規則の当てはめ——非原産材料だけを追う	42
論点 5D EPA・締約国原産地証明書等の手続——証明の方式は協定ごとに違う	43
論点 5E 輸出通関手続(実務)——輸入と入れ替えて出題される	45
論点 5F 輸入通関手続(実務)——「みなす」と「許可」は別物	46
論点 5G 関税の確定・納付(実務)——法定納期限と納期限を分ける	47
第 6 部 関税法等の制度論点	49
論点 6A 用語の定義——外国貨物と内国貨物	49
論点 6B 課税物件の確定時期——「どの時点の現況か」を類型で当てる	50
論点 6C 適用法令の日——改正が申告と許可の間に挟まったら	51
論点 6D 納税義務者——原則は輸入者、事故は施設・運送の責任者	52
論点 6E 申告納税方式・賦課課税方式——賦課課税は限定列挙	53
論点 6F 修正申告・更正の請求・更正・決定——誰が・どちら向き・いつまで	54
論点 6G 納期限・法定納期限と納期限の延長	55
論点 6H 延滞税——起算は法定納期限、切替は納期限	57
論点 6I 過少申告加算税・無申告加算税・重加算税——割合の構造を面で覚える	58
論点 6J 担保・関税の徴収・還付・還付加算金——担保は限定列挙、還付は金銭で遅滞なく	59
論点 6K 輸出通関——申告・検査・許可の一本道と、FOB という価格	60
論点 6L 輸入通関——搬入後申告の原則と、許可を止める 4 つの関門	61
論点 6M 輸入許可前引取り——関税額相当の担保と承認がセット	62
論点 6N 保税地域の種類と外国貨物を置く期間——「指定」は財務大臣、2 年の起算は承認日	63
論点 6O 保税蔵置場・保税工場・総合保税地域——亡失・滅却は「許可を受けた者」から直ちに徴収	64
論点 6P 保税運送・特定保税運送——個別承認か、承認不要+7 日か	66
論点 6Q 減免税・戻し税(定率法の主要制度)——期間の数字と条番号で機械的に取る	67
論点 6R 特惠関税——暫定法・政令指定・令和 13 年 3 月末までの時限	68
論点 6S 特殊関税(不当廉売・相殺・緊急・報復)——誰が・何額以下・何年かで解く	69
論点 6T AEO 制度——「承認」か「認定」か、期限は翌月末日	70
論点 6U 輸出入してはならない貨物・知的財産侵害物品——号の異同と「没収」か「通知」か	71
論点 6V 不服申立て——3 月と 1 月、前置は列挙処分だけ	73



論点 6W 罰則・両罰規定——3,000 万円は麻薬・けん銃類型だけ	74
論点 6X 外為法(輸出の許可・輸入の承認)——「許可」は輸出 48 条 1 項だけ	75
論点 6Y NACCS・電子情報処理組織による手続——到達は「ファイル記録の時」	76
論点 6Z 条約・国際機関(ATA 条約・WCO 等)——カルネは免税と担保、他法令は免除しない	77
第 7 部 通関業法の論点	78
論点 7A 通関業法の目的と定義——「業として」と「確認」で線が引かれる	78
論点 7B 通関業務と関連業務の区別——「他人の依頼」と「列挙された手続」の二重の関門	79
論点 7C 通関業の許可・許可基準・許可条件——「基準」と「条件」は別物	80
論点 7D 欠格事由——数字は 3 段階に分かれる	81
論点 7E 営業所の新設——認定通関業者だけが「届出」に乗り換えられる	82
論点 7F 許可の消滅・取消し——処分があるか、いらないか	84
論点 7G 通関業の許可に基づく地位の承継——相続は事後、それ以外は事前	85
論点 7H 変更等の届出——「遅滞なく」と、4 号だけが抜けている理由	86
論点 7I 通関士の設置——「営業所ごと」に「必要な員数」	87
論点 7J 通関士の審査・記名——対象は政令が列挙した四つだけ	88
論点 7K 更正に関する意見の聴取・検査の通知——「増額かつ解釈相違」だけが聴取	89
論点 7L 通関業者・通関士の義務——義務ごとに「主体の広さ」が違う	90
論点 7M 記帳・届出・報告——「何を・誰に・いつ」の三本柱	92
論点 7N 通関士の資格・確認・資格喪失——資格は業者ごとに生まれ、業者ごとに消える	93
論点 7O 監督処分・懲戒処分——相手方と数字の対応で解く	94
論点 7P 業務改善命令——違反がなくても出せる	95
論点 7Q 罰則・両罰——刑の重さは行為の型で決まる	97
仕上げドリル	98
ドリル 1 倉庫料	98
ドリル 2 ロイヤルティ	98
ドリル 3 手数料	98
ドリル 4 無償提供	98
ドリル 5 特殊関係	98
ドリル 6 端数処理	98
ドリル 7 少額合算	99
ドリル 8 同一番号が先	99
最終チェックリスト	99
課税価格	99
税率・税額	99
申告書	99
既存教材への接続	99
本書の法令基準と実務上の注意	100



ケースで身につく通関実務

課税価格・税率・税額計算・申告書を「結論が異なる事例」で学ぶ

第 60 回（令和 8 年）対応

法令・告示・通達の基準日：2026 年 7 月 1 日

第 0 部 本書の設計

「倉庫料は加算」「ロイヤルティは加算」と費用名だけを覚えると、少し条件を変えた問題で誤る。本書は、一見似ている二つの事例を並べ、**何が結論を分けるか**を学ぶ。

本書は二つの形式で構成する。**第 1～4 部は課税価格・税額計算・申告書のケース学習、第 5～7 部は過去問頻度（第 54～59 回）に基づく 3 科目のコンパクト論点講座**（分類・EPA・通関手続、関税法等、通関業法）である。第 5～7 部は「過去問実績/何が問われるか/頻出のひっかけ/最低限おさえる型」の定型で、短時間の確認用に使える。各論点は原則として一つの学習単位で構成する。PDF 化するときは、各論点の見出しを改ページ位置の目安にする。

論点記号：論点は「部番号＋部内アルファベット」で示す。たとえば第 1 部の最初は論点 1A、第 2 部の最初は論点 2A とし、所属する部と部内の順序を一目で区別できるようにする。

1. 判断課題
2. 原則
3. 課税価格に算入する事例と算定経路
4. 課税価格に算入しない事例と理由
5. 結論を分ける事実
6. 典型的なひっかけ
7. ミニドリル
8. 解答

最初に固定する三つの箱と二つの経路

費用を見たら、すぐ「加算／非加算」の二択にしない。まず三つの箱へ分ける。

箱	意味	例
価格	現実支払価格を構成する支払	仕入書外の割増金、売手の債務の代払い
加算	現実支払価格に含まれていない法定加算要素	輸入港までの運賃、買付手数料以外の手数料、一定のロイヤルティ等
別	課税価格に算入しないもの（理由を併記する）	次の別 1・別 2

「別」は、さらに算定経路で分ける。

- ・ **別 1**：支払総額に含まれていても、額が明らかに区分できるため現実支払価格に算入しない所定費用。例は、輸入申告の日以後に行われる据付け等の費用、輸入港到着後の明確な国内運賃。
- ・ **別 2**：法定加算要素に該当しない費用又は買手の自己活動。例は、真正な買付手数料、買手が自己のために行う広告宣伝費。

課税価格 = 価格（現実支払価格）+ 加算（その価格にまだ含まれていない加算要素）

最終結論は「課税価格に算入する／しない」で答え、その理由として [価格]、[加算]、[別 1]、[別 2] を付す。「既に含まれている法定加算要素」を二重加算しない。別 1 は、支払総額に含まれているなら、額を明らかに区分できる必要がある。別 2 は、支払総額から差し引く項目という意味ではない。



問題を読む五つの質問

1. 誰が誰に支払うか。
2. 誰のための活動か。
3. いつ発生し、貨物はどの状態か。
4. 輸入貨物の生産・売買・運送とどう結び付くか。
5. 金額を客観的資料で区分・按分できるか。

課税価格判断マップ

原則的な課税価格決定方法（以下「取引価格方式」）を、次の順序で検討する。

入口で二問：売買による輸入か。取引価格方式を使えるか。

1. **輸入取引と使用可否：**まず売買による輸入かを確認する。買手が本邦に住所・本店等を有しない者である取引は、輸入取引に当たらない。次に、処分制限、条件、売手帰属収益、特殊関係の価格影響等により取引価格方式を使えない事情がないかを確認する。
2. **現実支払価格：**仕入書記載額だけでなく、売手のための別払・代払・相殺を含め、買手が支払う総額を確定する。
3. **未算入の法定加算要素：**運賃・保険料等、手数料、容器包装、無償提供、ロイヤルティ等、売手帰属収益のうち、現実支払価格に含まれていない額を加算する。
4. **算入しないもの：**C1 は時点・内容・区分可能性を、C2 は法定加算要素又は間接支払に該当しないことを確認する。
5. **金額の立証：**客観的で数値化された資料を使う。一括費用は、数量・価格・重量・使用実績等、費用発生との関係で合理的な基準により配賦する。
6. **代替的方法：**加算額を合理的に求められない場合を含め、取引価格方式を使えないなら、法定順序で他の方法へ移る。

基本配賦カード：対象総額×今回輸入分÷全対象分。数式が作れても、分母・分子と配賦基準を契約書、生産計画、運賃明細等から再現できなければならない。論点 1H ではこの基礎を使い、論点 1O で立証不能の効果と複雑な配賦を扱う。

第 1 部 現実支払価格と課税価格

現実支払価格を確定する

仕入書記載額から、輸入取引をするための総支払額を確定し、支払総額に含まれるが所定の理由で現実支払価格に算入しない部分を分ける。

論点 1A 仕入書記載額は、そのまま現実支払価格か 判断課題

仕入書記載額 1,000 万円を支払った。課税価格の出発点は必ず 1,000 万円か。価格条件は別途確認済みとする。

原則

仕入書は出発点。支払総額が判断対象。

現実支払価格は、買手が売手に対し、又は売手のために、輸入貨物の輸入取引をするために行った・行うべき支払の総額である。仕入書記載額は通常その基礎になるが、両者は常に一致しない。FOB、CFR、CIF 等のどの価格条件かも併せて確認する。

公課の例外：輸出国で、輸出の際に軽減又は払戻しを受けるべき関税その他の公課は、現実支払価格に含めない。

課税価格に算入する事例【価格】	課税価格に算入しない事例【別 2】
-----------------	-------------------



仕入書代金とは別に、契約上必要な割増金を売手へ支払う。	買手が自己のために国内広告を行い、広告会社へ支払う。
買手が売手の部品代債務を第三者へ代払いする。	買手が売手から受けた融資について、貨物と関係のない金利を支払う。

結論を分ける事実

支払名や送金先ではなく、輸入貨物の輸入取引をするために、売手に対し又は売手のために行われた支払かを見る。国内の第三者への支払でも該当し得る。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・「インボイスにない支払は課税されない」という思い込み。
- ・「第三者への支払は現実支払価格に含まれない」という思い込み。
- ・「売手の利益になる活動はすべて間接支払」という思い込み。買手が自己のために行う広告・販売促進等は、法定の加算対象でない限り間接支払ではない。
- ・輸出国で払い戻されるべき輸出税まで課税価格に含める誤り。払戻しを受けるべき公課は現実支払価格から除く。

ミニドリル

仕入書記載額 900 万円。買手は、売手が輸入貨物の製造会社へ負う債務 100 万円を、売手の指示で直接弁済した。他の費用はない。現実支払価格はいくらか。

解答

1,000 万円。100 万円は売手のための間接支払であり、仕入書外であっても現実支払価格に含む。

論点 1B 値引き・相殺・価格調整

判断課題

仕入書の「値引後価格」は、そのまま採用できるか。

原則

当該輸入取引の数量、品質、商慣行等に基づく価格形成として認められる値引きと、別取引の債権債務を相殺しただけの値引きを分ける。価格調整条項がある場合は、あらかじめ合意された客観的な計算式と確定事実に従った調整後価格を基礎にする。

仕入書の値引き

- └ 今回の貨物価格そのものを形成する → 値引後価格を基礎
- └ 過去に輸入した貨物に係る遡及値引き → その額は今回の価格から差し引かない
- └ 別取引の債権債務を決済するだけ → 相殺額は価格判断から消えない

遡及値引きは、累計取引数量が基準に達したこと等を理由に、既に輸入した貨物の価格を事後的に引き下げ、その相当額を今回の仕入書から控除するものをいう。今回の貨物の価格を形成していないので、控除された額を現実支払価格へ戻す。仕入書の値引きが今回分と過去分に分かれている場合は、**今回分だけが値引後価格の基礎**になる。

支払額が減ったのか、貨物価格が下がったのかを分ける。

値引後の価格を基礎にする事例	値引分を現実支払価格へ算入する事例
契約数量 1 万個に応じた数量値引きが、今回の売買価格として契約時に確定している。	過去の別貨物の違約金 100 万円を相殺するため、今回の仕入書から 100 万円を差し引いた。
成分含有量に応じる価格調整式が契約前から定まり、分析結果により価格が下がった。	根拠資料のない「特別値引き」で、通常価格との差の理由を説明できない。

結論を分ける事実



値引きが今回の輸入貨物の価格そのものを形成するか、別の債権債務を決済する手段か。

典型的なひっかけ——誤った考え方

「現金で支払った額だけが現実支払価格」という思い込みにより、相殺値引きを見落とす誤り。現金支出が少なくても、売手に対する別の債権を放棄して決済した部分は価格判断から消えない。

ミニドリル

通常単価1万円の貨物100個。過去取引の損害賠償金20万円を相殺し、仕入書は80万円となった。現実支払価格はいくらか。

解答

100万円。今回の貨物価格を20万円値下げしたのではなく、別取引の債権を相殺したため、相殺額を現実支払価格へ算入する。

論点1C 基準時を特定し、所定費用を現実支払価格に算入しないか

判断課題

機械代金に国内据付費が含まれる。その費用を現実支払価格に算入しない扱いにできるか。

原則

輸入申告の日以後に行われる輸入貨物の据付け、組立て、整備又は技術指導の費用、輸入港到着後の運賃等、本邦で課される関税その他の公課、一定の延払金利は、所定の条件で現実支払価格に含まれない。支払総額に含まれる場合は、額を明らかにできなければ総額が現実支払価格になる。

支払総額に含まれる費用 → 内容が所定の対象か → 基準時より後の役務・区間か → 金額を客観的に区分できるか → 3つとも満たす：[別1] / どれか欠く：総額側で検討

後で行うだけでは足りない。内容・時点・区分額の三点セット。

課税価格に算入しない事例 [別1]	課税価格に算入する事例 [価格]
輸入申告後の据付費80万円が契約書・請求書で機械代と区分されている。	機械代と据付費の総額だけが示され、据付費を客観的に区分できない。
輸入港から国内工場までの運賃が別建てで明らかである。	輸入港到着前の据付準備に名を借りた製造調整費で、輸入貨物の生産代金の一部である。

結論を分ける事実

作業時点、作業内容、金額の区分可能性。単に請求書の項目名が「service」かどうかではない。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・「輸入申告の日以後に支払った」と「輸入申告の日以後に行われる役務」を混同する誤り。
- ・「輸入許可後」と「輸入申告の日以後」を同じ時点として置き換える誤り。
- ・区分できない費用まで任意に見積もり、現実支払価格に算入しないとする誤り。

ミニドリル

機械の一括契約額は1,200万円。内訳書に、輸入申告後の据付費150万円が明記され、他に加算要素はすべて含まれる。課税価格はいくらか。

解答

1,050万円。輸入申告の日以後に行われる据付けの費用で、支払総額から額が明らかなため、150万円は現実支払価格に算入しない [別1]。



輸送・手数料・容器・無償提供を判定する

ここからは、現実支払価格に含まれていない費用が法定加算要素に該当するかを判定する。同じ最終金額でも、「価格」と「加算」の算定経路を混同しない。

論点 1D 輸入港までの運賃・保険料・運送関連費用

判断課題

FOB 価格の貨物に、運賃、保険料、船卸し費用、国内配送費がある。どこまで課税価格に算入するか。

原則

輸入貨物が輸入港に到着するまでの運賃、保険料、その他運送に関連する費用は法定加算要素に該当し、現実支払価格に含まれていない額を加算する [加算]。「到着」は、単に港域へ入る時ではなく、船卸し等ができる状態になる時をいう。輸入港到着後の費用は、支払総額に含まれていても額が明らかなら現実支払価格に算入しない [別 1]。

運賃等は、買手が負担するか否かを問わず加算する。負担者ではなく区間で決まる。CFR・CIF 契約のように売手が負担することとされている場合は現実支払価格に含まれているものとして扱い、実際の運送費用の額を確認することを要しない。

課税価格に算入する事例 [加算]	課税価格に算入しない事例 [別 1]
工場から輸出港までの内陸運賃、輸出港から本邦輸入港までの海上運賃。	本邦輸入港から輸入者の国内倉庫までの運賃で、額が明らかなもの。
海上保険料、運送中の取扱費、積替港の運送関連費用。	輸入港到着後だけを対象とする国内保険料で、額が明らかなもの。
輸出国での積み込み前の一時的保管料、輸出の際に税関手続等に要した費用、輸出国で要したコンテナ・サービス・チャージ。	輸入港での船卸し等の費用（船内荷役・沿岸荷役）、着払運賃取扱料、立替手数料、輸入税保険（Duty Insurance）の保険料。
コンテナ賃借料のうち、輸入港到着日までの期間に対応する額。	コンテナ賃借料のうち、輸入港到着日の翌日以降の期間に対応する額。
運送のための積付資材費、船舶改装費（運送終了後に復旧する場合の 復旧費用 を含む）、空船回漕料、為替相場の変動による補てん金。	輸入港到着後の滞船料。

結論を分ける事実

費用の対象区間と、輸入港到着までの運送との関連。支払先が売手か運送会社かは決定打ではない。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ CIF 価格へ海上運賃・保険料を再度加える二重加算の誤り。
- ・ 「FOB 以後の費用だけを加算する」という思い込みにより、輸出国の工場から輸出港までの運賃を見落とす誤り。
- ・ 異常な運賃は常に全額加算すると決めつける。天災・港湾スト等、責めに帰し難い特殊事情により通常額を著しく超えた場合には、通常必要な額を用いる規定がある。
- ・ 保険を付していない貨物にも通常の保険料を見積加算するという誤り。保険料は実際に要した額であり、付されていなければ見積計上しない。
- ・ 損害がなかったため保険料の一部が払い戻されることになっており、その額が納税申告の時に明らかであるのに、支払額の全額を加算する誤り。**払い戻される額を控除した額**が保険料になる。
- ・ 「輸入港に到着した後に生じた費用だから非加算」と形だけで決める誤り。運送のための船舶改装を運送終了後に復旧する費用は、到着後の支出でも運賃に含む。
- ・ 「コンテナ賃借料はいかなる場合も運賃でない」という思い込み。輸入港到着日までの期間に対応する額は運賃に含む。



- ・「輸出国で生じた税関手続費用やコンテナ・サービス・チャージは通関費用だから非加算」という思い込み。
輸入港までの運送に付随する役務の対価として加算する。
- ・買手が自分の船で運んだから運賃はゼロ、という誤り。

無保険なら、架空の保険料を足さない。

買手の船で運んだ場合・運送方法が変わった場合

場面	輸入港までの運賃等の扱い
買手の所有船舶、定期用船・裸用船した船舶で運送した。	減価償却費又は用船料に、燃料費、乗組員費、保険料等を加えた額が運賃になる。運送の状況からみて通常必要とされる費用の額を 著しく超える額があるときは、その超える額を控除 する。
貨物を積載せず自力運航で回航された船舶・航空機そのものが輸入貨物である。	その運航に要した燃料費、乗組員費等が運賃になる。
船舶による運送とされていた貨物が航空機で運送された（航空運送貨物の特例の適用を受ける場合を除く）。	運送方法の変更に伴う費用を加算する。売手が運賃を負担する CFR・CIF 契約等では買手の負担額を加算し、買手が負担する FOB 契約等では 負担者を問わず 加算する。ただし契約の取決めに従って売手が負担する額は、現実支払価格に含まれているものとして扱う。

ミニドリル

FOB 価格 500 万円、海上運賃 40 万円、海上保険料 5 万円、輸入港から国内倉庫までの明確な運賃 8 万円。他の加算要素なし。課税価格はいくらか。

解答

545 万円。輸入港到着後の国内運賃 8 万円は額が明らかなため、現実支払価格に算入しない [別 1]。

航空運送貨物の特例

替えるのは運賃・保険料だけ。貨物価格は替えない。

航空機で運送された貨物のうち法定の類型に該当するものは、運賃・保険料を、航空機による運送方法**以外の通常の運送方法**による額で計算する（関税定率法 4 条の 6 第 1 項、同法施行令 1 条の 13）。

法定の対象類型か

└ いいえ → 実際の航空運賃・保険料を使う

└ はい

└ 金額要件のある類型で、基準額を超える → 実際額を使う

└ 要件を満たす → 通常の運送方法による運賃・保険料へ置換

対象類型	金額要件・追加条件
無償の見本	航空運賃・保険料に基づく課税価格の総額が 20 万円以下。
救助・衛生等のため緊急輸入する貨物	緊急に輸入する必要があると認められるもの。
ニュース用物品	日刊新聞掲載用、ニュース映画上映用又は放送用の写真・フィルム・テープや、新聞の紙型。
修繕品・取替品	修繕又は取替えのため無償で輸入されるもの。
航空運送事業者の用品	自己の事業に使用する航空機で輸入する航空機用品・整備用品・事務用品。
船舶等から航空へ変更した貨物	輸入者の責めに帰し難い遅延があり、 輸入者以外の者 が変更費用を負担。



個人的使用の寄贈品	航空ベースの課税価格総額が 10 万円以下。
携帯品・別送品・引越荷物	航空ベースの課税価格総額が 20 万円以下。

無償見本等の金額判定では、まず実際の航空運賃・保険料を含めた課税価格を求める。基準額以下と確認できてから、運賃・保険料だけを通常運送額へ置き換える。有償の見本や基準額を超える貨物には、この置換えを行わない。

航空特例ドリル

A：無償の見本。同種貨物の取引価格による価格 13 万円、航空運賃 6 万円、航空保険料 5,000 円。船舶による通常の運賃 1 万円、通常の保険料 2,000 円。B：同じ条件で価格だけ 15 万円の見本。それぞれの課税価格はいくらか。

解答

事例	航空ベースで判定	適用	課税価格
A	$130,000 + 60,000 + 5,000 = 195,000$ 円	特例あり	$130,000 + 10,000 + 2,000 = \mathbf{142,000}$ 円
B	$150,000 + 60,000 + 5,000 = 215,000$ 円	特例なし	$\mathbf{215,000}$ 円

論点 1E 倉庫料——「輸入前だから加算」ではない

判断課題

輸出国・積替国・本邦で生じた倉庫料は、どれを算入するか。

原則

倉庫料は、場所の名前だけでなく、**引渡しの前と輸入港までの運送との関連**で判定する。

課税価格に算入する事例	課税価格に算入しない事例
売買条件上、売手から買手へ引き渡される前に輸出国で保管され、買手が費用を負担する。現実支払価格を構成する [価格]。	売手から引渡しを受けた後、買手が自己の販売時期を調整するため輸出国で任意に保管し、運送との関連もない。法定加算要素に該当しない [別 2]。
積替えのため運送途上で一時保管され、輸入港までの運送に関連する費用である。法定加算要素に該当する [加算]。	輸入港到着後、国内倉庫で販売まで保管し、その額が明らかである。支払総額に含まれる場合も現実支払価格に算入しない [別 1]。

結論を分ける事実

- 取引条件上の引渡し時点。
- 買手が自己のために保管したのか。
- 輸入港までの運送に不可欠・関連する保管か。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- 「外国で発生した費用は加算、国内で発生した費用は非加算」という思い込み。
- 「引渡し後の倉庫料は常に非加算」という思い込みにより、積替え保管等の運送関連費用を見落とす誤り。
- 売手が一旦立て替えたという支払経路だけで結論を決める誤り。

ミニドリル

A：売手の責任で引渡し前に輸出国倉庫へ 10 日保管し、契約により買手が 5 万円を負担した。B：引渡し後、買手が国内需要を待つため同国で任意に 10 日保管し、運送とは無関係な 5 万円を負担した。どちらを算入するか。

解答

A は現実支払価格を構成するため課税価格に算入する [価格]。B は法定加算要素に該当せず、課税価格に算入しない [別 2]。期間も国も同じだが、引渡し時点と保管目的が違う。



論点 1F 手数料——名目でなく代理関係を見る

判断課題

請求書に commission とある。買付手数料として非加算にできるか。

原則

輸入取引に関して買手が支払う仲介料その他の手数料は法定加算要素に該当するが、**当該輸入貨物の買付け**に関し買手を代理する者へ、その買付業務の対価として支払う真正な買付手数料は該当しない。名称ではなく、代理人の役割、管理、計算、危険負担を実態で判断する。加算するのは**買手が負担する**手数料であり、売手が自己の販売代理人等へ支払う手数料は買手の負担ではないため、これを別に加算することはない。除外されるのは輸入貨物そのものの買付けを代理させた対価に限られ、買手が売手へ無償提供する材料・部分品の調達を代理させた手数料はこれに当たらない（提供物品の取得費用として加算する。論点 1H）。

commission は結論ではない。誰の代理人かが結論を分ける。

課税価格に算入する事例【加算】	課税価格に算入しない事例【別2】
仲介者が売手・買手双方のために契約成立を仲介し、買手が手数料を払う。	買付代理人が買手の管理下で供給者探索、見本収集、検査・付保・運送・引渡しの手配、決済の代行、クレーム処理交渉を行い、その対価を買手が払う。
販売代理人が売手の管理・危険負担の下で買手探索、受注、引渡手配を行う。	買手の決済を代行する真正な買付代理人への代理業務対価。
買手が、売手に代わって業務を行う者へクレーム処理交渉の対価を支払う。	買手の管理・計算・危険負担の下でクレーム処理交渉を行う買付代理人への対価。
—	売手が自己の販売代理人へ支払う販売手数料（買手の負担ではない）。

結論を分ける事実

誰の管理下で、誰の計算・危険負担により、何をしているか。契約書の「buying agent」という表題だけでは足りない。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・送金先が買付代理人なら、その者を經由する全額が非加算になるという思い込み。
- ・「検査を行う者は買付代理人ではない」という思い込み。買手のための検査手配は買付代理業務になり得る。
- ・代理人が売手からも報酬を受け、売手の販売活動をしている事実を無視する誤り。
- ・買手が無償提供する材料・部分品の**取得**を代理させた手数料まで、買付手数料として非加算にする誤り。代理の対象が輸入貨物か提供物品かで結論が変わる。

ミニドリル

甲は買手の指示で供給者を探し、見本を集め、契約権限を持たず、費用・危険は買手が負担する。買手は甲へ仕入額の3%を支払う。乙は売手の指示で日本の顧客を開拓し、買手から2%を受け取る。どちらを加算するか。

解答

甲の3%は真正な買付手数料で法定加算要素に該当せず、課税価格に算入しない【別2】。乙の2%は販売代理人への手数料として法定加算要素に該当し、現実支払価格に含まれていない額を加算する【加算】。

論点 1G 容器・包装費用

判断課題

ケース、通い箱、段ボール、包装作業費はすべて加算するか。

原則



買手が負担する輸入貨物の容器費用、包装材料費・包装作業費は加算要素である。特定貨物用に特に製作・適合し、長期使用に適し、貨物とともに提示・通常販売されるケースも容器に含まれ得る。ただし、容器自体が別個の貨物として扱われる場合や、再輸入免税等の適用関係は分けて検討する。

「中に物が入る」だけでは容器費用にならない。本体との一体性と独立貨物性を見る。

課税価格に算入する事例【加算】	課税価格に算入しない事例【別2】
無償提供した小売用化粧箱、段ボール、包装作業人件費。	輸入後の国内販売用に国内で別途包装した費用。
バイオリンとともに提示され通常ともに販売される専用ケースの費用。	反復使用する輸送用コンテナを別個の貨物として申告する場合。

結論を分ける事実

輸入貨物を収納・包装するための費用か、独立貨物・輸入後活動か。品目分類上、専用ケースが通則 5(a)で本体とともに分類されるかという問題と、関税評価上の容器費用の問題は関連するが同一ではない。

典型的なひっかけ——誤った考え方

「容器」という語だけで、輸送用コンテナと商品ケースを同じものとして混同する誤り。

ミニドリル

買手が売手へ小売箱を無償提供した。箱は輸入貨物を包装してともに輸入され、法令上義務的な表示だけではなく商品ロゴも印刷される。箱の費用はどうするか。

解答

原則として、包装又は輸入貨物へ組み込まれた無償提供物品の費用として加算する。既に売手の価格へ含まれていないことを確認する。

論点 1H 無償・値引提供——材料、工具、消耗品

判断課題

買手が売手へ無償提供したものは、何でも加算するか。

原則

輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手が**無償又は値引きして**直接・間接に提供した次の物品等に要する費用は加算する。買手が対価を得て（有償で）提供したものは、この加算要素に当たらない。

- ・ 輸入貨物に組み込まれる材料・部分品等
- ・ 生産に使用される工具・鋳型等
- ・ 生産過程で消費される物品
- ・ 一定の国外開発役務

課税価格に算入する事例【加算】	課税価格に算入しない事例【別2】
衣類に組み込まれる生地を無償提供する。	売手の一般事務用プリンターを贈り、生産との関連がない。
今回の部品生産専用の金型を無償提供する。	買手が国内販売店へ展示什器を無償提供する。
生産工程で消費する触媒を値引提供する。	買手が自己のために輸入後の市場調査を行う。
提供する部分品の調達を代理人へ委託し、その業務の対価を払う。	輸入貨物そのものの買付けを代理させた真正な買付手数料。

結論を分ける事実

買手による提供、無償又は値引き、輸入貨物の生産・輸入取引との関連という三点を確認する。工具は貨物へ物理的に組み込まれなくても対象になり得る。



典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 売手が所有する工具の減価償却費まで「買手の無償提供」とみなす誤り。
- ・ 提供物の全額を今回分へ加算し、複数回の生産への合理的配賦を忘れる誤り。
- ・ 提供物を売手工場まで運ぶ費用を無視する誤り。
- ・ 提供物の取得を代理人へ委託した手数料を、買付手数料と同じく非加算と考える誤り。
- ・ 提供が有償か無償かを確かめずに加算する誤り。工具でも有償提供なら、この加算要素には該当しない。
- ・ 提供のための運送費用を、負担者を確かめずに加算する誤り。売手が負担した分は入らない。

ミニドリル

買手が100万円で取得した金型を無償提供した。金型は合計1万個の生産に使用され、今回2,000個を輸入する。使用量に比例する配賦が合理的で、取得後の提供運賃等はない。今回の加算額はいくらか。

解答

20万円。100万円×2,000個÷1万個。全額を今回へ加算しない。

委託加工貿易の型

加工賃だけの仕入書でも、課税価格は加工賃だけではない。

買手（委託者）が外国の受託者へ原材料を無償提供し、加工賃を支払って加工後の製品を輸入する場合は、加工賃を対価とする委託者（買手）・受託者（売手）間の売買とみなし、輸入取引として扱う。

課税価格 = 加工賃【価格】 + 無償提供した材料等の費用【加算】 + 輸入港までの運賃等【加算】

無償提供した物品・役務の評価額は、入手経路で分ける。

入手経路	費用の基礎	共通して加えるもの
買手が自ら生産・開発したもの	生産・開発に要した費用	提供のための運賃等
特殊関係者から直接取得・提供を受けたもの	生産・開発に要した費用	提供のための運賃等
上記以外	取得・提供を受けるために通常要する費用	提供のための運賃等

加える運賃・保険料等は、**買手により負担されるもの**に限る。提供物を売手の工場まで運ぶ費用を売手が負担したのであれば、その額は加算しない。

「取得するために要した費用」には、**買手が自己の代理人へ支払う取得業務の手数料等を含める**。輸入貨物の買付手数料（論点1F）が除外されるのは2号イの話で、提供物品の調達を代理させた手数料はここで加算する。

委託加工ドリル

買手は、特殊関係のない国内業者から150万円で取得した生地を外国の縫製業者へ無償提供し（提供運賃10万円）、加工賃300万円を支払って全量を製品として輸入した。海上運賃・保険料は20万円。他の要素はない。課税価格はいくらか。

解答

300万円【価格】 + (150万円 + 10万円)【加算】 + 20万円【加算】 = **480万円**

論点11 無償提供された設計・技術——開発場所が境界になる

判断課題

買手が無償提供したデザイン費は加算するか。

原則

輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸、意匠で、**本邦以外で開発されたもの**を買手が無償・値引提供した場合は加算対象となる。国内開発であることだけで、材料や金型まで非加算になるわけではない。



「本邦以外において開発された」とは、**実際の作成が本邦以外の場所で行われた**ことをいう。作成者の国籍も、その役務に係る契約が締結された場所も問わない。日本人デザイナーが国外で作成したデザインは加算対象であり、外国人デザイナーが本邦で作成したデザインは対象外である。

課税価格に算入する事例【加算】	課税価格に算入しない事例【別2】
買手が外国のデザイン会社へ有償委託して作らせた衣類デザインを、外国の縫製業者へ無償提供する。	買手が本邦で開発させた同じ衣類デザインを無償提供する。
国外で開発された製造図面を値引提供し、輸入機械の生産に使わせる。	輸入後の国内広告用レイアウトで、生産に必要なでない。

結論を分ける事実

1. 生産のために必要か。
2. 買手が提供したか。
3. どこで開発されたか。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・「無償提供＝全部加算」という思い込み。
- ・デザイン提供とロイヤルティ支払を、同じ要件で判定できるという思い込み。
- ・作成者の国籍や契約締結地で開発地を決める誤り。見るのは実際に作成された場所だけである。
- ・法定表示だけを記載したラベルと、商品価値を構成するデザインラベルを、同じものに見せて混同させる設問。

ミニドリル

A：東京のデザイナーが開発した衣類図案 30 万円。B：パリのデザイナーが開発した衣類図案 30 万円。いずれも買手が取得し、外国の縫製業者へ無償提供した。どちらを加算するか。

解答

B を加算する。A は本邦で開発された役務であるため、この無償提供役務の加算要件には該当しない。

論点 1J 検査費・法定表示・広告宣伝

判断課題

検査費やラベル費、広告費は、売手にも利益があるなら加算するか。

原則

買手が自己のために行う検査、広告宣伝、販売促進、アフターサービス等は、法定の加算要素に該当しない限り、売手の利益にもなるというだけで間接支払にならない。一方、売手が行うべき製造上の検査を買手が代行し、その費用が売手のための支払となる場合や、加算対象の無償提供物品に該当する場合は別である。

売手にも利益がある ≠ 売手のための支払。義務と活動主体を確認する。

課税価格に算入する事例と経路	課税価格に算入しない事例と理由
契約上売手が負担すべき出荷前検査を買手が代払いする。現実支払価格を構成する【価格】。	買手が自己の品質確認のため、独立検査会社へ任意検査を依頼する。買手の自己活動である【別2】。
商品ロゴ等を含むラベルを買手が無償提供し、貨物に組み込ませる。法定加算要素に該当する【加算】。	本邦法令で義務付けられた事項だけを表示するラベルを無償提供する。法定加算要素に該当しない【別2】。
売手の債務である販促費を買手が売手のために負担する。現実支払価格を構成する【価格】。	買手が自己の計算・危険負担で国内広告を行う。売手にも反射的利益があるだけで、間接支払でも法定加算要素でもない【別2】。

派遣した自社技術者の費用——検査だけか、製造作業もか



買手が売手の工場へ自社の技術者を派遣した場合、その渡航費・滞在費・人件費（内地給与、賞与、留守宅手当を含む）の扱いは、その者が**何をしていたか**で分かれる。

派遣者が現地で行っていたこと	費用の扱い
買手が自己のために行う品質検査 のみ に従事した。	買手の自己活動であり、課税価格に算入しない【別2】。
検査に 加えて製造作業にも従事 した（加工・生産の作業、生産管理、工程管理、加工・生産のための運搬等）。	売手のために行われた間接支払に該当し、現実支払価格を構成する【価格】。

同じ「滞在費」でも、検査だけなら非算入、製造作業に入れば算入。

結論を分ける事実

誰の契約上の義務・活動か、買手が自己のために行う活動か、物品提供が法定加算要素に入るか、派遣者が製造作業に従事しているか。

典型的なひっかけ——誤った考え方

「売手の利益になる費用はすべて加算する」という思い込み。利益の有無と、売手のための間接支払かは同じではない。

ミニドリル

買手が船積前に二つの検査を行った。Aは売買契約上売手が行う品質検査を買手が代行して10万円を負担。BはAとは別に、買手が自社基準確認のため任意に5万円を負担。加算額はいくらか。

解答

10万円。Aは売手のための支払として現実支払価格を構成する【価格】。Bは買手が自己のために行う活動で、他の法定加算要素に該当しないため課税価格に算入しない【別2】。

無標識の累積想起ドリル 1

項目名を見ずに、各事例を【価格】、【加算】、【別1】、【別2】へ分ける。さらに、結論を逆にする事実を一つ挙げる。

1. 買手が、売手の指示で売手の梱包業者への債務を支払った。
2. 引渡し後、買手が自己の販売時期を待つため外国倉庫へ保管した。運送とは無関係である。
3. FOB 建てで、輸入港までの海上保険料を買手が別払した。

解答：1は【価格】。売手の債務でない自己検査費なら【別2】になり得る。2は【別2】。運送途上の積替え保管なら【加算】になり得る。3は【加算】。仕入書記載額に既に含まれていれば追加加算はしない。

現実支払価格・法定加算要素の一次資料

- ・ 税関「関税評価用語等解説（輸入取引、現実支払価格、加算要素）」：<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kanzeihyouka/yougoshu.htm>（2026年8月18日参照）
- ・ 税関「関税率法基本通達（抄）」：<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kanzeihyouka/hourei/k-tsutatsu.htm>（2026年8月18日参照）
- ・ 税関「関税評価の基礎」：https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kanzeihyokakiso_taigai_honbun.pdf（2026年8月18日参照）
- ・ e-Gov 法令検索「関税率法 第4条～第4条の6」：https://laws.e-gov.go.jp/law/143AC0000000054?occasion_date=20260701（2026年8月18日参照）
- ・ e-Gov 法令検索「関税率法施行令 第1条の4～第1条の13」：https://laws.e-gov.go.jp/law/329CO000000155?occasion_date=20260701（2026年8月18日参照）



ロイヤルティ等・売手帰属収益を判定する

支払時期や支払先ではなく、輸入貨物及び輸入取引との結び付き、又は再販売等の収益が売手へ帰属する関係を確認する。

論点 1K ロイヤルティ等——二つの要件を別々に問う

判断課題

輸入品に関係する商標・特許のロイヤルティその他のライセンス料(以下「ロイヤルティ等」)は、必ず加算するか。

原則

ロイヤルティ等は、次の両方を満たし、現実支払価格に含まれていない限度で加算する。

1. **輸入貨物に係ること。**
2. 取引の状況その他の事情からみて、**その輸入貨物の輸入取引をするために**買手が直接又は間接に支払うこと。
 1. 輸入貨物に係るか。いいえ → [別2]
 2. その輸入取引をするための支払か。いいえ → [別2]
 3. 両方とも「はい」で、現実支払価格に未算入の額 → [加算]

二要件はAND。片方だけでは加算しない。

支払先が売手でなく第三者でも加算され得る。第2要件は、契約と取引実態から、その輸入貨物の輸入取引をするための支払かを判定する。不払なら売手から購入できないことは重要な証拠になり得るが、それ自体を独立した法定要件として覚えない。

課税価格に算入する事例 [加算]	課税価格に算入しない事例 [別2]
売手の親会社である商標権者へ、輸入品に付された商標の使用料を支払わなければ売手から購入できない。	売手・ライセンサー間に支配・下請等の関係がなく、供給元を自由に選べ、ライセンス料不払でも当該売手から購入できる。
売手自身へ、輸入された特許製品1個ごとの特許料を売買条件として支払う。	輸入した機械と同じ機械を本邦で製造する複製権だけの対価。
輸入DVDに記録された著作物の対価を、売買契約上、権利者へ支払う。	輸入後の国内広告で写真を使用する権利の対価で、輸入貨物にも輸入取引にも係らない。

結論を分ける事実

- ・ 権利の対象は、輸入品そのもの・その構成・その製造方法か。
- ・ 不払なら売手が販売しない、権利者が供給を止められる等の契約・実態があるか。
- ・ 権利者と売手の特殊関係、下請関係、承認権はあるか。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 「商標が付いていれば第2要件まで満たす」という思い込み。
- ・ 「第三者への支払なら非加算」という思い込み。
- ・ 売上高の一定率で支払うことだけを理由に、ロイヤルティと売手帰属収益を混同する誤り。両者は別の加算類型である。
- ・ 本邦で販売する権利と、本邦で複製する権利を混同する誤り。

ミニドリル

A：輸入靴に付された商標の権利者は売手の親会社で、ライセンス料を払わなければ親会社が売手への供給許可を撤回できる。B：同じ商標の権利者と売手は無関係で、買手は売手を自由に選べ、売買契約もライセンスに言及しない。どちらを加算するか。

解答



A は、輸入貨物に係り、その輸入貨物の輸入取引をするための支払と認められるため、現実支払価格に含まれていない額を加算する [加算]。B は提示事実だけなら第 2 要件を欠き、法定加算要素に該当しない [別 2]。実際の問題では契約だけでなく取引実態も確認する。

記録媒体（キャリアメディア）の特例

ソフトウェアなら媒体の価格だけ。ただし映画・音楽は「ソフトウェア」ではない。

データ処理機器に使用されるソフトウェアを記録した磁気テープ・ディスク・カード等(キャリアメディア)は、**ソフトウェアの価格が媒体の価格と区別されている場合**、課税価格は媒体の価格（媒体自体の価格と、ソフトウェアを記録するための費用を含む）とする。

ここでいう「ソフトウェア」は、データ処理機器の運用に係る計算機プログラム、手順、規則、データに限られ、**サウンド、シネマチック、ビデオ・レコーディングを含まない**。したがって映画を記録した DVD や音楽 CD にはこの特例は及ばず、記録された内容の価格を含めた全体が課税価格になる。集積回路・半導体等に記録されている場合も対象外である。

論点 1L 売手帰属収益と配当・一般利益

判断課題

輸入許可後に買手から売手へ送金される金額は、すべて課税価格に算入するか。

原則

買手による輸入貨物の処分又は使用による収益のうち、直接又は間接に売手へ帰属するものは加算する。輸入貨物と関係のない配当、融資利息その他の支払は含まれない。

貨物の処分・使用による収益 × 売手への帰属 = 加算候補。

課税価格に算入する事例 [加算]	課税価格に算入しない事例 [別 2]
輸入品の国内売上額の 5% を、利潤分配条項に基づき売手へ支払う。	買手が株主である売手へ、輸入取引と無関係な配当を行う。
輸入機械の国内賃貸料の一部を売手へ帰属させる契約がある。	売手からの借入金に対する通常の利息を支払う。

結論を分ける事実

送金の算定基礎が輸入貨物の再販売・使用・処分による収益か。会社法上の配当という名称でも、実態が当該貨物の利潤分配なら名称だけで除外しない。

典型的なひっかけ——誤った考え方

「売手帰属収益の額が未確定でも取引価格方式をそのまま使える」という思い込み。売手帰属収益があるのにその額が明らかでない場合、取引価格方式を適用できない特別な事情になる。

ミニドリル

輸入品の国内売上は 1,000 万円。契約で売上の 3% を売手へ支払う。仕入書記載額は 600 万円で、他の加算要素はすべて含まれる。課税価格はいくらか。

解答

630 万円。売手帰属収益 30 万円を加算する。

取引価格方式の使用可否と金額を検証する

費用の該当性だけでなく、取引価格方式を使えるか、算入額を客観的資料で求められるかを検証する。

論点 1M 特殊関係——関係があるだけでは取引価格方式を排除しない

判断課題



親会社と子会社の売買では、取引価格方式を使えないか。

原則

売手と買手に特殊関係があること自体ではなく、**その特殊関係が取引価格へ影響したと認められることが**、取引価格方式を適用できない事情となる。特殊関係には、議決権を伴う社外株式の総数の5%以上を直接又は間接に所有・管理・所持する関係のほか、役員、共同事業、使用者、支配、共通支配、親族等の法定類型がある。

特殊関係がある

- └ 価格への影響なし → 取引価格方式を使える余地
- └ 価格への影響あり → 取引価格方式を使わない

関係の有無と、価格影響の有無は別の問い。

取引価格方式を使えない事例	使える事例
親会社が子会社だけに原価割れ価格で販売し、関係のない買手の価格との差を合理的に説明できない。	価格決定方式が非関連者向けと同じで、通常の利潤・一般経費を回収している。
特殊関係により価格が影響を受けたと資料から認められる。	同時期の同種・類似貨物の所定の課税価格と同一又は近似し、影響がないと認められる。

結論を分ける事実

特殊関係の有無と、価格影響の有無を二段階で問う。比較価格、価格形成方針、利益回収等の資料を検討する。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 特殊関係を見つけただけで、価格への影響を調べず取引価格を否定する誤り。
- ・ 「特殊関係がなければ、価格への疑義があっても必ず取引価格方式を使える」という思い込み。

ミニドリル

買手は売手の議決権株式を60%保有する。しかし、同時期・同取引段階・同数量の非関連買手への同種貨物と同額で購入し、価格形成資料も一致する。取引価格方式を当然に排除するか。

解答

当然には排除しない。特殊関係はあるが、提示事実から価格への影響がないと認められるなら取引価格方式を使う。

論点 1N 取引価格方式を使えないときの順序

判断課題

無償見本、委託販売品、特殊関係で価格影響がある貨物の課税価格は、任意に見積もってよいか。

原則

取引価格が使えなくても、自由見積りには進まない。法定順序で進む。

取引価格方式 ×

↓

同種貨物 → 類似貨物 → 逆算方式 → 積算方式 → 特殊な方法

└──────────┘
申出により順序交換可

逆算方式と積算方式は、輸入者が希望する旨を税関長に申し出たときに限り、順序を入れ替えられる。

方法	使う価格・原価	主な条件・調整
同種・類似貨物	現に取引価格方式で課税価格とされた貨物の取引価格	本邦への輸出日が同日又は近接日で、同じ生産国。取引段階・数量、運賃等の差異を資料に基づき調整する。 同種が類似に優先し、同種どうし・類似どうしでは当該輸入貨物



		の生産者が生産したものが優先する。それでも複数あるときは最小の価格。
逆算方式	特殊関係のない国内買手への 国内における最初の取引段階 の国内販売価格	単価が異なる販売が二以上あるときは、 販売数量が最大である販売に係る単価 を使う。通常の手数料又は利潤・一般経費、輸入港到着後の国内運送関連費用、本邦の関税その他の公課を控除する。
積算方式	製造原価	輸入者と生産者との間の取引に基づき本邦へ到着し、原価を確認できること。通常の利潤・一般経費と輸入港までの運賃等を加える。
特殊な方法	先行方法を合理的に調整した価格等	先行方法で決定できない場合に進む。

取引価格方式を離れる理由は、**輸入取引によらない輸入**（そもそも売買がない）と、**輸入取引はあるが特別な事情がある**（法4条2項）の二つに分かれる。後者は次の4類型に限られる。

1. 買手による輸入貨物の**処分又は使用につき制限**がある（買手による販売が認められる地域の制限、法令により課される制限、価格に実質的な影響を与えないと認められる制限を除く）。
2. 輸入貨物の**取引価格の決定を困難とする条件**が付されている（例えば、その輸入貨物の取引価格が、売手・買手間で取引される別の貨物の取引数量に依存して決まる旨の条件）。
3. 買手による**処分・使用による収益で売手に帰属するもの**があり、その額が明らかでない。
4. 売手と買手が**特殊関係**にあり、それが取引価格に影響を与えている。

取引価格方式を使えない事例	使える可能性がある事例
贈与、無償サンプル、委託販売、賃貸借、本支店間移動。	売買による輸入で、現実支払価格と加算要素が立証できる。
売手の代理人により輸入され、その後売手の計算と危険負担で国内販売される貨物（売買契約の履行として輸入される場合を除く）。	売手・買手間の売買契約を履行するために、売手の代理人を通じて輸入される。
買手が本邦に住所・本店等を有しない者である取引（輸入取引に該当しない）。	外国の売手と本邦に居住する買手との通常の売買。
処分制限が価格へ実質的に影響する。	販売地域の制限、法令上の制限、価格へ実質的影響のない制限だけがある。
特殊関係が取引価格へ影響する。	特殊関係はあるが価格へ影響しない。

結論を分ける事実

無償だから「課税価格ゼロ」ではない。取引価格方式を離れる理由を確定し、次の方法へ順番に進む。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 同種貨物と類似貨物の価格が競合するとき、類似貨物を優先するという順序の誤り。
- ・ 同種・類似貨物の適切な価格が複数ある場合に平均するという誤り。生産者が同一かどうかで絞り、なお複数なら最小の価格を用いる。
- ・ 逆算方式で、単価の高い販売や取引件数の多い販売を選ぶ誤り。選ぶのは**数量が最大の販売に係る単価**である。
- ・ 輸入者の希望がないのに、積算方式を逆算方式より先にする順序の誤り。
- ・ 法令により課される処分・使用の制限があることを、取引価格方式を排除する事情と考える誤り。除外される制限に当たる。

ミニドリル



無償輸入品について、同時期・同国産の同種貨物の適切な取引価格 45,000 円と、類似貨物 44,000 円がある。差異調整は不要。どちらを先に使うか。

解答

同種貨物 45,000 円。類似貨物より同種貨物を優先する。

変質・損傷があった場合

同じ損傷でも、いつ生じたかで制度が変わる。

変質・損傷が生じた時点	処理	根拠
課税物件確定の時（通常は輸入申告の時）まで	損傷がなかったものとした課税価格から、減価相当額を控除する。どの評価方法でも同じ。	関税定率法 4 条の 5
課税物件確定の時の後、輸入許可まで	課税価格は変えず、関税の軽減で扱う。	関税定率法 10 条 1 項

論点 10 客観的資料・合理的按分

判断課題

加算要素であることは分かるが、今回輸入分の額が分からない。概算で足せばよいのか。

原則

法定加算要素は、客観的で数値化された資料に基づき、現実支払価格に含まれていない額だけを加算する。資料がなく加算額を合理的に求められないときは、取引価格方式を使えない。複数貨物に係る一括費用は、数量・価格・使用実績等の合理的方法で按分するのが原則であり、輸入者が申し出れば無条件に特定の貨物へ一括計上できるわけではない。

第1段階：その費用は加算要素か

↓ はい

第2段階：今回分の額を資料で再現できるか

└ はい → 合理的に配賦して加算

└ いいえ → 任意額を足さず、取引価格方式の使用可否へ戻る

該当性が分かっても、金額を立証できなければ計算は終わらない。

認められる事例	認められない事例
金型費を予定総生産数量に対する今回数量で配賦し、契約・生産計画で立証する。	「だいたい半分」と担当者の感覚だけで配賦する。
一括運賃を重量比例で配賦することが貨物の性状上合理的である。	高密度品と容積品が混在するのに、理由なく均等割する。

結論を分ける事実

計算式だけでなく、その配賦基準が費用発生との関係で合理的か、資料で再現できるか。

典型的なひっかけ——誤った考え方

「加算要素に該当すれば、金額の立証は不要」という思い込み。評価は「該当性」と「金額」の二段階である。

ミニドリル

国外デザイン費 120 万円が A 商品 4,000 個、B 商品 2,000 個の双方へ同程度に使用され、数量比例が合理的である。今回 A を 1,000 個輸入する。A 今回分への加算額はいくらか。

解答

20 万円。全対象 6,000 個のうち 1,000 個分として配賦する。



無標識の累積想起ドリル 2

1. 売手の親会社へ支払う商標料が輸入品に係るが、売手からの購入と無関係である。
2. 買手と売手に法定の特殊関係があるが、非関連者向けと同じ価格形成を資料で示せる。
3. 法定加算要素に該当する一括費用があるが、今回分の額を客観的資料から合理的に求められない。

解答：1は第2要件を欠くため[別2]。供給がライセンス許諾に従属する事実が加われば[加算]になり得る。2は特殊関係だけを理由に取引価格方式を排除しない。価格影響が認められれば逆の結論となる。3は任意額を加算せず、取引価格方式を使えない。再現可能な配賦資料が得られれば取引価格方式を使える余地がある。

第1部後半の一次資料

- ・税関「関税評価用語等解説（ロイヤルティ等、売手帰属収益、特殊関係）」：<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kanzeihyouka/yougoshu.htm>（2026年8月18日参照）
- ・税関「質疑応答事例（関税評価）」：<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kanzeihyouka/hyokajirei/jireishu.htm>（2026年8月18日参照）
- ・税関「原則的な方法（取引価格方式）によらない場合の課税価格決定の方法」：https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1404-2_jr.htm（2026年8月18日参照）
- ・税関「関税評価に関する取扱事例」：<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kobetsu/TU-H19z0876-1.pdf>（2026年8月18日参照）

第2部 税率の選択と税額計算

論点 2A 税率は「表の最小値」を選ぶのではない

判断課題

基本 10%、暫定 8%、WTO 協定 6%、EPA 3% が並ぶ。必ず 3% か。

原則

税率は数字を比べる前に、貨物の原産地と各制度の適用資格・手続要件を確認する。暫定税率が設定された品目では、基本税率との単純な高低比較をせず、暫定税率を国内法上の基準とする。その上で、資格のある WTO 協定税率・EPA 税率等との関係を税関の公式フローに従って判定する。要件を欠く低税率は選択肢に入らない。

品目分類 → 原産地 → 制度の適用資格 → 証明・手続 → 所定の税率比較

最小の数字ではなく、使える税率の中から選ぶ。

適用できる事例	適用できない事例
EPA 締約国の原産品で、当該 EPA の原産地基準と必要な申告・証明を満たす。	締約国から積み出されたが、非原産材料の加工が基準を満たさず原産品でない。
WTO 加盟国原産で、協定税率が国内法上の基本・暫定税率より低い。	原産地不明で、問題文上 WTO 協定税率の適用資格が確認できない。

結論を分ける事実

1. 品目分類。
2. 原産地。
3. 税率制度の対象国・対象品目。
4. 原産地証明等の手続要件。
5. 国内法税率との高低関係。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・積出国と原産国を同一視する誤り。
- ・「EPA 締約国から積み出されれば EPA 税率を使える」という思い込み。



- ・ 暫定税率が設定されているのに、基本税率と単純な大小比較をする誤り。
- ・ WTO・EPA の適用資格と所定の税率比較へ進まず、暫定税率だけで最終税率を確定する誤り。

ミニドリル

基本 10%、暫定 8%、WTO 協定 6%、EPA3%。貨物は WTO 加盟国原産だが、EPA 原産品であることを満たさない。適用税率はどれか。

解答

6%。EPA3%は要件を欠く。暫定 8%と WTO 協定 6%のうち低い 6%を適用する。

論点 2B 従価税——丸める場所を固定する

判断課題

課税価格 4,567,890 円、税率 5.6%の関税額はいくらか。

原則

従価税品の課税標準の端数計算は申告書の**各欄ごと**に行い、1,000 円未満を切り捨てる。税率を乗じた各欄の関税額は円位まで保持し、全欄を合計した関税の確定金額について 100 円未満を切り捨てる。

計算

4,567,890 円 → 4,567,000 円

4,567,000 円 × 5.6% = 255,752 円

一欄だけなので、確定金額の 100 円未満切り捨て → **255,700 円**

正しい順序	誤った順序
各欄の課税価格を 1,000 円単位へ切り捨て → 税率 → 全欄税額合計 → 100 円未満切り捨て	総課税価格を先に合計してから 1 回だけ 1,000 円未満を切り捨てる
各欄税額の円単位を保持して合計	各欄税額を 100 円単位へ切り捨ててから合計

結論を分ける事実

「各欄」処理か「税目合計」処理か。丸め単位だけでなく丸める段階を覚える。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 各欄の課税価格を先に合計し、1,000 円未満を一度だけ切り捨てればよいという思い込み。
- ・ 各欄の関税額を 100 円単位へ切り捨ててから合計するという、端数処理の段階を取り違える誤り。

ミニドリル

第 1 欄 1,999,900 円・税率 8%、第 2 欄 1,999,900 円・税率 8%。関税額を求めよ。

解答

各欄 1,999,000 円 × 8% = 159,920 円。二欄合計 319,840 円の 100 円未満を切り捨て、**319,800 円**。価格を先に合計してから 3,999,000 円 × 8% とすると 319,920 円、確定額 319,900 円となり、誤差が生じる。

論点 2C 従量税・複合税・選択税

判断課題

税率欄に「円/kg」「○%又は△円/kg のうちいずれか高い税率」等がある。どちらの算式による税額を採るか。

原則

税率の型	計算の骨格	覚える点
従価税	価格 × 率	課税標準は価格
従量税	課税標準数量 × 単位当たり税額	数量の単位と端数処理を確認



複合税	従価税額と従量税額を組み合わせる	税率表の組合せ指示に従う
選択税	二つの税額を計算し、高い方又は低い方を選ぶ	%と円/kg 自体は比較しない

選択税は税率を比べず、税額を比べる。

従量税では、各申告欄の課税標準数量を先に処理する。関税法基本通達 13 の 4-2(2)の基準は次のとおりである。いずれも掲げた単位未満を切り捨てる。

従量税品	課税標準数量を保持する位
酒税が課される物品	10mL 位
揮発油税が課される物品	L 位
石油ガス税が課される物品	kg 位
石油石炭税が課される物品	L 位又は kg 位
その他の従量税品	税率の円位以上の桁数に応じる。2 桁なら数量の整数位、3 桁なら小数第 1 位。一般に n 桁なら小数第 n-2 位まで

数量処理後、各欄の関税額は円位未満を切り捨てて合計し、関税の確定金額について 100 円未満を切り捨てる。従価税の課税標準額に対する「1,000 円未満切り捨て」を、従量税の数量へ機械的に適用しない。

正しい判断	誤った判断
20 円/kg は所定の課税標準数量へ乗じる。	CIF 価格へ 20%を乗じる。
税率表に「15%又は 100 円/kg のうちいずれか高い税率」とあっても、両算式の税額を計算して比較する。	単位の異なる 15%と 100 円/kg 自体を大小比較する。

結論を分ける事実

税率の表記、課税標準の単位、比較・合算の指示。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 選択税で、単位の異なる「15%」と「100 円/kg」を直接比較できるという思い込み。
- ・ 従価税の「課税標準額の 1,000 円未満切り捨て」を、従量税の課税標準数量にも機械的に適用する誤り。

ミニドリル

課税価格 200 万円、課税標準数量 1,000kg。税率は「5%又は 120 円/kg のうちいずれか高い税率」。端数は生じない。関税額はいくらか。

解答

従価税 10 万円、従量税 12 万円。高い方の **12 万円**。

従量税の端数ドリル

「その他の従量税品」一欄の数量が 120.75kg、税率が 123 円/kg である。他欄はない。課税標準数量と関税の確定金額を求めよ。

解答：税率の円位以上が 3 桁なので、数量は小数第 1 位までとし 120.7kg。120.7kg×123 円＝14,846.1 円から円位未満を切り捨て 14,846 円。税目の確定金額の 100 円未満を切り捨て、**14,800 円**。

論点 2D 関税・消費税・地方消費税の計算順序

判断課題

輸入貨物に関税と消費税等が課されるとき、同じ課税価格へ各税率を掛ければよいか。

原則

標準税率で、他の内国消費税がない基本例では、次の順で進む。



関税評価額

↳ 関税を計算

↓

関税評価額＋その物品の関税額等

↳ 消費税を計算

↓

各欄の消費税額（100円未満切捨て）

↳ $\times 22/78$ → 地方消費税

10%を一度に掛けない。関税 → 消費税 → 地方消費税の階段を下りる。

税目	各欄で作る課税標準	税額の確定まで
関税	関税評価額の 1,000 円未満を切り捨てる。	各欄で税率を乗じ、円位のまま全欄を合計して、100 円未満を切り捨てる。
消費税	端数処理前の関税評価額に、その物品の関税額（100 円未満切り捨て）等を加え、1,000 円未満を切り捨てる。	7.8%を乗じ、全欄を合計して、100 円未満を切り捨てる。
地方消費税	各欄の消費税額の 100 円未満を切り捨てる。	22/78 を乗じる都度 1 円未満を切り捨て、全欄を合計して、100 円未満を切り捨てる。

軽減税率対象、酒税等の内国消費税がある貨物、複数欄では計算関係が変わるため、設問条件を優先する。

典型的なひっかけ——誤った考え方

「輸入消費税等は合計 10%を一度掛ければよい」という思い込みにより、途中の端数処理を省略する誤り。最終額が近くても、試験の計算式では誤りになる。

ミニドリル

課税価格 98,765 円、関税率 7.2%、標準税率、他の内国消費税なし。関税、消費税及び地方消費税を最後まで求めよ。

解答

税目	課税標準・算式	確定額
関税	98,000 円 $\times 7.2\% = 7,056$ 円	7,000 円
消費税	(98,765 円 + 7,000 円) の 1,000 円未満を切り捨てた 105,000 円 $\times 7.8\% = 8,190$ 円	8,100 円
地方消費税	8,190 円の 100 円未満を切り捨てた 8,100 円 $\times 22/78 = 2,284$ 円	2,200 円

三税は同じ課税標準ではない。前の税額が、次の税の計算へ接続する。



論点 2E 総合計算——判定してから電卓を打つ

総合計算ドリル

次の貨物の課税価格と関税額を求める。

- ・ 仕入書記載額 (FOB) : 3,000,000 円
- ・ 売手の債務の代払い : 100,000 円
- ・ 海上運賃・保険料 : 250,000 円
- ・ 真正な買付手数料 : 90,000 円
- ・ 売手の親会社へ支払う商標料 : 売買条件で 150,000 円
- ・ 輸入港から国内倉庫までの明確な運賃 : 40,000 円
- ・ 税率 : 6.3% (本問の設定)

判定表

項目	経路	実際の支払・負担額	課税価格への算入額
FOB 価格	価格	3,000,000 円	3,000,000 円
売手債務の代払い	価格	100,000 円	100,000 円
海上運賃・保険料	加算	250,000 円	250,000 円
真正な買付手数料	別 2	90,000 円	0 円
条件を満たす商標料	加算	150,000 円	150,000 円
輸入港到着後の国内運賃	別 1	40,000 円	0 円

解答

課税価格は 3,500,000 円。課税標準も 3,500,000 円。 $3,500,000 \text{ 円} \times 6.3\% = 220,500 \text{ 円}$ で、100 円未満の端数はない。関税額は **220,500 円**。

条件を変えた場合の確認

- ・ 商標料がその輸入貨物の輸入取引をするための支払でなければ、法定加算要素に該当せず、150,000 円は課税価格に算入しない。
- ・ commission が販売代理人への手数料なら法定加算要素に該当し、現実支払価格に含まれていない 90,000 円を加算する。
- ・ 仕入書が CIF で運賃等を既に含むなら、250,000 円を再加算しない。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 「支払った費用はすべて課税価格へ足す」という思い込みにより、真正な買付手数料や輸入港到着後の明確な国内運賃まで算入する誤り。
- ・ 「価格」と「加算」を同じ足し算として扱い、仕入書記載額に既に含まれる法定加算要素を二重加算する誤り。

論点 2F 過少申告加算税・無申告加算税の計算——丸めてから乗じ、乗じてから丸める

過去問実績: 第 54～59 回の計算問題で 2 問(第 57・59 回)。第 59 回は特恵否認→修正申告→過少申告加算税という複合問題。主な根拠: 関税法 12 条の 2・12 条の 3。

加算税の条文要件・正誤肢の観点は論点 6I で扱う。本論点は計算に絞る。

判断課題

修正申告や更正により増差税額が生じた。どの金額に、何%を、どの順序で乗じ、どこで端数を落とすか。

原則

加算税の計算は、次の五段階を固定した順序で進める。順序を入れ替えると答が変わる。

1. **基礎となる税額を出す**。修正申告・更正・決定に基づき納付すべき税額(増差税額)である。正当な理由があると認められる部分等は控除する(関税法 12 条の 2 第 4 項)。



2. **1万円未満を切り捨てる**。基礎税額が1万円未満なら加算税は課さない(関税法12条の2第6項・12条の3第8項が12条3項を読み替えて準用)。
3. **本則の割合を乗じる**。過少申告は10%、無申告は15%。更正(決定)があるべきことを予知しないでした申告なら、それぞれ5%・10%に下がる。
4. **加重分を足す**。過少申告は「当初申告に係る税額と50万円のいずれか多い額」を超える部分に5%。無申告は50万円を超える部分に5%。
5. **確定額を丸める**。100円未満を切り捨て、加算税の額が5,000円未満なら徴収しない(同じ準用規定により、12条4項の「千円」を「五千円」と読み替える)。

過少申告加算税(関税法12条の2)	無申告加算税(関税法12条の3)
期限内の当初申告があった後の修正申告・更正が対象。本則10%。	期限後特例申告書の提出・決定、およびその後の修正申告・更正が対象。本則15%。
更正を予知しないでした修正申告は5%(1項かっこ書き)。	更正決定を予知しないでした申告は10%(1項かっこ書き)。
調査通知前の自発的な修正申告には 課さない (5項)。	調査通知前でも 5%は課される (6項)。
加重は「当初申告税額と50万円の多い額」の超過部分に5%(2項)。	加重は50万円の超過部分に5%(2項)。加算後累積納付税額が300万円を超えるときは、50万円以下15%・50万円超300万円以下20%・300万円超30%の区分課税に切り替わる(3項)。
どちらも賦課課税方式により確定する(関税法6条の2第1項2号へ)。延滞税が特別の手續を要しないで確定する(同条2項)のと対になる。	過去5年内に無申告加算税等を課された等の場合は、さらに10%が加重される(4項)。

結論を分ける事実

1. 期限内の当初申告があったか(過少申告か、無申告か)。
2. その修正申告が、更正(決定)を予知してされたものか。調査通知の前か後か。
3. 増差税額が「当初申告税額と50万円の多い額」を超えるか。無申告では300万円を超えるか。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 5%加重の比較対象を常に50万円だと思い込む誤り。当初申告税額が50万円を超えるときは、50万円ではなくその税額と比べる。
- ・ 「調査通知前の自発的な申告なら加算税はゼロ」という思い込み。ゼロになるのは過少申告加算税だけで、無申告加算税は調査通知前でも5%課される。
- ・ 「本則が5%に軽減されたのだから加重もない」という誤り。12条の2第2項が除外するのは5項(調査通知前で不適用となる場合)だけであり、調査通知後・更正予知前の修正申告では5%+加重5%が併存する。
- ・ 端数処理の段階の取り違い。増差税額をまず1万円未満切捨てしてから割合を乗じるのであり、乗じた後に1万円単位へ丸めるのではない。
- ・ 不徴収の限度額を1,000円とする誤り。加算税では読替えにより5,000円である。
- ・ 割合と金額(10%・5%・15%・50万円・300万円・1万円・100円・5,000円)は改正が続いている領域であり、必ず関税法12条の2・12条の3の現行条文で確認すること。

ミニドリル

A:期限内の当初申告に係る税額が300,000円の貨物につき、税関の調査を受け、更正があるべきことを予知して修正申告をした。増差税額は728,500円である。B:期限内の当初申告に係る税額が800,000円の貨物につき、調査通知を受けた後、更正があるべきことを予知する前に修正申告をした。増差税額は同じく728,500円である。過少申告加算税の額はそれぞれいくらか。

解答



A :基礎税額 728,500 円の 1 万円未満を切り捨てて 720,000 円。本則は更正予知後の修正申告なので 10% を乗じ、 $720,000 \text{ 円} \times 10\% = 72,000 \text{ 円}$ 。比較額は当初申告税額 300,000 円と 500,000 円の多い方で 500,000 円、超える部分は $720,000 \text{ 円} - 500,000 \text{ 円} = 220,000 \text{ 円}$ 、 $220,000 \text{ 円} \times 5\% = 11,000 \text{ 円}$ 。合計 **83,000 円**(100 円未満の端数なし、5,000 円以上なので徴収する)。

B :基礎税額は同じく 720,000 円。ただし更正を予知しなかった修正申告なので本則は 5% となり、 $720,000 \text{ 円} \times 5\% = 36,000 \text{ 円}$ 。比較額は当初申告税額 800,000 円と 500,000 円の多い方で 800,000 円、720,000 円はこれを超えないため加重は生じない。合計 **36,000 円**。なお、B の当初申告税額が 300,000 円のままであれば、5% に軽減されても加重は生きますので、 $36,000 \text{ 円} + 11,000 \text{ 円} = 47,000 \text{ 円}$ となる。

最低限おさえる型

増差税額を 1 万円未満切捨て→本則(過少 10%・無申告 15%、更正予知前は 5%・10%、調査通知前は 0%・5%)→(当初申告税額と 50 万円の多い方)の超過部分×5%を加算→100 円未満切捨て→5,000 円未満なら徴収しない。

第 2 部の一次資料

- ・税関「税率決定までの流れ」：<https://www.customs.go.jp/tariff/mikata/mikata2.htm> (2026 年 8 月 18 日参照)
- ・税関「関税法基本通達 第 13 条の 4(端数計算)」：<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kihon/TU-S47k0100-s02-03~05.pdf> (2026 年 8 月 18 日参照)
- ・e-Gov 法令検索「国税通則法 第 118 条・第 119 条」：<https://laws.e-gov.go.jp/law/337AC00000000066> (2026 年 8 月 18 日参照)
- ・税関「関税・消費税等の税額計算方法 (例)」：https://www.customs.go.jp/tokyo/youbin/postal_qa/kanzeikeisan.pdf (2026 年 8 月 18 日参照)

第 3 部 申告書の読み方・書き方

第 3 部の前提カード——コードと円換算を先に固定する

最初に固定するもの	処理	詳細
番号	6 桁番号+3 桁統計細分+1 桁 NACCS 用コードをつなぐ。統計単位と数量も分類時に確定する。	論点 3H
外貨換算	価格配賦や 20 万円判定より前に円換算する。輸入申告日の属する週の税関長公示相場を基準とし、試験では問題文・別冊の指定を優先する。	論点 3I

コードと円価が固まる前に、欄分けを始めない。

第 3 部の標準順序は次のとおりである。

指示と中間表 → 分類 → コード・統計細分・数量単位 → 外貨換算 → 価格条件の変換と配賦 → 同一番号の取りまとめ → 番号ごとの 20 万円判定 → 輸出・輸入別の少額処理 → 欄順と検算

論点 3A インボイスから答案へ移す前に中間表を作る

判断課題

インボイスの商品行を、見つけた順に申告欄へ入力してよいか。

原則

申告欄へ直接転記せず、全品目を一度、次の中間表へ落とす。



行	品名・性状	分類根拠	9 桁番号	10 桁目	配 賦 前 価 格（FOB 等）	配賦費用	申告価格	税率	単位・数量
1		通則・注・ 項							

この表を作った後に、同一番号の取りまとめ、少額合算、価格順の並べ替えを行う。分類途中で欄へ転記すると、後から同一番号が判明したときに二重計上や転記漏れが起きる。

対比

正しい処理	混乱しやすい処理
インボイス全行を分類し、中間表の総額を検算してから欄分けする。	一品分類するたび答案欄へ書く。
価格配賦前の基礎額と配賦後価格を別列にする。	元値を消して上書きする。

結論を分ける事実

品目単位の判断と、申告欄単位の取りまとめは別工程である。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・「インボイス行数と申告欄数は一致する」という思い込み。
- ・商品セットの分類と、同一品目番号の取りまとめを混同する誤り。

ミニドリル

インボイスに同一品目番号の商品が12万円と11万円で二行ある。番号ごとの20万円判定より前に何をするか。

解答

同一番号として23万円へ取りまとめる。その後の番号ごとの20万円判定では20万円を超えるため、少額合算候補にしない。

論点 3B 分類は品名ではなく客観的性状から始める

判断課題

インボイスに ACCESSORY、FOOD SET、PARTS とだけある。名称から番号を決められるか。

原則

材質、構造、機能、用途、加工状態、提示状態等を確認し、通則1、部注・類注、項・号の文言から所属を決める。セット、小売用組合せ、専用ケース、部分品は、日常語のまとまりと関税率表上のまとまりが一致するとは限らない。

分類判断に使う事実	それだけでは足りない情報
材料組成、編物・織物、加工方法、主要機能、提示状態	商品名、ブランド名、販売部門名
セットを構成する各物品、単一ニーズ、直接包装、重要な特性	KIT と印刷された箱

結論を分ける事実

客観的性状と、通則・注の適用順序。

典型的なひっかけ——誤った考え方

「検索で似た商品名の番号が見つければ分類は完了」という思い込みにより、部注・類注による除外を確認しない誤り。

ミニドリル

「スポーツ用セット」という商品名だけが示された。最初に確認すべきものを二つ挙げよ。

解答



構成物品の具体的性状と提示・包装状態。名称だけで第 95 類や小売用セットに決めない。

接続

通則、21 部 97 類の地図、境界品目は『関税率表 所属（HS 分類）チートシート』を使う。本書では分類後の価格・欄処理へ重点を置く。

論点 3C 価格配賦——FOB・CFR・CIF をそろえる

判断課題

インボイスが FOB 総額で、運賃・保険料が一括している。各品目の輸入申告価格をどう求めるか。

原則

一括費用は、問題文が指定する基準に従い、指定がなければ費用発生との関係で合理的な基準により各品目へ配賦する。申告書問題では、インボイス価格比、重量比、容積比等が明示されることが多い。

価格比配賦の型

品目 A への配賦額 = 一括費用 × A の配賦前価格（FOB 等） ÷ 全品目の配賦前価格（同じ価格条件）

正しい処理	誤った処理
全品目への配賦額合計が一括費用と一致するか確認する。	各品目を個別に丸め、配賦総額の差を放置する。
輸出申告では設問に従い FOB へ、輸入申告では課税価格へ変換する。	輸出も輸入も CIF へそろえる。

結論を分ける事実

輸出か輸入か、契約条件、費用の対象範囲、設問指定の配賦基準。

典型的なひっかけ——誤った考え方

CFR 価格をそのまま輸入課税価格とみて保険料を見落とす誤り。反対に、CIF 価格へ FOB までの費用を再加算する二重加算の誤り。

ミニドリル

FOB 総額 100 万円（A60 万円、B40 万円）、海上運賃・保険料 10 万円。価格比配賦が指定された。A と B の課税価格はいくらか。

解答

A66 万円、B44 万円。配賦後総額 110 万円とも一致する。

論点 3D 同一番号の取りまとめと少額合算

判断課題

「各インボイス行が 20 万円以下」なら、すべて少額合算できるか。

原則

直近の公式試験問題では、次の順序が明示されている。

同じ番号をまとめてから、20 万円を判定する。順序は逆にしない。

- 1. 同一の統計品目番号・品目番号があるものを先に一つへ取りまとめる。
- 2. 取りまとめ後の番号ごとの申告価格が 20 万円以下か判定する。
- 3. 異なる番号の少額合算候補を、設問指示に従って一欄へ合算する。

同一番号の取りまとめ	少額合算
同じ番号の価格を合計する。	異なる番号で、それぞれ 20 万円以下のものをまとめる。



合計が 20 万円を超えれば少額合算候補ではない。	合算後の合計が 20 万円を超えても、元の番号ごとの判定が基準となる。
同じ分類の統合であり、代表番号選択ではない。	代表番号と 10 桁目の特別符号を設問に従って選ぶ。

結論を分ける事実

判定単位は、原則としてインボイス行ではなく、同一番号を取りまとめた後の番号ごとの申告価格。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 12 万円と 11 万円の同一番号を、取りまとめずに別々の少額合算候補として扱う誤り。
- ・ 「少額合算後の合計も 20 万円以下でなければならない」という思い込みにより、合算を取り消す誤り。

ミニドリル

A 番号の商品 12 万円と 11 万円、B 番号の商品 19 万円がある。どれが少額合算対象か。

解答

A 番号は先に 23 万円へ取りまとめるため対象外。B 番号 19 万円は対象候補である。ただし、最終処理は設問の指示に従う。

論点 3E 輸出の少額合算——代表番号と価格順

判断課題

輸出申告で異なる少額合算候補を一欄へまとめるとき、どの番号を表示するか。

原則

第 59 回公式問題の指示では、異なる統計品目番号で番号ごとの申告価格が 20 万円以下のものを一括し、合算前で申告価格が最も大きい品目の番号を代表番号とし、少額合算欄 (X) とする。一欄一品目のみで 20 万円以下なら単独少額欄 (E) とする。欄は取りまとめ後の申告価格が大きい順に入力する。

事例	10 桁目
15 万円の A 番号と 12 万円の B 番号を少額合算し、A を代表番号にする。	X
一つの番号だけで 15 万円の一欄となる。	E
一つの番号で 25 万円の一欄となる。	実行上の通常の 10 桁目

結論を分ける事実

X は輸入専用、E は輸出専用ではない。X は合算欄、E は単独少額欄という設問上の役割である。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 少額合算の代表番号を、分類番号の数値の大きさに選ぶ誤り。
- ・ 「合算後の価格が 20 万円を超えたら X を使えない」という思い込みにより、E や通常コードへ変更する誤り。
- ・ 過去問固有の指示を一般の NACCS 入力へ無条件に拡張する誤り。試験では毎回、設問の記載を優先する。

ミニドリル

輸出品 A (番号 A、18 万円)、B (番号 B、16 万円)、C (番号 C、30 万円)。他の条件は第 59 回問題と同じ。欄を作れ。

解答

A と B を合算して 34 万円、代表は A、10 桁目 X。C は 30 万円通常番号。価格順は合算欄 34 万円、C 欄 30 万円。

論点 3F 輸入の少額合算——有税と無税を分ける

判断課題

輸入の少額合算候補は、有税・無税を混ぜて一欄にできるか。



原則

第 59 回公式問題の指示では、異なる品目番号で番号ごとの申告価格が 20 万円以下のものを、有税品と無税品に分け、それぞれ一欄へ合算する。

- ・ 有税合算欄：関税率が最も高い品目を代表番号とする。同率なら申告価格が最も大きいもの。
- ・ 無税合算欄：申告価格が最も大きい品目を代表番号とする。
- ・ いずれも 10 桁目は x。
- ・ 一欄一品目のみで 20 万円以下なら 10 桁目は E。

事例	代表番号
A・10%・15 万円、B・5%・18 万円	A。価格でなく最高税率を優先する。
C・無税・12 万円、D・無税・19 万円	D。無税では最大価格を使う。

結論を分ける事実

輸出と異なり、輸入の有税合算は税率を先に比較する。有税・無税を混ぜない。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 有税品でも最大価格の番号を無条件に代表とする誤り。まず税率の高い番号を優先する。
- ・ 最高税率が同率のとき、最大価格を選ぶという第 2 順位を見落とす誤り。
- ・ 免税制度・簡易税率の「少額」と、申告書作成問題の 20 万円以下の欄処理を混同する誤り。

ミニドリル

A (8%、19 万円)、B (12%、10 万円)、C (無税、18 万円)、D (無税、9 万円)。合算欄を作れ。

解答

有税：A+B=29 万円、代表 B、10 桁目 x。無税：C+D=27 万円、代表 C、10 桁目 x。

論点 3G 「少額」という同じ言葉を分離する

判断課題

20 万円以下なら関税が免税になるか。1 万円以下なら申告書問題の少額合算になるか。

原則

次の制度は基準額と目的が異なる。

同じ「少額」でも、欄処理・簡易税率・免税は別制度。

制度・処理	基準の中心	意味
少額貨物の申告欄処理	20 万円以下（公式問題の指示）	異なる品目番号を一欄へ取りまとめる試験上の処理
少額輸入貨物の簡易税率	課税価格合計 20 万円以下	原則として 7 区分の簡易税率を適用する制度。申出による一般税率選択等あり
少額輸入貨物の関税免税	課税価格合計 1 万円以下	一定の除外貨物を除く関税免税
個人使用貨物の卸取引段階への調整	現行制度の所定要件	海外小売価格に 0.6 を乗じる実務上の取扱い。第 60 回基準日現在では存続

個人使用貨物の 0.6 掛け特例の廃止は、関税定率法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 5 号）として成立・公布済みであり、2028 年 4 月 1 日に施行される。2026 年 7 月 1 日の試験基準日には未施行なので、現行制度と混同しない。

結論を分ける事実

何のための金額基準か、課税価格の合計か番号ごとの申告価格か、法令制度か設問上の入力処理か。



典型的なひっかけ——誤った考え方

「20 万円以下なら免税」「1 万円以下なら申告不要」と一律に短絡する誤り。免税でも価格申告・他法令・統計等の論点は残り得る。

ミニドリル

課税価格 15 万円の一般貨物は、金額だけを理由に関税免税となるか。

解答

ならない。1 万円以下の免税基準を超える。20 万円以下は簡易税率や申告欄処理で現れる別の基準である。

論点 3H 10 桁コード、数量、単位、申告価格

判断課題

6 桁の HS 番号が分かれば、申告書の品目番号欄は完成するか。

原則

申告書問題では、資料に示された 6 桁番号、3 桁の統計細分、1 桁の NACCS 用コードをつなぎ、10 桁を作る。少額合算欄 (X) 又は単独少額欄 (E) では、設問指示により 10 桁目を置き換える。実行関税率表・輸出統計品目表に示される統計単位と数量も確認する。

1234.56 + 789 + 0 = 1234567890
6桁 3桁 1桁 10桁
↳ 設問により X / E へ置換

確認するもの	誤りやすい点
6 桁番号	項と号の区切りを誤る
統計細分 3 桁	品名が似た隣接細分を選ぶ
NACCS 用 1 桁	通常コードと X・E を混同する
単位・数量	KG、NO、PR 等をインボイス単位のまま転記する
申告価格	輸出 FOB・輸入課税価格、配賦、指定桁を混同する

結論を分ける事実

分類結果、設問の入力指示、表に示された単位。

典型的なひっかけ——誤った考え方

10 桁目の E を EPA の原産地証明者区分と混同する誤り。同じ文字でも入力欄が違えば意味が違う。

ミニドリル

表の番号が 1234.56、統計細分が 789、通常 NACCS 用コードが 0 である。少額合算欄に使うよう問題文が指示した。入力する 10 桁は何か。

解答

123456789X。通常の 10 桁目 0 を、設問指示どおり X にする。

論点 3I 外貨換算と申告価格の検算

判断課題

仕入書日、船積日、輸入申告日で相場が違う。任意の日の相場を使えるか。

原則

申告日当日の相場ではなく、申告日の属する週に適用される公示相場。



課税価格計算では、輸入申告の日を基準に、その日の属する週に適用される税関長公示相場を選ぶ。通常、この公示相場は当該週の前々週における実勢外国為替相場の週間平均値に基づくため、輸入申告日当日の市場スポット相場ではない。著しい相場変動がある場合等には通達上の取扱いがある。

試験では、別冊に使用すべき相場が指定されるため、その指示に従う。輸出申告も設問指定の換算表・日を使う。

正しい処理	誤った処理
問題文・別冊で指定された相場と対象日を先に囲む。	インボイス日レートを商慣行として自動採用する。
輸入申告日の属する週に適用される税関長公示相場を使う。	輸入申告日当日のスポット相場を使う。
外貨建て各費用の対象通貨を確認する。	USD 価格へ EUR レートを掛ける。

結論を分ける事実

法令上の基準日と、設問で与えられた換算方法。

典型的なひっかけ——誤った考え方

各商品を円換算して丸めた合計と、外貨総額を円換算した額の差を「誤差だからよい」と放置する誤り。設問の丸め・配賦指示を優先し、最後に全品目合計を検算する。

ミニドリル

FOB 価格 10,000 米ドル、運賃 1,000 米ドル、保険料 100 米ドル、指定レート 150 円／米ドル。他の要素なし。輸入課税価格はいくらか。

解答

11,100 米ドル×150 円＝**1,665,000 円**。

論点 3J 総合演習——有税 X と無税 X を同時に立てる

判断課題

少額貨物に有税品と無税品が混在するとき、5 欄をどう配分するか。

なぜこの演習が要るか

論点 3F で有税・無税の分け方そのものは扱った。しかし第 54 回から第 59 回までの公式問題では、輸入申告の少額合算は 6 回とも片側に寄っており、**有税 X と無税 X が同じ問題で同時に立った実績はない**。指示文だけは 6 回とも「有税である品目と無税である品目に分けて、それぞれを一括して一欄にとりまとめる」と一貫して置かれているため、出題側はいつでもこの形を投げられる状態にある。ここでは、その未出パターンを分類・換算・加算からひとつとおり通す。

設定（別冊に代えて、本問に必要な税率と相場を示す。**税率は本演習用に置いた値であり、実務・本試験では必ず適用時点の実行関税率表を引くこと**）

輸入者は A 社。中国から 6 品目を CIF 建て・米ドルで輸入する。適用為替相場は **1 米ドル＝150.00 円**。仕入書価格のほかに、買手が売手のために支払った**仲介手数料 600 米ドル**があり、仕入書価格に応じて按分して加算する（仕入書合計 20,000 米ドルに対し 3.0%）。ほかに加算・不算入の要素はない。

#	品目	品目番号	適用税率	CIF(米ドル)
1	竹製フルーツバスケット（組物）	4602.11-9001	無税	9,000
2	竹製スプーン	4419.19-0005	3.9%	4,200
3	木製まな板	4419.90-0003	無税	3,900
4	ガラス製鏡（竹枠付き）	7009.92-0006	無税	1,100
5	やし繊維製キッチンブラシ	9603.90-0006	5.8%	1,000
6	竹製ほうきの柄	4417.00-0201	3.4%	800



			合計	20,000
--	--	--	----	--------

ドリル

第1欄から第5欄までの品目番号(10桁)と課税価格を答えよ。少額合算の指示は論点3Fの原則どおりとする。

解答

まず全6品目の課税価格を確定する。CIF価格に仲介手数料を3.0%按分加算し、150円で換算する。

#	品目	CIF	×1.03	課税価格(円)	20万円以下	有税/無税
1	竹製フルーツバスケット	9,000	9,270.0	1,390,500	—	無税
2	竹製スプーン	4,200	4,326.0	648,900	—	3.9%
3	木製まな板	3,900	4,017.0	602,550	—	無税
4	ガラス製鏡	1,100	1,133.0	169,950	○	無税
5	キッチンブラシ	1,000	1,030.0	154,500	○	5.8%
6	竹製ほうきの柄	800	824.0	123,600	○	3.4%

少額貨物は#4・#5・#6の3品目。**これを有税と無税に割る。**

- ・ **無税側**は#4のみ。合算する相手がいないので一欄一品目となり、10桁目はxではなくE。番号は7009.92-000E、課税価格169,950円。
- ・ **有税側**は#5(5.8%)と#6(3.4%)。一括して一欄にまとめ、代表番号は**税率が最も高い#5**の9603.90-0006 → **9603.90-000X**。課税価格は154,500 + 123,600 = **278,100円**。

欄順は合算後の課税価格の大きい順に並べる。

欄	品目番号	課税価格(円)	内訳
第1欄	4602.11-9001	1,390,500	#1
第2欄	4419.19-0005	648,900	#2
第3欄	4419.90-0003	602,550	#3
第4欄	9603.90-000X	278,100	#5+#6(有税合算)
第5欄	7009.92-000E	169,950	#4(単独少額・無税)

結論を分ける事実

有税・無税に割った結果、**片側が1品目だけになることがある**。そのときはその欄は合算欄ではないのでxを付けてはならず、Eになる。「少額が3つあるから合算欄は1つ」と考えると、9603.90-000Xに鏡まで巻き込んで1欄にしてしまい、欄が4つしか埋まらない。

有税側の代表番号を価格で選んでいないことにも注意する。#5(154,500円・5.8%)と#6(123,600円・3.4%)は価格順と税率順がたまたま一致しているが、これが逆転する設定は容易に作れる。**税率を先に見る手順を体に入れておく。**

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 少額3品目をまとめて一欄にし、xを1つだけ立てる誤り。有税・無税をまたいで合算はできない。
- ・ 無税側が1品目のときにxを付ける誤り。合算していない欄はE。
- ・ 少額判定を仕入書のCIF価格のままで行う誤り。**加算要素を織り込んだ課税価格**で判定する。本問では加算前後で結論は変わらないが、加算により20万円を超える設計は頻出。
- ・ 合算欄を機械的に最終欄へ置く誤り。順位は**合算後**の価格で決まる。本問では有税合算欄(278,100円)が単独少額欄(169,950円)より上に来る。

ここまでの確認

- ・ 少額貨物を拾ったら、**まず有税/無税で2つの箱に割る**。箱ごとに合算欄を作るか、1品目ならEにする。



- ・有税箱の代表番号は税率最大（同率なら価格最大）、無税箱の代表番号は価格最大。
- ・箱が2つとも複数品目なら、少額だけで2欄を消費する。残り3欄に高額品を並べることになるので、**欄の枠を先に見積もる**。

第3部の一次資料

- ・税関「第59回通関士試験・通関実務問題」：https://www.customs.go.jp/tsukanshi/59_shiken/20251005tukanshi03.pdf（2026年8月18日参照）
- ・税関「第58回通関士試験・通関実務問題」：https://www.customs.go.jp/tsukanshi/58_shiken/20241006tukanshi03.pdf（2026年8月18日参照）
- ・税関「NACCSによる輸入申告入力例」：<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/useful/nyuryokurei.pdf>（2026年8月18日参照）
- ・税関「輸入（納税）申告書の記載方法について」：https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1110_jr_20251012ver.html（2026年8月18日参照）
- ・税関「外国為替相場（課税価格の換算）」：<https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/kawase/>（2026年8月18日参照）
- ・税関「関税評価用語等解説（問10-1、10-2）」：<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kanzeihyouka/yougoshu.htm>（2026年8月18日参照）
- ・税関「少額輸入貨物の簡易税率」：<https://www.customs.go.jp/tsukan/kanizeiritsu.htm>（2026年8月18日参照）
- ・財務省「令和8年度税制改正の大綱」：https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/08taikou_mokuji.htm（2026年8月18日参照）
- ・財務省「関税定率法等の一部を改正する法律案（令和8年法律第5号）」：https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/221diet/kz20260220g.html（2026年8月18日参照）
- ・税関「法律等改正（法律）」：<https://www.customs.go.jp/kaisei/horitsu.htm>（2026年8月18日参照）
- ・e-Gov 法令検索「関税定率法 第4条の7」：https://laws.e-gov.go.jp/law/143AC0000000054?occasion_date=20260701（2026年8月18日参照）

第4部 申告書問題の解き方

欄分け集中例——整理済み資料から申告欄を組み立てる

この総合例のコード・税率は、処理手順の訓練のための仮定であり、实在貨物の分類・実行税率を示すものではない。少額処理は第59回公式問題と同じ指示を用いる。

全品目 → 価格配賦 → 同一番号を統合 → 20万円判定 → X / E → 価格順 → 税額 → 逆算検算

問題資料

インボイスはFOB価格。輸入港までの運賃・保険料100,000円を、FOB価格比で各品目へ配賦する。他の加算・除外要素はない。

行	品名	品目番号（10桁目は通常コード）	FOB 価格	関税率
A	制御器	1111110001	330,000 円	6%
B	接続器	2222220002	240,000 円	無税
C	センサー	3333330003	180,000 円	10%
D	スイッチ	4444440004	130,000 円	5%
E	ケース	5555550005	70,000 円	無税
F	接続器	2222220002	50,000 円	無税



計			1,000,000 円	
---	--	--	-------------	--

手順 1 全品目を分類する

本問では番号が与えられている。実際の申告書問題では、品名・材質・用途から別冊の表を使い、通則・注・項の文言で分類する。この段階ではまだ答案欄へ転記しない。

手順 2 課税価格を配賦する

一括費用 100,000 円は FOB 総額 1,000,000 円の 10%。各品目の課税価格は FOB 価格の 110%になる。

行	FOB 価格	配賦額	課税価格
A	330,000 円	33,000 円	363,000 円
B	240,000 円	24,000 円	264,000 円
C	180,000 円	18,000 円	198,000 円
D	130,000 円	13,000 円	143,000 円
E	70,000 円	7,000 円	77,000 円
F	50,000 円	5,000 円	55,000 円
計	1,000,000 円	100,000 円	1,100,000 円

この合計一致が第一の検算になる。

手順 3 同一番号を先に取りまとめる

B と F は同じ 2222220002 なので、264,000 円+55,000 円=319,000 円へ取りまとめる。20 万円を超えるため、少額合算候補ではない。

手順 4 番号ごとの 20 万円判定をする

番号単位	価格	判定
A	363,000 円	少額合算候補外
B+F	319,000 円	少額合算候補外
C	198,000 円	有税の少額合算候補
D	143,000 円	有税の少額合算候補
E	77,000 円	単独少額欄（E）の候補

手順 5 有税・無税を分けて少額処理する

C と D は有税の少額合算候補なので一欄へ合算する。合計 341,000 円。代表番号は最高税率 10%の C で、少額合算欄（X）を 333333000X とする。

E は番号ごとの申告価格が 20 万円以下だが、合算相手となる別番号の無税の少額合算候補がない。一欄一品目 77,000 円のため、単独少額欄（E）を 555555000E とする。

手順 6 価格順に欄を並べる

欄	入力番号	内容	申告価格
第 1 欄	1111110001	A	363,000 円
第 2 欄	333333000X	C+D（有税少額合算）	341,000 円
第 3 欄	2222220002	B+F（同一番号）	319,000 円
第 4 欄	555555000E	E（単独少額）	77,000 円

合計は 1,100,000 円。配賦後の総額と一致する。



手順 7 関税額を計算する

本問では、少額合算欄へ代表番号の税率を適用する設定とする。

- ・ 第 1 欄：363,000 円×6%=21,780 円
- ・ 第 2 欄：341,000 円×10%=34,100 円
- ・ 第 3・4 欄：無税
- ・ 欄別税額合計：55,880 円
- ・ 関税の確定金額の 100 円未満切り捨て：**55,800 円**

各欄税額を 21,700 円、34,100 円と先に 100 円単位へ切り捨てて合計すると 55,800 円で今回は偶然同じになるが、常に同じとは限らない。正しい順序を崩さない。

手順 8 逆向きに検算する

1. A～F の全行が一度だけ含まれる。
2. B と F は同一番号の取りまとめであり、少額合算ではない。
3. C と D は有税同士で合算し、最高税率の C を代表にした。
4. E は x ではなく単独少額の E。
5. 申告価格合計 1,100,000 円が課税価格総額と一致する。

完全例——分類資料から地方消費税まで通す

この例の番号・税率・品名は、処理順の訓練のための架空資料であり、实在貨物の分類・実行税率ではない。少額処理は第 59 回公式問題と同じ指示を用いる。

未整理の資料

- ・ 輸入申告日：2026 年 8 月 18 日
- ・ その日の属する週に適用される税関長公示相場：1 米ドル=150 円（本問指定）
- ・ 仕入書：FOB 建て。輸入港までの運賃・保険料 440 米ドルを、各行の FOB 価格比で配賦する。
- ・ 全品目は標準税率で、他の内国消費税はない。

行	仕入書の品名・客観的性状	数量	FOB 価格
A	制御装置 CU-24、定格 24V	100 NO	US\$2,000
B	銅製接続器 C-1	50 KG	US\$700
C	光電式センサー S-9	20 NO	US\$800
D	スナップ式スイッチ W-2	30 NO	US\$600
E	銅製接続器 C-2（B と同じ分類要件）	20 KG	US\$300
計			US\$4,400

設問抜粋表は次のとおりとする。

分類要件	番号（通常 10 桁目）	統計単位	基本	暫定	WTO 協定
定格 50V 以下の制御装置	1111110001	NO	8%	6%	4%
銅製接続器	2222220002	KG	無税	—	無税
光電式センサー	3333330003	NO	10%	8%	6%
スナップ式スイッチ	4444440004	NO	7%	—	5%

手順 1 指示を固定し、分類・コード・数量単位を決める

A～E を客観的性状から抜粋表へ当てはめる。B と E は同一番号である。この段階で、A・C・D は NO、B・E は KG と記録する。商品名から直接答案欄へ転記しない。



手順 2 外貨換算し、課税価格を配賦する

運賃・保険料 440 米ドルは FOB 総額 4,400 米ドルの 10%なので、各行の課税価格は FOB 価格の 110%である。その後、本問指定の公示相場 150 円を使う。

行	FOB	運賃等	課税価格 (外貨)	課税価格 (円)
A	US\$2,000	US\$200	US\$2,200	330,000 円
B	US\$700	US\$70	US\$770	115,500 円
C	US\$800	US\$80	US\$880	132,000 円
D	US\$600	US\$60	US\$660	99,000 円
E	US\$300	US\$30	US\$330	49,500 円
計	US\$4,400	US\$440	US\$4,840	726,000 円

手順 3 適用税率を決める

A と C は暫定税率が設定されているため、基本税率と暫定税率を単純比較せず、暫定税率を国内法上の基準とする。その上で、WTO 協定税率の資格を満たす本問では、A は 4%、C は 6%となる。B・E は無税、D は WTO 協定 5%である。

手順 4 同一番号、20 万円判定、少額処理を行う

B と E は先に同一番号として取りまとめ、115,500 円+49,500 円=165,000 円、70KG とする。番号ごとの申告価格は、A が 330,000 円、B+E が 165,000 円、C が 132,000 円、D が 99,000 円である。

- ・ A は 20 万円超なので通常欄。
- ・ B+E は同一番号を取りまとめた一品目で 20 万円以下かつ無税なので、単独少額欄 (E) とする。
- ・ C と D は異なる番号の有税の少額合算候補である。合計 231,000 円、最高税率 6%の C を代表にして少額合算欄 (X) とする。

手順 5 欄順、番号、数量を確定する

欄	入力番号	内容	申告価格	数量・単位	税率
第 1 欄	1111110001	A	330,000 円	100 NO	4%
第 2 欄	333333000X	C+D	231,000 円	50 NO	6%
第 3 欄	222222000E	B+E	165,000 円	70 KG	無税

申告価格合計は 726,000 円で、円換算後総額と一致する。

手順 6 関税を計算する

- ・ 第 1 欄：330,000 円×4%=13,200 円
- ・ 第 2 欄：231,000 円×6%=13,860 円
- ・ 第 3 欄：無税
- ・ 欄別合計 27,060 円から、確定金額の 100 円未満を切り捨てる。

関税の確定金額は **27,000 円**。

手順 7 消費税・地方消費税を計算する

欄	端数処理前の評価額	その物品の関税額 (100 円未満切り捨て)	消費税課税標準	消費税額 7.8%
第 1 欄	330,000 円	13,200 円	343,000 円	26,754 円
第 2 欄	231,000 円	13,800 円	244,000 円	19,032 円
第 3 欄	165,000 円	0 円	165,000 円	12,870 円

消費税額合計 58,656 円から 100 円未満を切り捨て、消費税の確定金額は **58,600 円**。



地方消費税は各欄ごとに、消費税額の 100 円未満を切り捨てた額へ 22/78 を乗じる。

- ・ 第 1 欄：26,700 円×22/78=7,530 円（1 円未満切り捨て）
- ・ 第 2 欄：19,000 円×22/78=5,358 円（1 円未満切り捨て）
- ・ 第 3 欄：12,800 円×22/78=3,610 円（1 円未満切り捨て）
- ・ 合計 16,498 円から 100 円未満を切り捨てる。

地方消費税の確定金額は **16,400 円**。三税の合計は 27,000 円+58,600 円+16,400 円=**102,000 円**。

手順 8 逆向きに検算する

1. 仕入書 5 行が一度ずつ入っている。
2. US\$4,840×150 円=726,000 円で、申告価格合計と一致する。
3. B・E の同一番号取りまとめを、異なる番号の少額合算と混同していない。
4. C・D の代表番号・数量単位・税率が整合する。
5. 関税、消費税、地方消費税の各確定額で、切り捨てる段階が分かれている。

この例を自力で再現できたら、『通関士試験 予想問題』の申告書問題に加え、関税・消費税・地方消費税を通算する問 122 へ進む。

申告書問題の標準手順カード

試験開始後、次の順を問題冊子の余白へ書く。

① 指示を読む（価格、換算、少額、欄順、桁）

↓

② 全品目を分類し、コード・数量・単位を中間表へ置く

↓

③ 指定相場で外貨換算する

↓

④ 価格条件を変換し、加算要素を配賦する

↓

⑤ 適用税率を選ぶ

↓

⑥ 同一番号を先に取りまとめる

↓

⑦ 番号ごとの 20 万円判定

↓

⑧ 輸入は有税／無税を分けて少額処理

↓

⑨ 代表番号、X／E、欄順を決める

↓

⑩ 関税・消費税等と端数を処理する

↓

⑪ 転記し、品目数・総額・税額・桁を逆向き検算

判断が止まったとき

- ・ 分類が止まる：類を一つに決める前に、除外注と競合候補を二つ書く。
- ・ 価格が止まる：費用を「価格」（現実支払価格を構成）・「加算」（未算入の法定加算要素）・「別 1」（明確に区分できる所定費用）・「別 2」（加算要素に非該当）へ置く。
- ・ 少額処理が止まる：同一番号の取りまとめを済ませたか確認する。
- ・ X・E で止まる：合算欄か、一欄一品目の少額かを確認する。
- ・ 端数で止まる：今処理しているのが各欄の課税標準か、税目合計かを書く。



第5部 分類・EPA・通関手続

第3科目(通関実務)の択一式・複数選択式は、「関税率表の分類3問・EPA関連3問前後・通関手続その他」という骨格が第54～59回を通じてほぼ一定だった(第60回でも有力な重点候補だが、出題数の保証ではない)。計算問題・申告書問題(第1～4部)と違い、この領域は知識の当てはめで即答できるかが勝負になる。本部では、各テーマについて「何が問われ、どこで落とされるか」だけを絞り込んで示す。

なお、輸出入通関・関税の確定納付は第6部でも扱うが、役割が異なる。本部(第5部)は第3科目向けに処理順・実務の流れを、第6部は第2科目向けに条文の要件・主体・期限を中心に整理しており、同じ制度を別の出題形式から見る関係にある。各ユニットの相互リンクから往復して使うこと。

論点 5A 関税率表の所属——類の知識

過去問実績: 第54～59回で18問(6回・毎回3問)。主な根拠: 関税定率法別表(関税率表)、関税率表の解釈に関する通則、部注・類注、関税率表解説・分類例規。

判断課題

「次の物品のうち関税率表第○類に属するものはどれか」。その物品を、何でできているか(材質)で決めるか、何をするものか(用途・機能)で決めるか。

原則

関税率表の類は、材質で括る類と用途・機能で括る類が混在している。用途で括る類に特掲があれば、材質の類には落ちない。食品はさらに「加工度」という第三の軸で類が動く。個別の類の中身は当サイトのHS分類シートに一覧化してあるので、暗記はそちらで行い、ここでは軸だけを固定する。

用途・機能で類が決まる	材質で類が決まる
84・85類(機械・電気機器)、90～92類(精密機器・時計・楽器)、94～96類(家具・がん具・雑品)、64～66類(履物・帽子・傘)。	39～43類(プラスチック・ゴム・革・毛皮)、44～46類(木・コルク)、50～60類(繊維素材・布)、68～70類(石・陶磁・ガラス)、72～83類(卑金属)。
プラスチック製のいすは39類ではなく94類、革製の玩具は42類ではなく95類。	プラスチック製の食卓用品・台所用品は39類、ガラス製のコップは70類。

第54～59回の出題ゾーンには明確な偏りがあり、機械・電気機器(85類7問・84類5問)が最多、次いで食品(1～24類)、繊維(50～63類)、身の回り品(39～42類、94～96類)である。97類の内容を同じ密度で暗記する必要はなく、まずこの4ゾーンの「境目」を重点学習し、その後21部97類の全体マップで未学習範囲を確認するのが効率的である。

結論を分ける事実

- 用途で括る類にその物品が特掲されているか。特掲があれば材質の類は使わない。
- 84類(機械的機能)か85類(電気的機能)か。電気で動くことは85類の理由にならない。
- 食品では加工の程度。乾燥・単なる水煮までは原材料の類、味付け・油調理等の調製をすれば16類・20類等へ移る。
- 部注・類注の除外規定。表題ではなく注が結論を決める。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- 材質より用途が優先される類(94～96類)を見落とす誤り。プラスチック製の家具は39類ではなく94類、革製の玩具は42類ではなく95類に落ちる。
- 84類と85類の振り分け。冷蔵庫・洗濯機・エアコンは84類、電話機・テレビ・電気アイロンは85類にあり、「電気製品だから85類」とは限らない。
- 食品は加工度で類が動く。生鮮の野菜(7類)も油で揚げると味付けするなど調製すれば20類に移る一方、単なる水煮・乾燥では7類のままである。



- ・素材の直感を裏切る定位置を落とす誤り。生きている魚は1類ではなく3類、はちみつは17類ではなく4類、アイスクリームは4類ではなく21類、食酢は21類ではなく22類、中古衣類は61・62類ではなく63類である。

ミニドリル

A：プラスチック製の乳幼児用ハイチェア(いす)。B：プラスチック製の弁当箱。それぞれ関税率表第何類に属するか。

解答

A：**94類**。いす(腰掛け)は材質を問わず家具の類に特掲されており(9401)、プラスチック製であっても39類には落ちない。B：**39類**。食卓用品・台所用品は用途で括る類に特掲がないので、材質どおりプラスチック製品(3924)となる。素材は同じでも、用途で括る類に受け皿があるかどうかで結論が割れる。

最低限おさえる型

候補探しの着眼点は、まず「何をするものか(用途・機能)」で84・85・94～96類を疑い、次に「何でできているか(材質)」で類を絞る。ただしこれは探索の順序であって法的な分類順序ではなく、最終的な所属は項の規定と部注・類注を起点に通則の順序(論点5B)で決定する。

論点5B 関税率表の解釈に関する通則の適用——番号順に一方通行

過去問実績：第54～59回で独立問1問(第57回)。ただし第2科目(関税法等)でも通則の正誤問題がほぼ毎回1問出ており、実質は毎年出題である。主な根拠：関税率表の解釈に関する通則1～6。

判断課題

具体的な物品を与えられて、どの通則により所属を決定するか。特に、通則3(a)で止まるのか、3(b)へ進んでよいのかを分ける。

原則

通則は1→2→3→4の順で一方通行に適用し、前の通則で決まるなら後の通則へは進まない。部・類・節の表題は単なる参照であり、所属は項の規定と部注・類注により決定する(通則1)。容器・包装は5、号(6桁)の決定は6が受け持つ。類出は未完成品・未組立品(2(a))、小売用セット・混合物(3(b))、専用ケース・包装容器(5)の三つである。

通則 3(a)で決まる	通則 3(b)へ進む
競合する項の一方が、その物品全体をより特殊に限定して記載している。	2以上の項がそれぞれ物品の材料・構成要素の一部のみを記載しており、等しく特殊とみなされる。
電気かみそりは「電気機械」ではなく「ひげそり器(8510)」へ。	小売用にセットにした物品や混合物は、重要な特性を与える構成要素の項へ。
ここで決まる以上、重要な特性の比較には入らない。	3(b)でも決まらないときに限り、等しく考慮に値する項のうち数字上最後の項(3(c))へ。

結論を分ける事実

1. 提示の際に完成した物品としての重要な特性を有するか(通則2(a))。
2. 競合する項が物品の全体を記載しているか、一部だけを記載しているか。
3. 容器が中身とともに提示され通常中身とともに販売されるか、反復使用に適することが明らかか(通則5)。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・通則2(a)の未完成品を、輸入後に部品を加えて完成する予定かどうかで判断する誤り。判断は「提示の際に」重要な特性を有するかである。
- ・通則3(a)で決まる物品について、なお重要な特性(3(b))を比べようとする誤り。(a)で決まるなら(b)には進めない。



- ・ 通則 5(a)の専用ケース(楽器ケース・カメラケース等)を無条件に中身へ含める誤り。ケース自体が全体に重要な特性を与えるものは除かれる。
- ・ 通則 5(b)の包装材料・包装容器を無条件に中身へ含める誤り。反復使用に適することが明らかなものは除かれる。
- ・ 通則 6 を項(4 桁)の決定に使う誤り。6 は号(6 桁)の規定であり、比較できるのは同一の水準にある号同士だけである。
- ・ 部・類の表題から所属を決める誤り(通則 1)。

ミニドリル

A：バイオリンとともに提示され、通常バイオリンとともに販売される専用のバイオリンケース。B：中に充填したガスとともに提示される、反復使用に適することが明らかな鋼製のガスボンベ。それぞれ中身と一緒に分類するか。

解答

A：通則 5(a)により、中身であるバイオリン(92 類)に含めて分類する。長期間の使用に適し、専用に製作され、中身とともに提示・販売されるという要件をすべて満たすからである。B：通則 5(b)のただし書により、反復使用に適することが明らかな包装容器は中身とともに分類しない。ボンベは中身のガスとは別に、鋼製品(73 類)として所属を決める。どちらも「容器」だが、専用性と反復使用性で結論が割れる。

最低限おさえる型

通則 1(項の規定と部注・類注)→2→3(a)→3(b)→3(c)→4 の順に一方通行。容器・ケースは 5、号の決定は 6。

論点 5C EPA・原産地規則の当てはめ——非原産材料だけを追う

過去問実績：第 54～59 回で 5C・5D 合わせて 19 問(6 回・毎回 3～4 問)。うち原産地規則の当てはめは毎回 1～2 問。主な根拠：各経済連携協定の品目別原産地規則(関税分類変更基準・付加価値基準)・累積規定・積送基準。

判断課題

品目別規則と生産・材料の明細を与えられ、その貨物が締約国の原産品となるかを判定する。判定の対象はどの材料か、比べる分母は何か。

原則

産品が締約国原産品となる経路は、①完全生産品、②締約国の原産材料のみから生産される産品、③非原産材料を使用しても品目別原産地規則(PSR)を満たす産品、の三つである。試験で計算させるのは③であり、PSR は関税分類変更基準か付加価値基準(または両者の選択)で書かれている。

関税分類変更基準(CTC)	付加価値基準(RVC・VA)
非原産材料の HS 番号が、産品の HS 番号と所定の桁で異なることを求める。CC＝類(2 桁)の変更、CTH＝項(4 桁)の変更、CTSH＝号(6 桁)の変更。	産品の価額に占める域内原産割合が基準値以上であることを求める。控除方式では $RVC = (FOB \text{ 価額} - \text{非原産材料の価額}) \div FOB \text{ 価額} \times 100$ 。
判定の対象は非原産材料だけである。原産材料は HS 番号が産品と同じでも支障がない。	分母は産品の FOB 価額であり、輸入貨物の課税価格(CIF)ではない。控除するのは非原産材料の価額だけである。
基準を満たさない非原産材料があっても、その価額が産品の FOB 価額の一定割合(多くの協定で 10%)以下であれば、僅少の非原産材料(デミニミス)の規定で救済され得る。	デミニミスは関税分類変更基準の救済であり、付加価値基準の不足を埋めるものではない。

これに加えて、締約相手国の原産材料(協定によっては生産行為も)を自国のものとみなす**累積**、第三国では税関の監督下の積替え・一時蔵置等しか認めない**積送基準**、そして単なる希釈・詰替え・仕分け・ラベル貼付け・洗浄等の**軽微な作業**では原産性が生じないという原則が、答を反転させる装置として使われる。



結論を分ける事実

1. 各材料が原産材料か非原産材料か。累積を使えば原産材料に転じるものがないか。
2. 求められている変更が CC・CTH・CTSH のどれか。
3. 付加価値基準の分母が FOB 価額か、控除額が非原産材料の価額に限られているか。
4. 第三国を経由したか。経由地で積卸し・保存以外の作業がされていないか。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 関税分類変更基準の判定対象に原産材料まで含める誤り。原産材料は HS 番号が変わっていても問題にならない。
- ・ 累積規定の存在を忘れ、締約相手国から調達した原産材料を非原産材料として扱って「非原産」と誤答する誤り。
- ・ 付加価値基準の計算で、非原産材料の価額に原産材料を混ぜ込む誤り。あるいは分母の FOB 価額を課税価格 (CIF) にすり替える出題。
- ・ 単なる詰替え・仕分け・ラベル貼付けなどの軽微な作業で、規則の形式だけ満たせば原産品になるとする誤り。
- ・ 僅少の非原産材料(デミニミス)を付加価値基準の不足分に流用する誤り。デミニミスは分類変更基準の救済である。
- ・ 積送基準の見落とし。締約国で原産品となっても、第三国の蔵置中に加工が加われば原産性を失う。
- ・ CPTPP の締約国を誤る出題。英国の加入により 2024 年 12 月 15 日から締約国は 12 か国であり、英国産品は CPTPP 税率と日英 EPA 税率のいずれも利用でき、累積も英国込みで使える。

ミニドリル

品目別規則が「他の項の材料からの変更(CTH)」である製品について、非原産材料は製品と同じ項に属する材料 1 点だけで、残りはすべて締約国の原産材料である。A : その非原産材料の価額が製品の FOB 価額の 6%。B : 同じく 18%。デミニミスの基準を 10% として、それぞれ原産品となるか。

解答

A : 非原産材料が製品と同じ項に属するので CTH は満たさない。しかしその価額は FOB 価額の 6% で 10% 以下だから、僅少の非原産材料の規定により **原産品となる**。B : 同じ理由で CTH を満たさず、18% は 10% を超えるためデミニミスの救済も受けられないので **原産品とならない**(その品目に付加価値基準の選択が認められているなら、そちらで改めて判定する)。いずれの場合も、原産材料の側は HS 番号が製品と同じでも判定に影響しない。

最低限おさえる型

- ①各材料を原産/非原産に仕分け(累積を使えるか確認)→②非原産材料だけに品目別規則(CTC/RVC)を当てて→③満たさなければ僅少の非原産材料(デミニミス)の救済を確認→④最後に積送基準を確認。

論点 5D EPA・締約国原産地証明書等の手続——証明の方式は協定ごとに違う

過去問実績: 第 54～59 回で 5C・5D あわせて 19 問(6 回・毎回 3～4 問)。暫定法 12 条の 4(締約国原産品であることの確認)は第 58・59 回連続出題。主な根拠: 関税暫定措置法 12 条の 4、関税法 68 条、関税法施行令 61 条。

判断課題

EPA 税率の適用を受けるために、何を、いつまでに、どこへ出すか。税関長はどこまで確認でき、どんなときに便益を否認できるか。

原則

EPA 税率の適用を受けようとする者は、その貨物が締約国原産品であることを証明する書類を、原則として輸入申告の際に提出する(関税法 68 条、施行令 61 条 1 項 2 号・4 項)。証明の方式は協定により異なり、大きく第三者証明・認定輸出者証明と自己申告に分かれる。有効期間はいずれも発給または作成の日から 1 年で、輸入申告の日を基準に判定する(施行令 61 条 5 項)。

締約国原産地証明書(第三者証明・認定輸出者)

締約国原産品申告書等(自己申告)



協定締約国の権限ある当局、またはその認定を受けた者(認定輸出者)が、締約国原産品であることを証明した書類(施行令 61 条 1 項 2 号イ(1))。	輸入者・輸出者・生産者が、締約国原産品であることを申告する書類を作成する(同(2))。
日 ASEAN・日メキシコ・日タイ・日インドネシア等の従来型 EPA が採る。RCEP は第三者証明・認定輸出者・自己申告を併用する。	CPTPP・日 EU・日英・日米が採る。CPTPP は条文上も締約国原産地証明書の定義から明文で除かれており、自己申告以外の方式がない。
証明書 1 通で足りる。	契約書・仕入書・価格表・総部品表・製造工程表その他の裏付書類を併せて提出する(税関長が不要と認めるときを除く)。

提出を要しない貨物は、①課税価格の総額が 20 万円以下の貨物と、②税関長が貨物の種類または形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物(ただし日インドネシア協定・日 ASEAN 協定の便益を受ける貨物を除く)である。疑義があるときは税関長が締約国原産品かどうかを確認でき(暫定法 12 条の 4 第 1 項)、その方法は輸入者への資料提供の求め、締約国の権限ある当局・税関当局・輸出者・生産者への質問および資料提供の求め、同意を得た実地調査、締約国当局が行う検査への税関職員の立会の求め等に及ぶ。

結論を分ける事実

1. 適用する協定がどの証明方式を持つか(自己申告があるか、第三者証明があるか)。
2. 課税価格の総額が 20 万円以下か。
3. 税関長の質問・資料要求に対し、定められた期間内に十分な回答・資料を出したか。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 提出省略の基準額の入替え。基準は「課税価格の総額が 20 万円以下」であり、10 万円や「関税額 20 万円」ではない。
- ・ 省略事由の文言の混同。EPA(施行令 61 条 1 項 2 号)の省略事由は「税関長が貨物の種類または形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物」であるのに対し、条約の特別の規定による便益一般(同項 1 号の原産地証明書)の省略事由は「貨物の種類、商標等または仕入書その他の書類によりその原産地が明らかな貨物」で、文言が異なる。さらに前者は日インドネシア協定・日 ASEAN 協定には使えない。
- ・ CPTPP について発給機関の原産地証明書を想定する誤り。CPTPP には第三者証明の制度がなく、輸入者・輸出者・生産者による自己申告のみである。
- ・ 確認(暫定法 12 条の 4)を「輸入者に対してしかできない」とする誤り。締約国の輸出者・生産者・権限ある当局・税関当局への質問や資料要求、同意を得た実地調査まで及ぶ。
- ・ 便益の否認(同条 6 項)が虚偽の積極的立証を要するとする誤り。定めた期間内に回答・資料提供がないとき、提供された資料が十分でないとき、調査を拒んだとき、必要な手続をとらないときにも否認できる。
- ・ 実地調査(同条 1 項 3 号)は輸出者・生産者の同意を要し、同意の有無を回答すべき相当の期間を定めた書面通知が原則である。ただし CPTPP の繊維・繊維製品については、事前通知を要しない場合がある(同条 4 項)。
- ・ 有効期間の起算点。1 年は「発給または作成の日から」であり、輸入申告の日から遡って判定する。

ミニドリル

A：CPTPP 税率の適用を受けようとする、課税価格の総額 15 万円の貨物。B：日 ASEAN 協定の税率の適用を受けようとする、課税価格の総額 25 万円の貨物で、税関長が貨物の種類・形状によりその原産地が明らかであると認めたもの。証明書類の提出は必要か。

解答

A：課税価格の総額が 20 万円以下なので、締約国原産品申告書等の提出を要しない。なお提出を要する場合でも、CPTPP には第三者証明の制度がないため自己申告によることになる。B：課税価格の総額が 20 万円を超えるので、金額による省略はできない。もう一つの省略事由である「種類または形状により原産地が明らかと税関長が認めた貨物」は、日インドネシア協定と日 ASEAN 協定の便益を受ける貨物には適用されないため、締約国原産地証明書の提出が**必要**である。金額と協定名の両方を読まないと結論を誤る。

最低限おさえる型



証明書類は輸入申告の際に提出(20万円以下は不要・有効期間は発給/作成から1年)→方式は協定ごとに第三者証明か自己申告か(CPTPP・日EU・日英・日米は自己申告のみ)→疑義があれば税関長が確認(資料要求・質問・同意を得た実地調査)→無回答・資料不十分・調査拒否なら便益否認。

論点 5E 輸出通関手続(実務)——輸入と入れ替えて出題される

過去問実績: 第54～59回で6問(6回・毎回1問)。主な根拠: 関税法 67条・67条の2・67条の3・70条・75条、関税法施行令 59条の2。

条文の要件・主体・期限の面(第2科目)は論点 6K で扱う。本論点は実務の処理順に絞る。

判断課題

輸出申告を、いつ、どこの税関長に、いくらで価格で行うか。他法令の規制は、申告の際と検査の際のどちらで証明するか。

原則

輸出は「申告→他法令の証明→検査→許可」で完結する。貨物の品名・数量・価格その他必要な事項を税関長に申告し、必要な検査を経て許可を受ける(関税法 67条)。申告先は、貨物を入れる保税地域等の所在地を所轄する税関長である(関税法 67条の2第1項)。申告価格は本邦の輸出港における本船甲板渡し価格(FOB)であり、航空機で輸出する貨物はこれに準ずる条件による価格、無償で輸出する貨物は有償で輸出するとした場合の価格を用いる(施行令 59条の2第2項)。外国通貨の本邦通貨への換算は、輸入貨物の課税価格を計算する場合の例による(同条4項)。

輸出通関	輸入通関
申告価格は本邦の輸出港における FOB 価格(施行令 59条の2第2項)。	申告価格は課税価格(定率法4条以下、CIFが基準)。
保税地域等への搬入後という要件はない。67条の2第3項が搬入後を要求するのは輸入申告だけである。	原則として貨物を保税地域等に入れた後に申告する(関税法 67条の2第3項)。
納税申告はなく、関税の納付は許可の要件ではない。	関税が納付された後でなければ許可されない(関税法 72条)。
特定輸出者・特定委託輸出者・特定製造貨物輸出者は、いずれかの税関長に申告でき、保税地域等に入れないまま許可を受けられる(関税法 67条の3)。	特例輸入者・特例委託輸入者は搬入前申告ができる(関税法 67条の2第3項3号)。

他法令の規制については、許可・承認その他の処分は輸出申告の際にその処分を受けている旨を証明し(関税法 70条1項)、他法令による検査の完了・条件の具備は67条の検査その他税関の審査の際に証明して確認を受ける(同条2項)。証明されず、または確認を受けられない貨物は輸出を許可しない(同条3項)。外国貨物を外国に向けて送り出す積戻し(関税法 75条)には、67条・67条の2第1項2項・67条の3第1項・68条から69条の10まで・70条が準用される。

結論を分ける事実

1. 申告価格の基準が FOB か課税価格か。
2. 搬入後要件の有無。輸出にはない。
3. 他法令の規制が「許可・承認等」か「検査の完了・条件の具備」か。証明の時点が違う。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 輸出申告にも搬入後要件があるとする誤り。67条の2第3項は輸入申告についての規定であり、輸出と輸入を入れ替えて出題される定番である。
- ・ 70条1項と2項の時点の取り違い。許可・承認等は「申告の際」に証明、他法令の検査完了・条件具備は「検査その他審査の際」に証明して確認を受ける。



- ・ 輸出申告の価格を課税価格(CIF)とする誤り。無償で輸出する場合でも、有償で輸出するとした場合の価格を申告する。
- ・ 積戻しを「輸入通関を経てから輸出する手続」とする誤り。外国貨物のまま送り出す手続である。
- ・ 特定輸出申告等の特則(関税法 67 条の 3)と、原則の申告先(関税法 67 条の 2 第 1 項)の混同。特則では申告先が「いずれかの税関長」に広がり、保税地域等への搬入も要しない。

ミニドリル

A：外国為替及び外国貿易法により経済産業大臣の輸出の許可を受けなければならない貨物を輸出する。B：他法令の規定により輸出に際して検査を受けなければならない貨物を輸出する。それぞれ、税関に対する証明はいつ行うか。

解答

A：許可・承認その他の行政機関の処分を必要とする貨物であるから、**輸出申告の際**に、当該許可を受けている旨を税関に証明する(関税法 70 条 1 項)。B：検査の完了は、67 条の検査その他輸出申告に係る**税関の審査の際**に証明し、その確認を受ける(関税法 70 条 2 項)。いずれも欠ければ輸出は許可されない(同条 3 項)。「どちらも申告の際」とする選択肢が定番の誤りである。

最低限おさえる型

輸出は「申告(FOB 価格)→他法令の証明→検査→許可」。搬入後要件なし・納税なし、この 2 点が輸入との違い。

論点 5F 輸入通関手続(実務)——「みなす」と「許可」は別物

過去問実績：第 54～59 回で 11 問(6 回・毎回 1～2 問)。主な根拠：関税法 67 条・67 条の 2・68 条・72 条・73 条。条文の要件・主体・期限の面(第 2 科目)は論点 6L で扱う。本論点は実務の処理順に絞る。

判断課題

輸入申告から許可までの各段階で、何が要求されるか。関税を納付しないまま貨物を引き取れるのはどんなときで、その効果はどこまで及ぶか。

原則

輸入は「搬入→申告(納税申告と同時に)→審査・検査→納税→許可」で進む。輸入申告は原則として貨物を保税地域等に入れた後に行い(関税法 67 条の 2 第 3 項)、税関長は輸入の許可の判断のために必要があるとき、または条約の特別の規定による便益を適用するために必要があるときは、契約書・仕入書その他の書類を提出させることができる(関税法 68 条)。関税を納付すべき外国貨物は、原則として関税が納付された後でなければ輸入を許可しない(関税法 72 条)。

輸入の許可(関税法 67 条・72 条)	輸入許可前引取りの承認(関税法 73 条)
関税が納付された後でなければ与えられない(関税法 72 条)。特例申告貨物が輸入される場合と納期限が延長される場合は例外である。	関税額に相当する担保を提供して受ける。担保額から過少申告加算税・重加算税に相当する額は除く(関税法 73 条 1 項)。
許可により貨物は内国貨物となる。	承認を受けた貨物は内国貨物と「みなす」だけであり、輸入の許可を受けたわけではない。
—	みなしの適用から、4 条(課税物件の確定の時期)・5 条(適用法令)・34 条の 2・72 条・105 条・106 条は除外される(関税法 73 条 3 項)。
—	輸入の許可を与えることができない場合には、税関長は承認をしてはならない(関税法 73 条 2 項)。

搬入後申告の例外は、外国貿易船に積み込んだ状態で申告する承認を受けた場合、保税地域等に入れないで申告することにつき税関長の承認を受けた場合、特例輸入者・特例委託輸入者が申告する場合の三つである(関税法



67条の2第3項)。もっともこれらの場合でも、積荷に関する事項が税関に報告または提出された後でなければ申告できない(同条4項)。

結論を分ける事実

1. その申告が搬入後申告の原則によるのか、例外に当たるのか。
2. 納税を済ませて許可を得るのか、担保でつないで引き取るのか。
3. 問われているのが「内国貨物とみなす」効果の及ぶ範囲か、除外規定(課税物件の確定の時期・適用法令)か。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 仕入書をすべての輸入申告の必須添付書類とする誤り。68条は「必要があるとき」に提出させることができると定めるにとどまる。
- ・ 輸入許可前引取りの承認を「許可の一種」とする誤り。承認を受けた貨物は内国貨物とみなされるが輸入の許可を受けたわけではなく、課税物件の確定の時期・適用法令などはみなしの対象から除外される(関税法73条3項)。
- ・ 承認の担保額に加算税相当額を含めるとする誤り。担保は関税額に相当する額で、過少申告加算税・重加算税に相当する額を除く(関税法73条1項)。
- ・ 「輸入は常に納税が先」とする誤り。特例申告貨物が輸入される場合と納期限が延長される場合は、納付前に許可される(関税法72条)。
- ・ 搬入後申告の例外を挙げながら、積荷に関する事項の報告・提出という前提条件(関税法67条の2第4項)を落とす誤り。

ミニドリル

A：特例輸入者が特例申告貨物を輸入しようとしている。B：一般の申告納税方式が適用される貨物について、関税を納付しないまま貨物を引き取りたい。それぞれ輸入の許可はどうか。

解答

A：特例申告貨物が輸入される場合は72条の例外に当たり、関税の納付前に輸入の許可を受けられる。納税申告は許可後、特例申告書の提出により行う。B：関税が納付されていない以上、輸入の許可は受けられない。関税額に相当する担保を提供して輸入許可前引取りの承認を受ければ引き取れるが(関税法73条1項)、それは許可ではなく、貨物は内国貨物と「みなされる」ととどまる。適用法令や課税物件の確定の時期はみなしの対象外であり、後に確定する税額は引取り時ではなく本来の基準時の法令・課税物件による(関税法73条3項)。

最低限おさえる型

輸入は「搬入→申告(納税申告と同時)→審査・検査→納税→許可」。納税前に引き取るなら担保+BP承認、ただし内国貨物と「みなす」だけで許可ではない。

論点 5G 関税の確定・納付(実務)——法定納期限と納期限を分ける

過去問実績：第54～59回で5問(5回)。主な根拠：関税法6条の2・7条・9条・9条の2・12条。

確定方式・納期限の条文対比(第2科目)は論点6E・論点6Gで扱う。本論点は納付の実務フローに絞る。

判断課題

その関税はどの方式で確定するか。いつまでに納付すべきか。延滞税はいつから起算するか。この三つは別の問いである。

原則

関税額の確定は、納税義務者の申告により確定する申告納税方式が原則である(関税法6条の2第1項1号)。賦課課税方式によるのは、入国者の携帯品・別送品、課税標準となるべき価格が20万円を超えるもの等を除く郵便物、相殺関税・不当廉売関税、一定の事実が生じた場合に直ちに徴収する関税、そして**過少申告加算税・無申告加算税・重加算税**である(同項2号)。これに対し延滞税は、特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定する(同条2項)。

法定納期限(関税法12条9項)	納期限(関税法9条)
-----------------	------------



延滞税の起算基準。原則は貨物を輸入する日(輸入の許可を受ける貨物は許可の日)。	実際に納付すべき期限。原則は申告に係る貨物を輸入する日まで(関税法9条1項)。
特例申告貨物は特例申告書の提出期限、納期限が延長された関税はその延長された期限。	期限内特例申告書は特例申告書の提出期限、期限後特例申告書は提出した日(関税法9条2項1号2号)。
修正申告や更正があっても、当初の法定納期限は動かない。	輸入許可後の修正申告は「修正申告をした日」、更正・決定は「通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日」(関税法9条2項4号～7号)。

納期限の延長は、個別申告・包括申告のいずれも担保を提供して3月以内(関税法9条の2第1項2項)、特例申告は2月以内(同条3項4項)である。ただし特例輸入者の2月延長だけは担保の提供が要件ではなく、税関長が関税の保全のため必要と認めるときに提供を命ずることができるにとどまる。特例委託輸入者は担保の提供が要件である。なお、過少申告加算税は賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日と輸入の許可の日のいずれか遅い日まで、無申告加算税は通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付する(関税法9条3項4項)。

結論を分ける事実

1. その関税が申告納税方式か賦課課税方式か。附帯税ごとに確定の仕方が違う。
2. 一般の申告か、特例申告か、輸入許可後の修正申告・更正・決定か。
3. 問われているのが延滞税の起算点(法定納期限)か、納付義務の期限(納期限)か。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 法定納期限と納期限の混同。延滞税は法定納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて計算する(関税法12条1項)。納期限が後ろへ動いても、法定納期限は動かない。
- ・ 輸入許可後の修正申告に係る税額の納期限を「1月を経過する日」とする誤り。修正申告は「修正申告をした日」、更正・決定が「通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日」である(関税法9条2項)。
- ・ 納期限延長の要件を一律に担保提供とする誤り。特例輸入者の2月延長(関税法9条の2第3項)は担保提供が要件ではなく、税関長が命じ得るにとどまる。担保が要件である特例委託輸入者(同条4項)と対で覚える。
- ・ 延滞税を「賦課決定により確定する」とする誤り。延滞税は特別の手續を要しないで確定する(関税法6条の2第2項)。逆に過少申告加算税・無申告加算税・重加算税は賦課課税方式である(同条1項2号へ)。
- ・ 郵便物の基準額のすり替え。課税標準となるべき価格が20万円以下の郵便物は賦課課税方式、20万円を超えるものは原則として申告納税方式である。

ミニドリル

輸入の許可を受けた貨物について、A：許可の日から3か月後に修正申告をして増差税額を納付した。B：同じ貨物について税関長の更正を受け、更正通知書が発せられた。それぞれ納期限はいつか。また延滞税はいつから起算するか。

解答

A：納期限は**修正申告をした日**である(関税法9条2項4号)。延滞税は法定納期限、すなわち輸入の許可の日の翌日から起算する(関税法12条1項・9項)。B：納期限は**更正通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日**である(関税法9条2項5号)。延滞税の起算はAと同じく輸入の許可の日の翌日であり、納期限が動いても法定納期限は動かない。なお、法定納期限から1年を経過する日後に修正申告がされ、または更正通知書が発せられた場合は、一定の日数が延滞税の計算から控除される(関税法12条10項)。

最低限おさえる型

確定方式は原則申告納税・加算税は賦課課税・延滞税は無手續。納付は輸入する日まで、延長は担保と引換えに3月(特例申告2月)。修正申告は「した日」、更正・決定は「発出翌日から1月」。延滞税の起算はいつも法定納期限(原則は許可の日)の翌日。



第6部 関税法等の制度論点

第2科目「関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法」は、第54～59回ではほぼ同じ17論点が骨格として繰り返し出題された、対策の立てやすい科目である。本部では第54～59回の出題実績をもとに、この骨格を26ユニットに分解して要点だけを圧縮した。

なお、輸出入通関・関税の確定納付・加算税は第2部・第5部でも扱うが、役割が異なる。本部(第6部)は第2科目の正誤肢向けに条文の要件・主体・期限を、第5部は第3科目向けに処理順・実務の流れを、第2部は計算問題向けに算式を中心に整理している。各ユニットの相互リンクから往復して使うこと。第60回試験は令和8年7月1日現在の施行法令が基準であり、令和8年度改正(不当廉売関税の迂回防止関税の新設、保税業者に対する業務改善命令の新設など)を織り込んで記述している。

論点 6A 用語の定義——外国貨物と内国貨物

過去問実績: 第54～59回で4問(4回)。主な根拠条文: 関税法第2条。

判断課題

目の前の貨物が外国貨物か内国貨物か、そして輸入許可前の使用・消費が「みなし輸入」に当たるかを、定義の言い回しから正確に判定する。

原則

外国貨物と内国貨物は、関税法第2条第1項の定義どおり「許可の段階」と「採捕した船舶の国籍」で機械的に振り分ける。輸入とは、外国から本邦に到着した貨物(外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む)又は輸出の許可を受けた貨物を本邦に引き取ることであり、輸出とは内国貨物を外国に向けて送り出すことである。

外国貨物	内国貨物
輸出の許可を受けた貨物(まだ本邦の港にあって外国貨物)。	本邦にある貨物で外国貨物でないもの。
外国から本邦に到着した貨物で輸入が許可される前のもの(保税地域の内外を問わない)。	輸入の許可を受けた貨物。
外国の船舶により公海で採捕された水産物。	本邦の船舶により公海で採捕された水産物。

公海で採捕された水産物には、本邦・外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物を含む(関税法第2条第2項)。また、外国貨物が輸入される前に本邦で使用・消費されると、その使用・消費する者がその時に当該貨物を輸入したものとみなされる(みなし輸入、第2条第3項)。保税地域において関税法により認められたところに従ってされる使用・消費その他政令で定める場合は除かれる。

結論を分ける事実

1. 輸出許可・輸入許可がどの段階まで進んでいるか(所在場所ではなく許可の有無で決まる)。
2. 水産物であれば、採捕した船舶が本邦の船舶か外国の船舶か(採捕海域が公海か EEZ かは結論を変えない)。
3. 使用・消費が保税地域内で関税法により認められたもの(見本の一時持出など)か。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・「本邦の港にある貨物は内国貨物」という思い込み。輸出の許可を受けた貨物は、船積み前でも外国貨物である。
- ・公海採捕の水産物を海域で判定する誤り。分けるのは船舶の国籍であり、排他的経済水域の海域での採捕も「公海で採捕」に含まれる。
- ・保税地域で関税法により認められた使用・消費(見本の一時持出など)までみなし輸入に含める誤り。
- ・外国貨物を外国へ送り出す「積戻し」を「輸出」と呼ぶ誤り。輸出の定義は内国貨物を送り出すことに限られる(積戻しには第75条で輸出の規定が準用されるにとどまる)。
- ・なお「附帯税」も第2条の定義語であり、延滞税・過少申告加算税・無申告加算税・重加算税の4つを指す(関税法第2条第1項第4号の2)。

ミニドリル



A：本邦の船舶が外国の排他的経済水域の海域で採捕した水産物を、そのまま本邦に持ち帰った。B：外国の船舶が本邦の排他的経済水域の海域で採捕した水産物が本邦に到着し、輸入許可前である。それぞれ外国貨物か内国貨物か。

解答

A は内国貨物である。本邦の船舶により公海(EEZ 海域を含む)で採捕された水産物は内国貨物と定義され(関税法第 2 条第 1 項第 4 号・第 2 項)、輸入手続を要しない。B は外国貨物である。外国の船舶による公海採捕水産物は「外国から本邦に到着した貨物」に含まれ、輸入が許可される前のものは外国貨物となる(関税法第 2 条第 1 項第 3 号・第 2 項)。海域はどちらも EEZ で同じであり、結論を分けたのは船舶の国籍だけである。

最低限おさえる型

外国貨物=「輸出許可済み」+「到着済み・輸入許可前」。水産物は採捕した船の国籍で分ける。使用・消費した者は、その時に輸入したものとみなす。

論点 6B 課税物件の確定時期——「どの時点の現況か」を類型で当てる

過去問実績: 第 54～59 回で 4 問(4 回)。主な根拠条文: 関税法第 4 条。

判断課題

関税を課する基礎となる貨物の性質・数量を、原則の「輸入申告の時」で見ると、第 4 条第 1 項ただし書の例外類型のどの時点で見るとかを特定する。

原則

原則は輸入申告の時における現況による(関税法第 4 条第 1 項本文)。例外は貨物類型と確定時期の対応がそのまま問われるので、対応表で覚える。

例外の貨物類型	課税物件の確定時期
保税蔵置場・総合保税地域に置かれた外国貨物(蔵入貨物)	置くことが承認された時(関税法第 43 条の 3 第 1 項・第 62 条の 10)
保税工場・総合保税地域の保税作業による製品	原料である外国貨物につき置くこと・保税作業に使用することが承認された時
場外作業・場外使用の指定場所に指定期間経過後も置かれている外国貨物	場外作業等の許可がされた時
保税展示場・総合保税地域の販売用・消費用貨物等	展示等の承認(総保地域は届出)がされた時
保税展示場の期間満了後に残り関税を徴収される貨物(関税法第 62 条の 6)	徴収すべき事由が生じた時
亡失・滅却された外国貨物	亡失・滅却の時
保税運送・難破貨物等運送の不到着貨物、船用品・機用品の積込み不履行	積込み・運送が承認された時(一括承認の運送は発送の時、一括承認の積込みは引取りの時)
特定保税運送・郵便物の保税運送の不到着貨物	発送された時
特例輸入者・特例委託輸入者が保税地域等に入れる前に輸入申告し、輸入の許可を受けた貨物	輸入の許可の時
課税価格 20 万円以下の賦課課税方式の郵便物	日本郵便株式会社から税関長への提示の時(関税法第 76 条第 3 項)
収容・留置貨物、差押物件・領置物件の公売・随意契約売却	公売又は売却の時
無許可輸入貨物・提示なく輸入された郵便物	輸入の時



結論を分ける事実

1. 貨物がどの保税制度(蔵置・作業・展示・運送)の下で徴収事由に至ったか。
2. その類型に対応する行為が「承認」「許可」「発送」「提示」のどれか。
3. 保税運送であれば、個別承認か、一括承認か、特定保税運送・郵便物の保税運送か。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 保税運送の不到着貨物を一律「発送の時」とする誤り。個別承認は「運送承認の時」であり、一括承認の場合と特定保税運送・郵便物の保税運送だけが「発送の時」である。
- ・ 保税工場の場外作業で期間経過後に貨物が残った場合を「期間経過の時」とする誤り。正しくは「場外作業の許可の時」である。
- ・ 賦課課税方式の郵便物(課税価格 20 万円以下)を「到着の時」「配達の時」とする誤り。日本郵便株式会社から税関長への「提示の時」である。
- ・ 原則を「輸入許可の時」とする誤り。原則はあくまで「輸入申告の時」である。

ミニドリル

A：個別に承認を受けた保税運送に係る外国貨物が、指定された運送期間内に運送先に到着しなかった。B：特定保税運送に係る外国貨物が、発送の日の翌日から起算して 7 日以内に運送先に到着しなかった。課税物件の確定時期はそれぞれいつか。

解答

A は運送が承認された時である(関税法第 4 条第 1 項第 5 号)。B は発送された時である(同項第 5 号の 2)。同じ「運送の不到着」でも、個別承認と特定保税運送とで基準時が異なり、徴収の相手方も運送承認者と特定保税運送者とで異なる(論点 6D)。

最低限おさえる型

原則=輸入申告の時。例外は「承認・許可・発送・提示・亡失・公売・輸入」の各時点を貨物類型ごとに対応させて暗記する。

論点 6C 適用法令の日——改正が申告と許可の間に挟まったら

過去問実績: 第 54～59 回で 2 問(2 回)。主な根拠条文: 関税法第 5 条。

判断課題

税率改正をまたぐ輸入で、改正前と改正後のどちらの法令(税率)を適用するかを、貨物類型と手続の時系列から決定する。

原則

適用法令は原則として輸入申告の日のものによる(関税法第 5 条本文)。例外は 2 系統に限られる。

例外	適用法令の日
①第 4 条第 1 項第 3 号・第 3 号の 3～第 8 号の例外貨物(場外作業残置・亡失滅却・運送不到着・賦課課税郵便物・公売・無許可輸入等)	その課税物件確定時期の属する日
②蔵入貨物・保税作業による製品で、輸入申告後・輸入許可前に当該貨物に適用される法令の改正があったもの	輸入の許可の日(輸入許可前引取り承認貨物は承認の日)

例外①に、蔵入貨物(第 1 号)・保税作業製品(第 2 号)・保税展示場の販売用貨物等(第 3 号の 2)それ自体は掲げられていない。ただし第 5 条第 1 号のかっこ書により、これらの貨物が亡失・滅却(第 4 号)・運送不到着(第 5 号)等の類型に該当するに至った場合には例外①から除かれず、その確定時期の属する日の法令による。蔵入貨物と保税作業製品は例外②で手当てされており、申告と許可の間に改正が挟まらなければ原則どおり申告の日の法令による。



結論を分ける事実

1. 第4条のどの例外類型に当たる貨物か(第1号・第2号・第3号の2はそれ自体としては例外①の対象外だが、亡失等に至れば例外①に取り込まれる)。
2. 蔵入貨物・保税作業製品であれば、輸入申告の日と許可(BP承認)の日の間に法令改正が挟まったか。
3. 例外②に当たる場合に、輸入許可前引取り(BP)の承認を受ける貨物か(②の基準日が許可の日ではなく承認の日になる)。BP承認を受けたことだけでは適用法令の日は動かず、通常のBP貨物は原則どおり輸入申告の日による。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 課税物件の確定時期(関税法第4条)と適用法令の日(関税法第5条)を同一視する誤り。別の条文であり、蔵入貨物のように「確定時期は蔵入承認の時、適用法令は原則として申告の日」と一致しない類型がある。
- ・ 蔵入貨物の税率改正が申告と許可の間に挟まった場合に「申告の日」の法令とする誤り。正しくは「許可の日」の法令である。
- ・ 例外②のBP承認貨物について許可の日を基準とする誤り。蔵入貨物・保税作業製品で申告後・承認前に改正があった場合、承認を受けて引き取る貨物は「承認の日」の法令による。これに対し、通常のBP貨物は承認を受けても原則どおり輸入申告の日の法令による。

ミニドリル

A:保税蔵置場に置くことの承認を受けて蔵置中の貨物を3月25日に輸入申告し、4月1日に当該貨物の税率が改正され、4月5日に輸入許可された。B:指定保税地域に搬入した貨物について同じ日程(3月25日申告、4月1日改正、4月5日許可)をたどった。それぞれどちらの税率によるか。

解答

Aは改正後の税率による。蔵入貨物で輸入申告後・許可前に法令改正があったから、許可の日(4月5日)の法令が適用される(関税法第5条第2号)。Bは改正前の税率による。指定保税地域の貨物は第5条の例外のいずれにも当たらず、原則どおり輸入申告の日(3月25日)の法令による(関税法第5条本文)。同じ日程でも、貨物が乗っている保税制度で結論が割れる。

最低限おさえる型

原則=輸入申告の日。蔵入貨物・保税作業製品で申告後、許可(BP貨物は承認)前に改正→許可(BP承認)の日。BP承認だけでは適用法令の日は動かない。

論点 6D 納税義務者——原則は輸入者、事故は施設・運送の責任者

過去問実績: 第54～59回で6問(6回)。主な根拠条文: 関税法第6条・第45条・第65条ほか。

判断課題

保税地域や保税運送の途中で外国貨物が亡失・滅却・不到着となったとき、誰から関税を徴収するか、そして徴収しなくてよい場合に当たるかを判定する。

原則

関税は、別段の規定がある場合を除き、貨物を輸入する者が納める義務を負う(関税法第6条)。「別段の規定」は、貨物を管理していた者に納税義務を負わせる特別納税義務者の規定であり、場面と徴収の相手方の対応で覚える。

場面	徴収の相手方
保税蔵置場にある外国貨物の亡失・滅却(関税法第45条。保税工場・保税展示場・総合保税地域に準用)	当該保税蔵置場の許可を受けた者から直ちに徴収
保税工場の場外作業の指定場所に指定期間経過後も貨物・製品が残った場合(関税法第61条第5項)	当該保税工場の許可を受けた者から直ちに徴収



保税運送・難破貨物等運送の承認を受けた貨物が指定期間内に到着しない場合(関税法第 65 条第 1 項)	運送の承認を受けた者から直ちに徴収
特定保税運送に係る貨物が発送の日の翌日から起算して 7 日以内に到着しない場合(関税法第 65 条第 2 項)	特定保税運送者から直ちに徴収

いずれも輸出の許可を受けた貨物は徴収の対象から除かれる。また、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合、又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は徴収しない(関税法第 45 条第 1 項ただし書、第 65 条で準用)。貨物が腐敗・変質し又は他の外国貨物を害するおそれがある等の事情で滅却がやむを得ないときは、税関長は滅却の承認をしなければならない(関税法第 45 条第 2 項)。亡失したときは、許可を受けた者・運送承認者等は直ちにその旨を税関長に届け出る義務を負う。

結論を分ける事実

1. 事故がどの制度(蔵置・場外作業・運送)の下で起きたか。それに応じて「施設の許可を受けた者」か「運送承認者・特定保税運送者」かが決まる。
2. 亡失の原因が災害その他やむを得ない事情か(盗難や管理不備は当たらない)。
3. 滅却について「あらかじめ」税関長の承認を受けているか(事後の承認では徴収を免れない)。
4. 輸出の許可を受けた貨物か(徴収の対象外)。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・「保税蔵置場に貨物を置いた輸入者から徴収する」という誤り。徴収先は施設の許可を受けた者であり、貨物の所有者・輸入者ではない。
- ・災害による亡失や承認済みの滅却まで徴収対象に含める誤り。これらは明文で除外されている。
- ・輸出の許可を受けた貨物の亡失を徴収対象とする誤り。外国貨物ではあるが、徴収の対象から除かれている。
- ・特定保税運送の徴収先を「運送の承認を受けた者」とする誤り。特定保税運送は個別承認を要しない制度であり、徴収先は特定保税運送者である。

ミニドリル

A：保税蔵置場に置かれた外国貨物が盗難により亡失した。B：同じ保税蔵置場に置かれた外国貨物が台風による高潮で流失した。それぞれ関税は徴収されるか。

解答

Aは当該保税蔵置場の許可を受けた者から直ちに徴収される(関税法第 45 条第 1 項本文)。「災害その他やむを得ない事情」とは震災・風水害等の災害に準ずる理由をいい、窃盗による盗難等はこれに含まれない(関税法基本通達 23-9・45-1)。Bは災害により亡失した場合に当たり、徴収されない(同項ただし書)。いずれの場合も、許可を受けた者は直ちに亡失の旨を税関長に届け出なければならない(同条第 3 項)。

最低限おさえる型

原則=輸入者。亡失・滅却=施設の許可を受けた者、運送不到着=運送承認者(特定保税運送者)。災害亡失・承認滅却は免除。

論点 6E 申告納税方式・賦課課税方式——賦課課税は限定列挙

過去問実績: 第 54～59 回で 6 問(6 回)。主な根拠条文: 関税法第 6 条の 2。

納付の実務フロー(第 3 科目)は論点 5G で扱う。

判断課題

問題文の関税が申告納税方式か、賦課課税方式か、それとも特別の手續を要しないで確定する延滞税かを、限定列挙に当てはめて判別する。

原則

税額の確定は申告納税方式が原則であり、賦課課税方式によるものは第 6 条の 2 第 1 項第 2 号に限定列挙される。列挙されていなければ申告納税方式に戻る、という構造で判定する。



賦課課税方式によるもの(限定列举)	原則(申告納税方式)にとどまるもの
入国者の携帯品・別送品その他これに類する政令で定める貨物	一般の輸入貨物
課税価格 20 万円以下の郵便物、及び 20 万円超でも寄贈物品等	課税価格 20 万円超の郵便物(寄贈物品等を除く)、輸入申告を行う旨の申出があった郵便物
相殺関税・不当廉売関税のうち調査期間内に輸入されたものに課すもの	調査期間外の輸入に課す通常の相殺関税・不当廉売関税
一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税	—
関税法・関税定率法以外の法律で賦課課税とされる関税	—
過少申告加算税・無申告加算税・重加算税	—(延滞税は賦課課税ではなく自動確定)

延滞税は、賦課課税方式ではなく、特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定する(関税法第 6 条の 2 第 2 項)。

結論を分ける事実

1. 郵便物であれば、課税価格が 20 万円を超えるか、寄贈物品等か、輸入申告を行う旨の申出があるか。
2. 相殺関税・不当廉売関税であれば、調査期間内の輸入に課すものか。
3. 附帯税であれば、加算税 3 種(賦課課税)か延滞税(自動確定)か。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・「郵便物はすべて賦課課税」という思い込み。課税価格 20 万円超なら原則どおり申告納税方式であり、輸入申告が必要になる。
- ・逆に、寄贈物品等は課税価格が 20 万円を超えても賦課課税方式のままである点の見落とし。
- ・延滞税を賦課課税方式に分類する誤り。延滞税は税関長の処分を待たずに自動確定する。
- ・「附帯税はすべて賦課課税」という一括り。加算税 3 種は賦課課税、延滞税だけが自動確定という区別である。

ミニドリル

A：課税価格 25 万円の商品見本が国際郵便で届いた。B：課税価格 25 万円の寄贈物品が国際郵便で届いた。税額確定の方式はそれぞれどうなるか。

解答

A は申告納税方式である。課税価格 20 万円超の郵便物は賦課課税の対象から除外され(関税法第 6 条の 2 第 1 項第 2 号ロ)、原則に戻って輸入申告・納税申告を要する。B は賦課課税方式である。寄贈物品等は 20 万円超でも除外されず、賦課課税のままとなる(同号ロかつこ書)。金額が同じでも貨物の性格で方式が割れる。

最低限おさえる型

賦課課税=携帯品・別送品/20 万円以下郵便物(寄贈物品等は金額不問)/調査期間内の特殊関税/即時徴収/加算税。延滞税は自動確定。

論点 6F 修正申告・更正の請求・更正・決定——誰が・どちら向き・いつまで

過去問実績: 第 54～59 回で 6 問(修正申告・更正の請求 5 問+更正・決定 1 問)。主な根拠条文: 関税法第 7 条の 14～第 7 条の 16。

判断課題

納付税額の誤りを是正する手段を、「納税者側か税関長側か」「増額か減額か」「期間内か」の 3 軸で選び分ける。

原則

納税者側の手続	税関長側の手続
---------	---------



税額が過少なら修正申告(関税法第7条の14)。更正があるまでできる。輸入許可前は申告書面の税額等の補正による。	調査に基づき税額等を是正する更正(関税法第7条の16第1項・第3項)。更正通知書の送達で行うが、許可前かつ納付前の減額更正は書面の是正等によることができる。
税額が過大なら更正の請求(関税法第7条の15)。輸入の許可があるまで、又は許可の日(特例申告貨物は特例申告書の提出期限)から5年以内。	納税申告が必要な貨物につき輸入の時(特例申告貨物は提出期限)までに申告がないときは決定(関税法第7条の16第2項)。

輸入許可前引取り(BP)の承認を受けた者の更正の請求は、承認の日の翌日から起算して5年を経過する日と輸入の許可の日とのいずれか遅い日までできる。更正の請求を受けた税関長は、調査して更正するか、更正すべき理由がない旨を請求者に通知する。税関長の更正・決定・賦課決定には期間制限があり、法定納期限等から5年を経過した日以後はできず、偽りその他不正の行為により関税を免れた場合等は7年を経過する日までできる(関税法第14条第1項・第4項)。

結論を分ける事実

1. 税額が過少(増額方向)か過大(減額方向)か。過少なら修正申告、過大なら更正の請求で、方向が逆の手段は使えない。
2. 輸入許可の前か後か(許可前は補正・書面の是正という簡便な形式による)。
3. 起算点(許可の日・特例申告書の提出期限・BP承認の日)から5年以内か。
4. 既に更正がされていないか(修正申告は更正があるまで)。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 修正申告がいつまでもできるとする誤り。できるのは「更正があるまで」であり、更正後の同一項目についてはできない。
- ・ 更正の請求の期限を「請求の理由を知った日から」起算する誤り。起算は許可の日(特例申告貨物は提出期限)であり、知不知を問わず5年で締まる。
- ・ 更正・決定の期間制限を一律5年とする誤り。偽りその他不正の行為がある場合は7年である(関税法第14条)。
- ・ 更正はすべて更正通知書の送達によるとする誤り。許可前かつ納付前の減額更正に限り、書面の是正等によることができる。

ミニドリル

A：一般の輸入貨物につき、輸入許可の日から4年後に税額の過大に気づいた。B：同種の貨物につき、輸入許可の日から6年後に税額の過大に気づいた。それぞれ救済されるか。

解答

Aは更正の請求ができる。許可の日から5年以内であり(関税法第7条の15第1項)、税関長は調査のうえ減額更正か理由なしの通知をする。Bは更正の請求ができない。5年を経過しており、税関長の職権による減額更正も法定納期限等から5年の期間制限(関税法第14条第1項)にかかるため、原則として救済されない。なお特例申告貨物であれば起算点は許可の日ではなく特例申告書の提出期限である。

最低限おさえる型

不足=修正申告(更正まで)/過大=更正の請求(許可まで又は許可日から5年)。職権是正=更正・決定、期間制限5年(不正7年)。

論点 6G 納期限・法定納期限と納期限の延長

過去問実績: 第54～59回で6問(6回)。主な根拠条文: 関税法第9条・第9条の2。

納付の実務フロー(第3科目)は論点5Gで扱う。

判断課題



その関税を「いつまでに納付するか」(納期限)を場面ごとに特定し、延長制度の類型・期間・担保要件を正確に当てはめ、延滞税の起算点である法定納期限と混同しない。

原則

申告納税方式の関税は、原則として申告に係る貨物を輸入する日までに納付する(関税法第9条第1項)。例外の納期限(同条第2項)は場面ごとに定まる。

場面	納期限
期限内特例申告書に記載された税額	特例申告書の提出期限(輸入許可の日の属する月の翌月末日、第7条の2第2項)
期限後特例申告書に記載された税額	当該申告書を提出した日
輸入許可後の修正申告	修正申告をした日
輸入許可後の更正・決定	更正通知書・決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日
BP 承認貨物(税額等の通知書面・許可前の更正)	これらの書類が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日

納期限の延長は3類型ある(関税法第9条の2)。個別延長は申請書の提出と担保の提供により3月以内。包括延長(特定月分)は特定月の前月末日までの申請書提出と担保の提供により、特定月の末日の翌日から3月以内。特例申告に係る延長は提出期限までの申請により2月以内で、特例輸入者は担保が原則不要(関税の保全のために必要があるときに提供を命じられる)だが、特例委託輸入者は担保の提供が要件である。延滞税・還付加算金の計算の基礎となる法定納期限(関税法第12条第9項)は、原則として貨物を輸入する日(許可を受ける貨物は許可の日)であり、納期限が延長された関税は延長後の期限、特例申告貨物は提出期限、BP 承認貨物は税額等の通知書面等が発せられた日となる。

結論を分ける事実

1. 特例申告か一般の納税申告か(特例申告は提出期限=翌月末日が軸になる)。
2. 修正申告・更正・決定が輸入許可の前か後か(BP が絡むか)。
3. 延長の類型が個別・包括・特例申告のどれで、担保が「必須」か「命じられ得る」にとどまるか。
4. 問われているのが納付手続上の「納期限」か、延滞税の起算点となる「法定納期限」か。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 延長期間の混同。個別・包括はいずれも3月以内(包括は特定月末日の翌日から起算)、特例申告に係る延長だけが2月以内である。
- ・ 担保要件の混同。個別・包括・特例委託輸入者は担保提供が要件、特例輸入者だけが原則不要である。
- ・ 包括延長の申請期限の見落とし。申請書は特定月の前月末日までに提出しなければならない。
- ・ 法定納期限と納期限のすり替え。延長された場合の法定納期限は延長後の期限であり、更正・決定・BP の「発せられた日の翌日から1月」は納期限の話である。

ミニドリル

A：令和8年9月を特定月とする包括延長の承認を受けた。特定月分の関税はいつまで延長され得るか。B：令和8年9月10日に輸入許可を受けた特例申告貨物につき納期限の延長を受けた。いつまで延長され得るか。

解答

Aは12月31日までである。包括延長は特定月の末日(9月30日)の翌日から起算して3月以内だから、10月1日起算で12月31日が限度となる(関税法第9条の2第2項)。Bも12月31日までである。特例申告書の提出期限は許可の日の属する月の翌月末日=10月31日であり(関税法第7条の2第2項)、その延長は2月以内だから12月31日が限度となる(関税法第9条の2第3項)。行き着く日付は同じでも、根拠となる起算点と期間がまったく異なる。

最低限おさえる型



延長=個別 3 月・包括 3 月(月末翌日起算)・特例申告 2 月。更正・決定・BP は「発せられた日の翌日から 1 月」。

論点 6H 延滞税——起算は法定納期限、切替は納期限

過去問実績: 第 55・56・58 回で 3 問(3 回)。主な根拠条文: 関税法第 12 条。

判断課題

延滞税の計算期間(起算日・割合の切替日・終期)と少額切捨ての基準を正確に当てはめ、免除・控除(除算)の事由に該当するかを判定する。

原則

法定納期限までに関税(附帯税を除く)が完納されない場合、未納の関税額に対し、法定納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年 7.3% の延滞税がかかる。ただし納期限の翌日から 2 月を経過する日の後は年 14.6% となる(関税法第 12 条第 1 項。いずれも本則で、各年の割合は租税特別措置に相当する特例で軽減される)。延滞税は申告も賦課決定も要せず自動確定する(関税法第 6 条の 2 第 2 項)。

計算の局面	基準
起算日	法定納期限の翌日(納期限の翌日ではない)
割合の切替	納期限の翌日から 2 月を経過する日まで年 7.3%、その後は年 14.6%
少額不適用	計算の基礎となる関税額が 1 万円未満なら課されず、1 万円未満の端数は切捨て
少額不徴収	延滞税額が 1,000 円未満なら徴収せず、100 円未満の端数は切捨て

免除・控除も頻出である。やむを得ない理由により税額等に誤りがあり税関長の確認があったときは、法定納期限の翌日から修正申告の日・更正通知書等が発せられた日までの延滞税が免除される(関税法第 12 条第 6 項)。災害等による納期限延長期間中の延滞税は免除される(同条第 7 項第 2 号)。法定納期限から 1 年を経過する日の後に修正申告・更正がされたときは、1 年経過日の翌日から修正申告等の日までの期間を計算日数から控除する(除算期間、同条第 10 項。偽りその他不正の行為による場合を除く)。

結論を分ける事実

1. 法定納期限がいつか(延長・特例申告・BP で動く。論点 6G)。
2. 納付の日が納期限の翌日から 2 月を経過する日より前か後か。
3. 基礎となる関税額が 1 万円以上か、延滞税額が 1,000 円以上か。
4. 免除・除算の事由(税関長の確認、災害等による延長、法定納期限から 1 年経過後の修正申告・更正)に当たるか。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 起算日を「納期限の翌日」とする誤り。起算は常に法定納期限の翌日であり、納期限が基準になるのは 14.6% への切替えだけである。
- ・ 延滞税に賦課決定や申告が要とする誤り。特別の手続を要しないで自動確定する。
- ・ 少額基準の混同。基礎税額 1 万円未満は「不適用」、延滞税額 1,000 円未満は「不徴収」であり、加算税の 5,000 円基準(論点 6I)とも別である。
- ・ 1 年経過後の修正申告に係る除算を、偽りその他不正の行為がある場合にまで及ぼす誤り。

ミニドリル

輸入許可の日(=法定納期限)が 4 月 10 日の貨物につき、6 月 1 日に修正申告(納期限=同日)をして増差税額 50 万円が確定した。A : 7 月 15 日に全額納付した。B : 9 月 15 日に全額納付した。延滞税の計算期間と割合はどうか。

解答

いずれも起算日は法定納期限の翌日の 4 月 11 日である(関税法第 12 条第 1 項)。A は納付日(7 月 15 日)が納期限(6 月 1 日)の翌日から 2 月を経過する日(8 月 1 日)以前なので、全期間について年 7.3% で計算する。B は 4 月 11



日から8月1日までが年7.3%、8月2日から納付の日(9月15日)までが年14.6%となる(同項ただし書)。起算は法定納期限、切替は納期限という2本立てを混ぜないことが核心である。

最低限おさえる型

年7.3%、納期限の翌日から2月経過後は年14.6%。基礎1万円未満は不適用、税額1,000円未満は不徴収。

論点 6I 過少申告加算税・無申告加算税・重加算税——割合の構造を面で覚える

過去問実績: 第54・58・59回で3問(3回)。主な根拠条文: 関税法第12条の2～第12条の4。

加算税の計算手順とミニ計算例は論点2Fで扱う。

判断課題

当初申告の有無・是正の時期(調査通知・更正予知との前後)・隠蔽仮装の有無から、どの加算税が何%で課されるかを組み立てる。

原則

区分	割合の構造
過少申告加算税(関税法第12条の2)	増差税額の10%。調査通知前の自主的な修正申告なら課されず、調査通知後・更正予知前なら5%。当初申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分には5%加重。
無申告加算税(関税法第12条の3)	納付すべき税額の15%(50万円超の部分20%、300万円超の部分30%)。調査通知前の自主的な期限後特例申告書の提出等なら5%、調査通知後・更正決定予知前なら各割合から5%減。
重加算税(関税法第12条の4)	隠蔽・仮装があるとき、過少申告加算税に代えて35%、無申告加算税に代えて40%。併課ではなく「代えて」課す。

過去5年以内に無申告加算税等を課されたことがある場合等の繰り返しには、無申告加算税・重加算税に10%の加重がある(関税法第12条の3第4項・第12条の4第4項)。共通ルールとして、正当な理由があると認められる事実に基づく税額には課されず、無申告でも、期限内提出の意思が認められる場合として政令で定める場合に該当し、かつ提出期限から1月を経過する日までに提出された期限後特例申告書には無申告加算税を課さない(関税法第12条の3第7項)。計算の基礎となる税額が1万円未満のときは加算税を課さず、1万円未満の端数は切り捨てる(関税法第12条第3項の準用)。加算税の額が5,000円未満のときは徴収しない(同条第4項の準用・読替え)。

結論を分ける事実

1. 当初申告(期限内特例申告書の提出)があるか。あれば過少申告系、なければ無申告系に入る。
2. 修正申告・期限後特例申告書の提出が、調査通知の前か、通知後かつ更正予知の前か、予知後か。
3. 増差税額が「当初申告税額と50万円のいずれか多い額」(無申告は50万円・300万円)を超えるか。
4. 隠蔽・仮装の有無と、過去5年内の無申告加算税等の賦課歴。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・「修正申告をすれば必ず加算税がかかる」という誤り。調査通知前の自主的な修正申告には過少申告加算税は課されない。
- ・少額基準の混同。加算税は5,000円未満なら徴収しないのであり、延滞税の1,000円と入れ替えた肢が出る。
- ・重加算税を加算税と併課する誤り。重加算税は過少申告加算税・無申告加算税に「代えて」課される。
- ・無申告加算税の加重を一律15%のままとする誤り。50万円超の部分は20%、300万円超の部分は30%まで段階的に上がる。

ミニドリル

当初申告税額40万円の貨物につき、課税標準の誤りで納付すべき税額が100万円不足していた(隠蔽・仮装はない)。A: 調査通知前に自ら修正申告した。B: 税関の調査により更正を受けた。過少申告加算税はいくらか。



解答

Aは課されない。調査通知前にされた自主的な修正申告には過少申告加算税を適用しない(関税法第12条の2第5項)。Bは12万5,000円である。本則10%で10万円、加えて増差税額100万円のうち「当初申告税額40万円と50万円のいずれか多い額」=50万円を超える部分50万円に5%を乗じた2万5,000円が加重される(同条第1項・第2項)。仮に隠蔽・仮装があれば、過少申告加算税に代えて35%の重加算税となる(関税法第12条の4第1項)。

最低限おさえる型

過少10%(+50万円超過部分5%)/無申告15%(50万超20%・300万超30%)/重加算35%・40%。繰り返し+10%、5,000円未満不徴収。

論点 6J 担保・関税の徴収・還付・還付加算金——担保は限定列举、還付は金銭で遅滞なく

過去問実績: 第54～59回で5問(担保1問+徴収・還付等4問)。主な根拠条文: 関税法第9条の11・第10条・第11条・第13条・第14条の2。

判断課題

提供された担保が法定の種類に当たるか、過誤納金の還付加算金がいつから付くか、徴収権はいつ時効消滅するかを、条文の数値どおりに判定する。

原則

関税の担保の種類は、関税法第9条の11が国税通則法第50条を準用して限定列举する。国債・地方債、税関長が確実と認める社債その他の有価証券、土地、保険を付した建物・立木等、金銭、税関長が確実と認める保証人の保証などである。担保として金銭を提供した納税義務者は、これをそのまま関税の納付に充てることができる(関税法第10条第1項)。担保が提供されているのに完納がないときは担保の処分(国税通則法第52条準用)、担保の提供がなく納期限までに完納されない場合等の徴収は国税徴収の例による(関税法第11条)。

過誤納金は遅滞なく「金銭で」還付しなければならず(関税法第13条第1項)、年7.3%(本則)の還付加算金を加算する(同条第2項)。起算日は過誤納金の生じ方で分かれる。

過誤納金の生じ方	還付加算金の起算点(その翌日から計算)
更正・決定・賦課決定で確定した関税の過納金	納付の日(法定納期限前の納付なら法定納期限)
更正の請求に基づく更正による過納金	請求日の翌日から3月を経過する日と更正日の翌日から1月を経過する日のいずれか早い日
その他の過誤納金	過誤納となった日として政令で定める日の翌日から1月を経過する日

関税の徴収権は、法定納期限等から5年間行使しないことによって時効消滅する(関税法第14条の2第1項)。

結論を分ける事実

1. 担保は国税通則法第50条の列举物か(列举外の動産等は担保にならない)。
2. 過誤納金が生じた原因がどの原因で生じたか(職権更正か、更正の請求に基づく更正か、単純過誤納か)。
3. 過誤納金の額が1万円未満か、計算した加算金が1,000円未満か。
4. 問われているのが徴収権の消滅時効(5年)か、更正・決定の期間制限(原則5年・偽りその他不正の行為は7年)か。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・「還付加算金は常に納付の日の翌日から付く」という思い込み。更正の請求に基づく更正では「請求日翌日から3月」と「更正日翌日から1月」のいずれか早い日の翌日からであり、請求してすぐには走らない。
- ・過誤納金1万円未満には加算金を付けず(関税法第13条第4項)、計算した加算金1,000円未満は加算しない(同条第5項)のを無視する誤り。



- ・徴収権の消滅時効(関税法第 14 条の 2・5 年)と更正・決定の期間制限(関税法第 14 条・5 年、不正 7 年)を混同する誤り。前者は確定した税を取り立てる権利、後者は税額を確定させる処分の期限である。
- ・「還付は貨物や有価証券でもよい」という誤り。還付は金銭に限る。

ミニドリル

A：輸入者は 3 月 10 日に更正の請求をし、税関長は 7 月 1 日に減額更正をした。B：輸入者は単純な二重納付に気づき、その過誤納は政令で定める日として 4 月 1 日に生じたものとされた。それぞれ還付加算金はいつから計算するか。

解答

A は「請求日(3 月 10 日)の翌日から 3 月を経過する日=6 月 10 日」と「更正日(7 月 1 日)の翌日から 1 月を経過する日=8 月 1 日」のいずれか早い 6 月 10 日の翌日、すなわち 6 月 11 日から計算する(関税法第 13 条第 2 項第 2 号)。B は過誤納となった日(4 月 1 日)の翌日から 1 月を経過する日=5 月 1 日の翌日、すなわち 5 月 2 日から計算する(同項第 3 号)。いずれも過誤納金 1 万円未満なら加算金自体が付かない(同条第 4 項)。

最低限おさえる型

担保は限定列举+金銭は納付充当可。還付は金銭で遅滞なく、加算金年 7.3%(起算日 3 類型)。徴収権の消滅時効は法定納期限等から 5 年。

論点 6K 輸出通関——申告・検査・許可の一本道と、FOB という価格

過去問実績：第 54～59 回で 12 問(6 回)。主な根拠条文：関税法第 67 条・第 67 条の 2・第 75 条。

実務の処理順(第 3 科目)は論点 5E で扱う。

判断課題

輸出申告をどの税関長に、どの時点で、どの価格ですべきか。また、外国貨物を外国に送り出す「積戻し」に輸出の規定が及ぶかを判定する。

原則

貨物を輸出しようとする者は、品名・数量・価格その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない(関税法第 67 条)。申告先は貨物を入れる保税地域等の所在地を所轄する税関長であり(関税法第 67 条の 2 第 1 項)、外国貿易船に積み込んだ状態で申告することが必要な貨物は、税関長の承認を受けて係留場所所轄の税関長に申告できる(同条第 2 項)。輸出申告と輸入申告は同じ第 67 条に載るが、次の点で対照的である。

輸出申告	輸入申告
申告価格は本邦の輸出港における本船甲板渡し価格(FOB。施行令第 59 条の 2 第 2 項)	申告価格は課税標準となるべき価格(CIF ベースの課税価格)
保税地域等に入れた後でなければならないという制限はない(搬入前申告可)	保税地域等に入れた後が原則(関税法第 67 条の 2 第 3 項。例外 3 類型は論点 6L)
特定輸出申告等(関税法第 67 条の 3)により保税地域等に入れずに許可まで受けられる(論点 6T)	特例輸入者等の申告特例(関税法第 67 条の 2 第 3 項第 3 号)

積戻し(本邦から外国に向けて行う外国貨物の送付)には、第 67 条、第 67 条の 2 第 1 項・第 2 項、第 68 条～第 69 条の 10、第 70 条等が準用される(関税法第 75 条)。ただし仮に陸揚げされた貨物は積戻し規定の対象から除かれる(外為法第 48 条第 1 項の輸出許可を要するものは除外されず、積戻し手続による)。

結論を分ける事実

1. 申告価格の建値——輸出は FOB、輸入は課税価格。
2. 貨物が保税地域等に入っているか——輸出申告の有効性には影響しない。
3. その貨物は「輸出」か「積戻し」か、積戻しなら仮陸揚げ貨物か。

典型的なひっかけ——誤った考え方



- ・「輸出申告価格も課税価格(CIF)による」という誤り。輸出は FOB(無償輸出は有償とした場合の FOB)。
- ・「輸出申告も貨物を保税地域に入れた後でなければならない」という誤り。搬入後要件は輸入申告のみに課されている。
- ・積戻しは関税法上の「輸出」ではないのに、「輸出でないから第 67 条の手続は不要」とする誤り。第 75 条が輸出通関の規定を準用する。
- ・仮に陸揚げされた貨物を一律に積戻し手続の対象とする誤り。原則対象外で、外為法の輸出許可対象だけが手続に乗る。

ミニドリル

A：輸出者は、CIF 建て契約価格 650 万円(うち海上運賃・保険料 50 万円)の貨物を、保税地域に搬入する前に輸出申告した。B：輸入者は、税関長の承認も特例輸入者の資格もないまま、貨物を保税地域等に入れる前に輸入申告した。それぞれの申告は適法か、価格はいくらで申告するか。

解答

A の申告は適法である。輸出申告に搬入後要件はなく(関税法第 67 条の 2 第 3 項は輸入申告のみを対象とする)、申告価格は本邦輸出港の FOB 価格 600 万円である(施行令第 59 条の 2 第 2 項)。B の申告は不適法である。輸入申告は貨物を保税地域等に入れた後にするのが原則であり(関税法第 67 条の 2 第 3 項)、例外(本船扱い等の承認・搬入前申告の承認・特例輸入者等)のいずれにも当たらない。

最低限おさえる型

輸出=申告→検査→許可。申告価格は FOB。搬入後要件は輸入だけ。積戻しは第 75 条の準用(仮陸揚げ貨物は原則対象外)。

論点 6L 輸入通関——搬入後申告の原則と、許可を止める 4 つの関門

過去問実績：第 54～59 回で 15 問(6 回・第 2 科目最多)。主な根拠条文：関税法第 67 条・第 68 条・第 70～72 条。実務の処理順(第 3 科目)は論点 5F で扱う。

判断課題

第 2 科目最頻出のユニットである。輸入申告をいつ・どこでできるか、そして書類提出(関税法第 68 条)・他法令の証明(関税法第 70 条)・原産地表示(関税法第 71 条)・関税納付(関税法第 72 条)の各関門が、許可をどの局面で止めるかを判定する。

原則

輸入申告は、貨物を入れる保税地域等の所在地を所轄する税関長に対し、貨物を保税地域等に「入れた後」にするのが原則である(関税法第 67 条の 2 第 1 項・第 3 項)。例外は①外国貿易船に積み込んだ状態で申告することが必要な貨物につき承認を受けた場合(本船扱い等)、②保税地域等に入れないで申告することにつき税関長の承認を受けた場合(搬入前申告)、③特例輸入者・特例委託輸入者が申告を行う場合、の 3 つに限る(同条第 3 項各号)。例外による場合も、積荷に関する事項が税関に報告・提出された後でなければ申告できない(同条第 4 項)。契約書・仕入書等の書類は、税関長が「許可の判断のために必要があるとき」等に提出させることができる(関税法第 68 条)。常時の添付義務ではない。他法令との関係は時点で二分される(関税法第 70 条)。

第 70 条第 1 項(許可・承認等)	第 70 条第 2 項(検査完了・条件具備)
他法令の許可・承認その他の処分を要する貨物	他法令の検査又は条件の具備を要する貨物
輸出申告又は輸入申告の際に、受けている旨を税関に証明する	第 67 条の検査その他税関の審査の際に、証明し、確認を受ける

証明がされず、又は確認を受けられない貨物は輸出も輸入も許可されない(同条第 3 項)。原産地について直接・間接に偽った表示又は誤認を生じさせる表示がある外国貨物は輸入を許可せず、税関長は輸入申告者に直ちに通知し、期間を指定して、その者の選択により表示の抹消・訂正又は積戻しをさせる(関税法第 71 条)。関税を納



付すべき貨物は、納付後でなければ輸入を許可しない(関税法第 72 条)。ただし特例申告貨物の輸入と納期限延長の場合は納付前でも許可され、過少申告加算税・重加算税は納付を要する関税から除かれる。

結論を分ける事実

1. 搬入前申告なら、例外 3 類型(本船扱い等の承認・搬入前申告の承認・特例輸入者等)のどれかに当たるか。
2. 他法令の要求が「許可・承認等」か「検査・条件具備」か——証明の時点が申告時か審査・検査時かが変わる。
3. 原産地表示への措置を選ぶのは誰か——輸入者であって税関長ではない。
4. 納付前許可の例外(特例申告貨物・納期限延長)に当たるか。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・「輸入申告には必ず仕入書を提出しなければならない」という誤り。第 68 条は税関長の裁量的要求であり、必要があるときに提出させることができるにとどまる。
- ・第 70 条の時点を一ひっくり返す誤り。「他法令の許可・承認は審査の際に証明すればよい」「検査完了は申告の際に証明する」はいずれも逆である。
- ・「原産地虚偽表示の貨物は税関長が没収する」「税関長が抹消・訂正・積戻しのいずれかを命じて選ぶ」という誤り。3 択の選択権は輸入者にある。
- ・「関税未納でも申告が適正なら許可される」という誤り。第 72 条は納付前不許可を原則とし、例外は特例申告貨物と納期限延長に限る。

ミニドリル

A：外為法上の輸入承認を要する貨物につき、輸入者は承認を受けていたが、輸入申告の際に税関へその旨を証明しなかった。B：他法令上の検査完了を要する貨物につき、輸入者は申告時には証明せず、税関の審査の際に検査完了を証明して確認を受けた。それぞれ輸入は許可されるか。

解答

A は許可されない。他法令の許可・承認等は「輸入申告の際」に受けている旨を証明しなければならず(関税法第 70 条第 1 項)、証明がない貨物は許可されない(同条第 3 項)。B は許可され得る。検査完了・条件具備の証明・確認の時点は申告時ではなく「検査その他審査の際」であり(同条第 2 項)、審査の際の確認で足りる。同じ「他法令」でも要求の種類で時点が分かれる。

最低限おさえる型

搬入後申告が原則(例外は本船扱い・搬入前承認・特例輸入者等の 3 つ)。68 条=必要時のみ提出。70 条=1 項は申告の際・2 項は審査の際、なければ許可しない。71 条=輸入者の選択で抹消・訂正・積戻し。72 条=納付なければ許可しない。

論点 6M 輸入許可前引取り——関税額相当の担保と承認がセット

過去問実績: 第 54～59 回で 6 問(6 回)。主な根拠条文: 関税法第 73 条。

判断課題

許可前に貨物を引き取るための要件(担保・承認)と、承認後の貨物の法的地位、納期限・法定納期限等の日付を正確に答える。

原則

外国貨物(特例申告貨物を除く)を輸入申告の後、輸入の許可前に引き取ろうとする者は、関税額(過少申告加算税・重加算税に相当する額を除く)に相当する担保を提供して、税関長の承認(BP 承認)を受けなければならない(関税法第 73 条第 1 項)。担保の提供は必須であり、税関長の裁量で免除されることはない。輸入の許可を与えることができない場合(関税未納すなわち第 72 条の場合を除く)には、税関長は承認をしてはならない(同条第 2 項)。

承認を受けた外国貨物は、課税物件の確定時期(関税法第 4 条)・適用法令(関税法第 5 条)・第 72 条等の一定の規定を除き、関税法の適用上内国貨物とみなされる(同条第 3 項)。納税の日付は次のとおりである。

項目	日付
----	----



納期限	税額等の通知書面(関税法第7条の17)等が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日(関税法第9条第2項第3号)
法定納期限等(更正・決定の期間制限、徴収権の消滅時効の起算)	BP承認の日(関税法第14条第7項第2号)
蔵入貨物・保税作業製品で、輸入申告後・承認前に法令改正があった場合の適用法令	承認の日(関税法第5条第2号)。通常のBP貨物は原則どおり輸入申告の日(論点6C)

結論を分ける事実

1. 担保の額の基準——関税額相当か(課税価格相当ではない)。
2. その貨物に輸入許可を与えられない事情(原産地虚偽表示等)があるか——あれば承認不可。
3. 貨物が特例申告貨物か——特例申告貨物は納税申告前に引き取れる仕組みであり、BP承認の対象外。
4. 問われている日付が納期限か、法定納期限等か、適用法令の日か。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・「課税価格に相当する担保を提供する」という誤り。担保は関税額(過少申告加算税・重加算税相当額を除く)に相当する額である。
- ・「原産地虚偽表示があっても担保さえ積みれば承認される」という誤り。輸入許可を与えることができない場合(関税法第72条の関税未納を除く)は承認できない(関税法第73条第2項)。逆に、関税が未納であることだけは承認の障害にならない——未納のまま引き取るための制度だからである。
- ・「特例申告貨物もBP承認を受けて引き取る」という誤り。第73条第1項の括弧書きで明文除外されている。
- ・「内国貨物とみなされるから、課税物件の確定時期や適用法令も内国貨物並みになる」という誤り。みなし規定から第4条・第5条は除外されている。ただし適用法令が承認の日になるのは、蔵入貨物・保税作業製品で申告後・承認前に法令改正があった場合に限られ(論点6C)、通常のBP貨物は原則どおり輸入申告の日の法令による。

ミニドリル

A: 輸入者はBP承認を受けて貨物を引き取り、7月10日に第7条の17の税額通知書面が発せられた。B: 同じ貨物をBP承認を受けずに通常どおり輸入申告し、7月10日に輸入が許可された。それぞれ関税はいつまでに納付するか。

解答

Aの納期限は、書面が発せられた日(7月10日)の翌日から起算して1月を経過する日、すなわち8月10日である(関税法第9条第2項第3号)。法定納期限等は承認の日である点と混同しない。Bは申告納税の原則どおり、当該貨物を輸入する日(輸入許可の日)までに納付しなければならない(関税法第9条第1項)。BPは「先に引き取り、通知から1月で納める」制度である。

最低限おさえる型

BP=関税額相当の担保+税関長の承認(担保必須・許可不能事由があれば承認不可)。承認後は内国貨物とみなす(関税法4条・5条等を除く)。納期限は税額通知の翌日から1月、法定納期限等は承認の日。BP承認だけでは適用法令の日は動かない。

論点6N 保税地域の種類と外国貨物を置く期間——「指定」は財務大臣、2年の起算は承認日

過去問実績: 第54～59回で5問(5回)。主な根拠条文: 関税法第29条～第37条・第43条の2ほか。

判断課題

5種の保税地域の設置主体と期間の数値を取り違えずに答える。特に「誰が設けるか(指定/許可)」「何月・何年がどの場面の数字か」の判定である。

原則



保税地域は、指定保税地域・保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域の5種である(関税法第29条)。外国貨物は保税地域以外の場所に置けないのが原則で、例外は難破貨物、税関長が期間・場所を指定して許可した貨物(他所蔵置)、特定郵便物等、税関長が取締り上支障がないと認める信書便物、特例輸出貨物である(関税法第30条第1項)。輸入してはならない貨物のうち麻薬・けん銃等(輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限る)は保税地域にも置けない(同条第2項)。主要な数値は次のとおり対比して覚える。

指定保税地域	保税蔵置場
財務大臣が「指定」する公共的施設(関税法第37条)	税関長が「許可」する(関税法第42条第1項)。許可期間は10年以内・更新可(同条第2項)
入れた日から1月を経過すると収容の対象(関税法第80条第1項第1号)	入れた日から3月を超えて置くには蔵入承認が必要(関税法第43条の3第1項)
蔵置期間の承認制度はない(短期の積卸し・一時蔵置の場合)	置ける期間は最初に置くことが承認された日から2年(関税法第43条の2第1項)。特別の事由があれば申請により延長可(同条第2項)

保税工場に外国貨物を置ける期間も、保税作業のため置くこと等が承認された日から2年である(関税法第57条)。保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出すには税関長の許可を要する(関税法第32条)。

結論を分ける事実

1. 設置行為が「指定」(財務大臣・指定保税地域のみ)か「許可」(税関長・他の4種)か。
2. 「3月」は蔵入承認が要するまでの猶予、「2年」は蔵置できる上限——どちらを聞かれているか。
3. 2年の起算点は「最初に置くことが承認された日」か搬入日か。
4. 期間を過ぎた貨物の効果——指定保税地域1月経過・蔵置期間経過はいずれも収容(関税法第80条)。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・「指定保税地域は税関長が指定する」「保税蔵置場は財務大臣が許可する」という主体の入替え。指定=財務大臣、許可=税関長である。
- ・「保税蔵置場の許可期間は5年」等の数値ずらし。許可期間は10年以内(更新可)。
- ・「蔵置2年の起算は貨物を入れた日」という誤り。起算は最初に置くことが承認された日であり、搬入日から3月の猶予とは別の時計である。
- ・「輸入してはならない貨物も外国貨物である以上保税地域には置ける」という誤り。麻薬・けん銃等は輸入目的以外で本邦到着のものに限り保税地域にも置けない(関税法第30条第2項)。

ミニドリル

A: 4月1日に指定保税地域に入れられた外国貨物が、5月10日現在もそのまま置かれている。B: 4月1日に保税蔵置場に入れられた外国貨物につき、6月20日に蔵入承認を受け、引き続き置かれている。それぞれの貨物の状態を述べよ。

解答

Aは入れた日(4月1日)から1月を経過しており、税関長が収容することができる状態にある(関税法第80条第1項第1号)。指定保税地域に長期蔵置の承認制度はない。Bは入れた日から3月(7月1日)より前に蔵入承認を受けており適法で、以後は承認の日(6月20日)から2年間置くことができる(関税法第43条の3第1項・第43条の2第1項)。2年の時計は搬入日(4月1日)からではなく承認日から走る。

最低限おさえる型

5種。指定=財務大臣・1月で収容対象。蔵置場=税関長許可(10年以内・更新可)、搬入から3月超は蔵入承認、蔵置は承認日から2年(延長可)。

論点 60 保税蔵置場・保税工場・総合保税地域——亡失・滅却は「許可を受けた者」から直ちに徴収
過去問実績: 第54～59回で3問(3回)。主な根拠条文: 関税法第42条～第62条の8。



判断課題

保税地域内の外国貨物が消えた(亡失・滅却)ときに誰から関税を取るか、どの手続が「許可・承認」でどれが「届出」かを判定する。

原則

保税蔵置場にある外国貨物(輸出の許可を受けた貨物を除く)が亡失し、又は滅却されたときは、当該保税蔵置場の「許可を受けた者」から直ちにその関税を徴収する(関税法第45条第1項本文)。徴収を免れるのは、災害その他やむを得ない事情による亡失と、あらかじめ税関長の承認を受けた滅却の2つだけである(同項ただし書)。貨物が腐敗・変質し又は他の外国貨物を害するおそれがある等の事情で滅却がやむを得ないときは、税関長は滅却の承認をしなければならない(同条第2項)。亡失したときは許可を受けた者が直ちに税関長に届け出る(同条第3項)。収容能力の増減・改築移転等の工事は「あらかじめ税関への届出」であり、許可・承認ではない(関税法第44条第1項)。令和8年度改正(令和8年6月1日施行)で、法令遵守規則に係る業務改善命令(関税法第45条の2)が新設され、保税工場・保税展示場・総合保税地域にも準用される。

保税工場は保税作業(外国貨物の加工・これを原料とする製造(混合を含む)・改装・仕分その他の手入れ)の場であり(関税法第56条第1項)、当該保税工場で使用する輸入貨物については入れた日から3月までの期間に限り保税蔵置場の許可を併せ受けたものとみなされる(同条第2項)。場外作業は税関長の「許可」(期間・場所指定)で行い、担保は必要があると認めるとき提供させることができる(関税法第61条第1項・第2項)。場外の貨物は指定期間満了までその保税工場にあるものとみなされ(同条第4項)、指定期間経過後も指定場所に貨物・製品が残っていれば、許可を受けた者から直ちに関税を徴収する(同条第5項)。総合保税地域は一団の土地等で蔵置・加工製造・展示等を総合的に行える税関長許可の地域である(関税法第62条の8)。

結論を分ける事実

1. 滅却の承認が「あらかじめ」か事後か——事後では徴収を免れない。
2. 亡失の原因が災害その他やむを得ない事情か、管理上の紛失か。
3. 納税義務を負うのは貨物の所有者ではなく施設の許可を受けた者。
4. その手続の性質——収容能力増減=届出、滅却=承認、場外作業=許可、見本持出=許可。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・「滅却後に承認を受ければ徴収されない」という誤り。免除されるのは「あらかじめ」承認を受けた滅却に限る。
- ・「亡失した貨物の関税は輸入者(貨主)から徴収する」という誤り。徴収の相手方は保税蔵置場等の許可を受けた者である。
- ・「場外作業に出した貨物は保税工場から離れた時点で工場の管理を外れる」という誤り。指定期間満了まではその保税工場にあるものとみなされる。
- ・「収容能力の増加には税関長の許可が要る」という誤り。あらかじめの届出で足りる(関税法第44条第1項)。

ミニドリル

A: 保税蔵置場の許可を受けた甲は、蔵置中の外国貨物が浸水で腐敗したため、あらかじめ税関長の承認を受けて滅却した。B: 同じく許可を受けた乙は、蔵置中の外国貨物を誤って廃棄処分し、事後に税関長へ報告した。関税は徴収されるか、されるなら誰からか。

解答

Aからは徴収されない。あらかじめ税関長の承認を受けた滅却は第45条第1項ただし書に当たり、腐敗等やむを得ない滅却には税関長の承認義務もある(同条第2項)。Bは事前承認のない滅却であり、ただし書に当たらないから、許可を受けた乙から直ちに関税を徴収する(同項本文)。事後報告は結論を変えない。

最低限おさえる型

亡失・滅却=許可を受けた者から直ちに徴収(災害亡失・事前承認滅却のみ除外)。工場のみなし蔵置場は3月、場外作業は許可・期間経過残存で徴収。業務改善命令(関税法45条の2)は令和8年新設。



論点 6P 保税運送・特定保税運送——個別承認か、承認不要+7 日か

過去問実績: 第 54～59 回で 5 問(5 回)。主な根拠条文: 関税法第 63～65 条。

判断課題

その運送に個別の承認が要るか、不到着のとき誰から・どの期間経過で関税を徴収するかを、一般保税運送と特定保税運送で切り分ける。

原則

外国貨物は、税関長に申告してその承認を受け、開港・税関空港・保税地域・税関官署・他所蔵置の指定場所の相互間(特定区間)に限り、外国貨物のまま運送できる(関税法第 63 条第 1 項)。税関長が指定する期間内に発送される貨物について一括承認もできる(同項後段)。承認の際、税関長は「必要があると認めるとき」に貨物を検査させ、また関税額に相当する担保を提供させることができる(同条第 2 項)。担保は任意的である。両制度の違いは次のとおり。

一般の保税運送(関税法第 63 条)	特定保税運送(関税法第 63 条の 2)
運送ごとに税関長へ申告し承認を受ける(一括承認あり)	個別の承認は不要
運送主体に資格要件なし	認定通関業者又は国際運送貨物取扱業者で、あらかじめいずれかの税関長の承認を受けた特定保税運送者に限る
税関長が指定した運送期間内に不到着なら、承認を受けた者から直ちに徴収(関税法第 65 条第 1 項)	発送の日の翌日から起算して 7 日以内に不到着なら、特定保税運送者から直ちに徴収(関税法第 65 条第 2 項)

いずれの徴収も、災害その他やむを得ない事情による亡失又はあらかじめ税関長の承認を受けた滅却の場合は免れる(関税法第 65 条第 1 項ただし書・第 2 項後段)。郵便物(特定郵便物を除く)の保税運送は承認ではなく税関長への「届出」であり(関税法第 63 条の 9 第 1 項)、発送の日の翌日から起算して 7 日以内に不到着のときは届出をした者から徴収する(関税法第 65 条の 2 第 1 項)。

結論を分ける事実

1. 運送人が特定保税運送者(認定通関業者等+税関長の承認)か、一般の運送か。
2. 不到着の判定期間——一般は税関長の指定期間、特定・郵便物は発送翌日から 7 日。
3. 徴収の相手方——一般は運送の承認を受けた者、特定は特定保税運送者、郵便物は届出をした者。
4. 貨物が輸出の許可を受けた貨物か(徴収対象から除外)。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・「保税運送の承認には必ず担保の提供が必要」という誤り。検査も担保も「必要があると認めるとき」の任意的措置である(関税法第 63 条第 2 項)。
- ・「郵便物の保税運送も税関長の承認を受ける」という誤り。特定郵便物を除く郵便物は届出で運送できる(関税法第 63 条の 9)。
- ・特定保税運送の 7 日を「発送の日から 7 日」と起算する誤り。発送の日の翌日から起算して 7 日以内である。
- ・「不到着なら運送人でなく荷主から徴収する」という誤り。徴収の相手は承認を受けた者・特定保税運送者・届出者である。

ミニドリル

A：一般の保税運送の承認を受け、税関長は運送期間を 10 日と指定した。貨物は発送から 12 日目も運送先に到着していない。B：特定保税運送者が 4 月 1 日に発送した貨物が、4 月 8 日の終了時点で到着していない。それぞれ関税は徴収されるか。

解答

A は指定された運送期間(10 日)内に到着していないから、運送の承認を受けた者から直ちに関税を徴収する(関税法第 65 条第 1 項)。災害等による亡失・事前承認滅却なら免れる(同項ただし書)。B は発送の日の翌日(4 月 2



日)から起算して7日=4月8日以内に到着していないから、特定保税運送者から直ちに徴収する(同条第2項)。一般は「指定期間」、特定は「翌日起算7日」という時計の違いが結論を分ける。

最低限おさえる型

保税運送=申告+承認(検査・担保は任意)。不到着=承認者から直ちに徴収。特定保税運送=承認不要・発送翌日から起算7日で特定保税運送者から徴収。郵便物=届出+7日。

論点 6Q 減免税・戻し税(定率法の主要制度)——期間の数字と条番号で機械的に取る

過去問実績: 第54～59回で12問(6回・毎回2問)。主な根拠条文: 定率法第10～20条の3。

判断課題

第54～59回では毎回2問出題された数字勝負のユニットである。事案がどの減免税・戻し税制度に乗るかを見極め、その制度の期間・手続要件(事前届出の要否・搬入先)・効果(免税か軽減か払戻しか)を言い当てる。

原則

主要10制度を「期間×効果」で一覧化する。すべて関税定率法である。

制度(条文)	効果と期間の核
変質・損傷減税(定率法第10条)	輸入許可(BP承認)前の変質・損傷→軽減。許可後保税地域等に置かれた間の災害等による滅失・変質・損傷→払戻し
加工・修繕輸出貨物の減税(定率法第11条)	輸出許可の日から1年以内に輸入→軽減。加工は本邦で困難なものに限る
製造用原料品の減免税(定率法第13条)	輸入許可の日から1年以内に税関長承認工場で製造終了→軽減・免除。担保は任意
無条件免税(定率法第14条)	注文取集めの見本(6号)、性質・形状が変わっていない再輸入品(10号)、課税価格合計1万円以下(18号)等→免税・事後要件なし
特定用途免税(定率法第15条)	免税。許可の日から2年以内に用途外使用・譲渡→その者から直ちに徴収
外交官用貨物等免税(定率法第16条)	免税。政令指定物品は許可の日から2年以内の用途外使用で徴収
再輸出免税(定率法第17条)	許可の日から1年以内に輸出→免税。不輸出・用途外は直ちに徴収
再輸出減税(定率法第18条)	許可の日から2年以内(特に長期使用の政令貨物は5年以内の政令期間)に輸出→軽減
同一状態再輸出戻し税(定率法第19条の3)	輸入の際にあらかじめ届出+許可の日から1年以内に輸出→払戻し
違約品等の戻し税(定率法第20条)	性質・形状に変更を加えず、許可の日から6月以内(承認で1年以内)に保税地域搬入。返送のため輸出(1・2号)又は事前承認廃棄→払戻し

結論を分ける事実

1. 期間の数字——1年(定率法11条・13条・17条・19条の3)、2年(定率法15条・16条・18条)、6月(定率法20条の搬入)。
2. 効果——17条は免税、18条と11条は軽減にとどまる。
3. 輸入時の手続の要否——19条の3はあらかじめの届出が必須、20条(違約品)に輸入時の手続は不要。
4. 事後管理型(15～18条)か、事後要件なし(定率法14条)か——用途外使用等があれば「直ちに」徴収。

典型的なひっかけ——誤った考え方



- ・「第 18 条(再輸出)は免税」「第 11 条(加工修繕)は免税」という効果のすり替え。免税は第 17 条、第 18 条・第 11 条は軽減である。
- ・「違約品の戻し税は輸入時に届け出た貨物に限る」という誤り。事前届出が要るのは第 19 条の 3 であり、第 20 条に輸入時の手続はない。
- ・「違約品は 1 年以内に輸出すればよい」という誤り。第 20 条の要件は許可の日から 6 月以内(税関長の承認で 1 年以内)の保税地域搬入である。
- ・「特定用途免税の貨物を 2 年以内に用途外使用しても、確定申告的に後で納めればよい」という誤り。用途外に供し又は譲渡した者から「直ちに」徴収する(定率法第 15 条第 2 項)。

ミニドリル

A: 輸入者は関税を納付して輸入した機械が契約の仕様と相違していたため、性質・形状に変更を加えないまま、輸入許可の日から 5 月目に保税地域に入れ、売手に返送するため輸出した。B: 輸入者は展示会で使う予定の物品を関税を納付して輸入したが(輸入時に何の届出もしていない)、予定変更で不要となり、未使用のまま許可の日から 10 月目に輸出した。それぞれ関税は払い戻されるか。

解答

A は払い戻される。品質等が契約の内容と相違するため返送がやむを得ない違約品であり、許可の日から 6 月以内に保税地域に入れ、返送のため輸出している(定率法第 20 条第 1 項第 1 号)。輸入時の届出は不要である。B は払い戻されない。同一状態での再輸出による戻し税(定率法第 19 条の 3)は「輸入の際にあらかじめ税関長に届け出た貨物」に限られ、事後にこの制度へ乗ることはできない。契約相違等の第 20 条各号事由もないため、単なる予定変更では戻し税の途がない。

最低限おさえる型

1 年=加工修繕・製造用原料品・再輸出免税・同一状態再輸出/2 年=特定用途・再輸出減税/6 月=違約品の保税地域搬入。
17 条は免税・18 条と 11 条は軽減。19 条の 3 のみ輸入時の事前届出。

論点 6R 特惠関税——暫定法・政令指定・令和 13 年 3 月末までの時限

過去問実績: 第 54～59 回で 6 問(6 回)。主な根拠条文: 暫定法第 8 条の 2～第 8 条の 4。

判断課題

その物品に特惠税率が及ぶか(受益国・品目・期限)、および特惠を止める仕組み(適用停止・便益否認)の発動要件を判定する。

原則

特惠関税は関税暫定措置法の制度である。経済が開発の途上にある国であって、関税について特別の便益を受けることを希望し、便益を与えることが適当であるものとして政令で定める国(特惠受益国等)の原産品につき、令和 13 年 3 月 31 日までに輸入されるものに適用される(暫定法第 8 条の 2 第 1 項)。品目の枠組みは農水産品と鉱工業品で正反対である。

農水産品(関税定率法別表第 1～24 類)	鉱工業品(同第 25 類以降)
別表第二に掲げる物品のみ特惠(ポジティブ・リスト)	原則特惠で無税。別表第三掲名品は係数税率、別表第四・第五掲名品は除外(ネガティブ・リスト)

特惠受益国等のうち、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国等で政令で定める国(特別特惠受益国)の原産品は、別表第五掲名品等を除き無税とする(同条第 3 項)。一の特恵受益国等の物品の国際競争力の程度その他の事情から便益が適当でないときは、国と物品を指定して便益を与えないことができる(同条第 2 項)。特惠物品の輸入増加により本邦産業に損害を与え又は与えるおそれがあり、保護のため緊急に必要があるときは、政令で定めるところにより、物品・期間(必要があるときは国又は地域)を指定して適用を停止できる(暫定法第 8 条の 3)。税関長は、特惠受益国等原産品かどうかの確認のため、①輸入者への資料提供要求、②輸出者・生産者等への質問・資料要求、③同意を得た職員の現地調査、④相手国当局の検査への立会い・資料提



供の求め、の方法をとることができ、期間内に回答・資料提供がない場合等には便益を与えないことができる(暫定法第8条の4第1項・第5項)。

結論を分ける事実

- 1. 原産地が政令で定める特惠受益国等か、さらに特別特惠受益国か。
- 2. 品目が第1～24類(別表第二掲名のみ)か第25類以降(原則特惠・例外除外)か。
- 3. 輸入の時期が令和13年3月31日までか。
- 4. 発動要件の別——適用停止(暫定法第8条の3)は本邦産業の損害等、便益否認(暫定法第8条の4)は確認への不回答等。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・「特惠関税は関税率法に規定されている」という誤り。暫定法第8条の2以下の時限措置(令和13年3月31日まで)である。
- ・農水産品と鉱工業品の枠組みを逆にする誤り。「農水産品は原則特惠」「鉱工業品は掲名品のみ」はいずれも逆である。
- ・「特別特惠受益国の原産品はすべて無税」という誤り。別表第五に掲げる物品等は除かれる。また特別特惠受益国は「国連総会決議による後発開発途上国」ベースの政令指定である。
- ・「輸出者が税関長の質問に答えなかった場合でも、輸入者に落ち度がなければ特惠は否認されない」という誤り。定められた期間内の不回答・資料不十分は便益を与えないことができる事由である(暫定法第8条の4第5項)。

ミニドリル

A: 特惠受益国X国原産の水産調製品(第16類)で、暫定法別表第二には掲げられていない品目であるものを輸入する(別表第二への掲名の有無は品目ごとに同表で確認する)。B: 同じX国原産の一般機械(第84類)で、別表第三・第四・第五のいずれにも掲げられていない有税品を輸入する。それぞれ特惠税率は適用されるか。

解答

Aには適用されない。第1～24類の農水産品は別表第二に掲げるものに限り特惠の対象となる(暫定法第8条の2第1項第1号)。通常の国定税率・協定税率によるほかない。Bには適用され、無税となる。第25類以降の鉱工業品は、別表第三(係数税率)・第四・第五(除外)に掲げるものと本来無税のものを除き、原則として無税の特惠を受ける(同項第3号)。同じ受益国原産でも、類の位置でポジ・ネガが反転する。

最低限おさえる型

特惠=暫定法・政令指定国・令和13年3月末まで。農水産品は掲名品のみ、鉱工業品は原則無税。LDCは別表第五を除き無税。緊急停止(暫定法8条の3)と原産品確認・便益否認(暫定法8条の4)。

論点 6S 特殊関税(不当廉売・相殺・緊急・報復)——誰が・何額以下・何年かで解く

過去問実績: 第54～59回で6問(6回)。主な根拠条文: 定率法第6条～第9条。

判断課題

肢に示された特殊関税について、課税主体・課税上限・指定期間・暫定措置の数値が正しい組合せかを判定する。4制度の数値を入れ替えるだけで誤りの肢が量産できるため、制度ごとの「型」の暗記が直接得点になる。

原則

いずれも政令(政府)により、別表の税率による関税のほかに課される割増関税である。軸になるのは、相手方の不正行為に対抗する相殺・不当廉売と、公正な輸入の急増に対処する緊急関税の対比である。

相殺関税(定率法7条)・不当廉売関税(定率法8条)	緊急関税(定率法9条)
貨物・供給者又は供給国・期間(5年以内)を指定する。	貨物及び期間(暫定期間と通算して4年以内)を指定する。国・供給者の指定はない。



上限は補助金の額(相殺)、正常価格と不当廉売価格の差額=不当廉売差額(不当廉売)と同額以下。	上限は課税価格と本邦の適正卸売価格との差額から別表の税率による関税額を控除した額以下。
政府の調査は開始から1年以内(6月以内の延長可)。	政府の調査は開始から1年以内(必要な期間の延長可)。
暫定措置は、相殺=担保提供命令(4月以内)、不当廉売=暫定的な関税の賦課又は担保提供命令(9月以内で政令で定める期間)。	暫定措置は200日以内。指定期間は構造調整中なら暫定と通算して8年以内まで延長できる。

報復関税(定率法6条)は、WTO 紛争解決機関等の承認の範囲内で、国及び貨物を指定し、課税価格と同額以下を課す。令和8年度改正で新設された迂回防止関税(定率法8条の2、令和8年4月1日施行)は、不当廉売関税が課されている場合に限り、①第三国で生産させた迂回品、②性質・形状が近似し用途が直接競合する貨物、③部品を輸出して本邦内で完成させる貨物、の3類型に不当廉売関税に相当する税額を課す。課税を免れる目的でない輸入と認められる場合等には適用せず、供給者は証拠を提出して課税しないことを求めることができる。調査は10月以内(6月以内の延長可)である。

結論を分ける事実

1. どの特殊関税か(条名と対応する数値の組)。
2. 課税主体は政府(政令)か。税関長・財務大臣とする肢は誤り。
3. 期間の数値——指定5年/通算4年(8年)、暫定4月/9月/200日、調査1年/10月。
4. 賦課課税方式となる部分(調査完了後に遡って課す相殺・不当廉売関税、論点6E)か。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・「税関長が(又は財務大臣が)貨物と供給者を指定して課する」という主体のすり替え。いずれも政令(政府)による。
- ・相殺と不当廉売の暫定措置期間(4月と9月)の入替え。暫定的な関税そのものを課せるのは不当廉売側だけで、相殺側の暫定措置は担保提供命令である。
- ・緊急関税にも供給国の指定があるという思い込み。9条は貨物及び期間のみを指定する(特定国を狙い撃ちしない)。
- ・迂回防止関税を不当廉売関税と無関係に発動できるとする肢。8条の2は不当廉売関税が現に課されている場合の追加措置であり、期間も本体の指定期間内に限る。

ミニドリル

A:ダンピング輸入の調査完了前に、政府が9月以内で政令で定める期間を指定し、暫定的な関税を課した。B:補助金交付貨物の調査完了前に、政府が9月以内の期間を指定し、暫定的な関税を課した。それぞれ正しいか。

解答

Aは正しい。不当廉売関税の暫定措置は、暫定的な関税の賦課又は担保提供命令を9月以内で政令で定める期間について行える(定率法8条9項)。Bは二重に誤り。相殺関税の暫定措置は4月以内であり、かつ、その内容は補助金の額に相当すると推定される額の担保提供命令に限られ、暫定的な関税は課せない(定率法7条10項)。

最低限おさえる型

相殺・不当廉売=政令・5年以内指定・補助金額/差額以下・調査1年(+6月)・暫定4月(担保)/9月(暫定関税可)。緊急=貨物と期間のみ・通算4年(延長8年)・暫定200日。迂回防止(定率法8条の2)=不当廉売の追従措置・調査10月・令和8年新設。

論点 6T AEO 制度——「承認」か「認定」か、期限は翌月末日

過去問実績: 第54～59回で6問(6回)。主な根拠条文: 関税法第7条の2・第67条の3・第79条ほか。

判断課題

肢に示された事業者類型について、その資格取得が「承認」か「認定」か、どんな特例が使えるか、担保・期限の扱いが正しいかを判定する。



原則

コンプライアンスの優れた事業者に手続の特例を認める制度群である。資格の語は次の対応で固定されている。

税関長の「承認」を受ける者	税関長の「認定」を受ける者
特例輸入者(関税法 7 条の 2)——引取申告と納税申告を分離し特例申告を行える。	認定通関業者(関税法 79 条)——通関業の許可から 3 年経過等が認定基準。委託を受けて特例委託輸入者・特定委託輸出者を生む。
特定輸出者(関税法 67 条の 3)——貨物を保税地域等に入れずに輸出申告・許可を受けられる(特例輸出貨物)。	認定製造者(関税法 67 条の 13)——その製造貨物を取得して輸出する特定製造貨物輸出者に特定輸出と同じ特例を開く。
特定保税承認者(関税法 50 条)——届出により保税蔵置場等を設置できる。	
特定保税運送者(関税法 63 条の 2、論点 6P)——個別の保税運送承認が不要になる。	

特例申告は、特例輸入者と、輸入通関を認定通関業者に委託した特例委託輸入者が使える。特例申告書は貨物ごとの輸入の許可後に作成し、**許可の日の属する月の翌月末日**までに許可をした税関長に提出する(関税法 7 条の 2 第 2 項)。特定委託輸出者は認定通関業者への委託に加え特定保税運送者による運送が要件となる。

結論を分ける事実

1. 輸入者・輸出者・保税の事業者は「承認」、通関業者・製造者は「認定」という語の対応。
2. 特例申告書の提出期限——許可の日の属する月の翌月末日。
3. 自らの資格(特例輸入者・特定輸出者)か、認定通関業者への委託による資格(特例委託輸入者・特定委託輸出者)か。
4. 担保——特例輸入者は原則不要(必要時に提供命令)、特例委託輸入者の納期限延長には担保必須(論点 6G)。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・「認定輸入者」「特例通関業者」など語を入れ替えた造語。承認/認定の対応表から即座に切れる。
- ・特例申告書の期限を「許可の日の翌月の同日」「許可の日から 1 月以内」とする肢。月末日に丸める点が固有の型である。
- ・特例輸入者にも常に担保が必要とする肢。原則不要で、税関長が必要と認めるときに提供を命じられるにとどまる。
- ・特定輸出者の輸出貨物も保税地域搬入が必要という思い込み。搬入不要こそが特例の中身である。

ミニドリル

A：特例輸入者が 6 月 10 日に輸入の許可を受けた貨物の特例申告書の提出期限はいつか。B：認定通関業者に通関手続を委託せず、自らも承認を受けていない輸入者は特例申告を行えるか。

解答

A は 7 月 31 日である。輸入の許可の日(6 月 10 日)の属する月の翌月(7 月)の末日が期限となる(関税法 7 条の 2 第 2 項)。B は行えない。特例申告は、税関長の承認を受けた特例輸入者か、通関手続を認定通関業者に委託した特例委託輸入者に限られる(同条 1 項)。

最低限おさえる型

特例申告=翌月末日。特定輸出=搬入不要。認定通関業者=許可から 3 年。承認(輸入者・輸出者・保税)/認定(通関業者・製造者)の語の対応で覚える。

論点 6U 輸出入してはならない貨物・知的財産侵害物品——号の異同と「没収」か「通知」か
過去問実績：第 54～59 回で 10 問(6 回)。主な根拠条文：関税法第 69 条の 2～第 69 条の 21。

判断課題



肢の貨物が輸出禁制品(関税法 69 条の 2)・輸入禁制品(関税法 69 条の 11)のどちらの列挙に入っているか、税関長がとれる措置が没収廃棄・積戻し命令か「該当する旨の通知」かを判定する。

原則

輸出してはならない貨物(関税法 69 条の 2)は①麻薬・向精神薬・大麻・あへん・けしがら・覚醒剤等、②児童ポルノ、③特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・著作隣接権・育成者権の侵害物品、④不正競争防止法違反物品(周知表示混同惹起品・形態模倣品・営業秘密侵害品等)の 4 類型に限られる。輸入してはならない貨物(関税法 69 条の 11)はこれより広い。

輸出側(関税法 69 条の 2)にあるもの	輸入側(関税法 69 条の 11)だけにあるもの
麻薬等、児童ポルノ、知財侵害物品(7 権利)、不正競争防止法違反物品。	指定薬物、けん銃等、爆発物、火薬類、化学兵器用特定物質、一種・二種病原体等、偽造通貨・偽造有価証券等、公安又は風俗を害すべき物品。
知財の列挙に回路配置利用権はない。	知財に回路配置利用権が加わり、海外事業者が発送した意匠権・商標権侵害物品の「持込み行為」に係る貨物(9 号の 2、個人使用目的の輸入でも対象)も明記。

措置も二本立てである。税関長は、輸入側では麻薬等～偽造通貨等(1～6 号)と知財・不正競争関係(9～10 号)を**没収して廃棄し、又は積戻しを命ずる**ことができるが、公安風俗物品(7 号)と児童ポルノ(8 号)は**該当する旨の通知**による(積戻し命令・没収はできない)。輸出側では麻薬等・知財・不正競争(1・3・4 号)を没収して廃棄できる(輸出に積戻し命令はない)。児童ポルノ(2 号)は輸出側でも通知である。知財侵害物品には権利者・輸出入者双方に主張立証の機会を与える認定手続(関税法 69 条の 3・69 条の 12)と、権利者による輸出入差止申立て(関税法 69 条の 4・69 条の 13、税関長は権利者に担保提供を命じ得る)がある。

結論を分ける事実

1. 輸出か輸入か——公安風俗・けん銃・偽造通貨・回路配置利用権は輸入側だけ。
2. どの号か——没収廃棄・積戻し命令の対象か、「通知」の対象(公安風俗・児童ポルノ)か。
3. 知財侵害物品なら、認定手続を経て「侵害物品と認定された」段階か、差止申立ての段階か。
4. 意匠・商標の侵害物品では、海外事業者からの発送(持込み行為)か否か。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・「公安又は風俗を害すべき物品は輸出してはならない貨物である」とする肢。輸入側のみの類型である(輸出規制は外為法等の別問題)。
- ・児童ポルノを没収廃棄・積戻し命令の対象に含める肢。輸出・輸入とも「通知」の類型であり、通知に対する取消訴訟は審査請求前置となる(論点 6V)。
- ・輸出側にも積戻し命令があるかのような記述。積戻し命令は輸入側(関税法 69 条の 11 第 2 項)だけである。
- ・回路配置利用権の侵害物品を輸出禁制品に含める肢。輸入のみの類型である。

ミニドリル

A：商標権を侵害する物品が輸入されようとしている。B：児童ポルノに該当する物品が輸入されようとしている。税関長はそれぞれ没収して廃棄できるか。

解答

A はできる。商標権侵害物品は 69 条の 11 第 1 項 9 号の貨物であり、税関長は没収して廃棄し、又は積戻しを命ずることができる(同条 2 項。認定手続を経て侵害と認定されたものについて行う)。B はできない。児童ポルノ(8 号)は同条 3 項の「該当すると認めるのに相当の理由がある旨の通知」の対象であり、没収廃棄・積戻し命令(2 項)の対象から除かれている。

最低限おさえる型

輸出 4 類型・輸入は麻薬からけん銃・偽造通貨・公安風俗まで広い。没収廃棄・積戻し命令(輸入 1～6・9～10 号)と「通知」(公安風俗・児童ポルノ)を区別。輸出側は没収廃棄のみ・児童ポルノは通知。



論点 6V 不服申立て——3 月と 1 月、前置は列挙処分だけ

過去問実績: 第 54～59 回で 6 問(6 回)。主な根拠条文: 関税法第 89～93 条。

判断課題

不服申立ての経路(再調査の請求か審査請求か)、期間の数値、諮問の要否、取消訴訟の審査請求前置の範囲について、肢の正誤を判定する。

原則

税関長の処分に不服がある者は、税関長への再調査の請求(関税法 89 条)と財務大臣への審査請求を自由に選択できる。税関職員の処分はその職員の属する税関の税関長がした処分とみなす(関税法 89 条 2 項)。

再調査の請求	審査請求
相手方は処分をした税関長。	相手方は財務大臣。
処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内(処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過するとできない)。	直接申し立てるときは同じく知った日の翌日から 3 月以内。再調査の請求を経たときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して 1 月以内。
決定に対する諮問手続はない。	財務大臣は原則として関税等不服審査会に諮問しなければならない(関税法 91 条)。

再調査の請求をしたときは、原則としてその決定を経た後でなければ審査請求できない(行政不服審査法 5 条 2 項。請求から 3 月たっても決定がない場合等は例外)。諮問の例外は、審査請求人が諮問を希望しない場合(参加人が反対する場合を除く)、却下する場合、全部取消し・全部認容の場合等である。関税の確定若しくは徴収に関する処分又は滞納処分と、輸出入してはならない貨物の該当通知(関税法 69 条の 2 第 3 項・69 条の 11 第 3 項)の取消訴訟は、審査請求の裁決を経た後でなければ提起できない(審査請求前置、93 条)。

結論を分ける事実

1. 期間の起算点と数値——「知った日の翌日から 3 月」、再調査決定後は「決定を知った日の翌日から 1 月」。
2. 再調査の請求を経由したか、直接審査請求したか。
3. 諮問の例外事由に当たるか。
4. 取消訴訟の対象が 93 条の列挙処分(確定・徴収・滞納処分・該当通知)か、それ以外か。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・「まず再調査の請求をしなければ審査請求できない」とする肢。最初の選択は自由である(逆に、いったん再調査の請求をしたら決定前の審査請求は原則できない)。
- ・「3 月」と「1 月」の入替え、起算日を「処分の日から」とするずらし。いずれも「～があったことを知った日の翌日から起算」である。
- ・諮問先を国税不服審判所や税関とする肢。関税は財務大臣への審査請求と関税等不服審査会への諮問であり、国税通則法の体系とは別である。
- ・審査請求前置を「税関長のすべての処分」に広げる肢。93 条の列挙処分に限られる。

ミニドリル

A：更正処分を知った輸入者が、再調査の請求をせず直ちに財務大臣に審査請求をした。B：再調査の請求への決定を知った日の翌日から 2 月後に審査請求をした。それぞれ適法か。

解答

A は適法である。再調査の請求と審査請求は自由選択であり、直接の審査請求は知った日の翌日から 3 月以内であればよい(行政不服審査法 18 条 1 項)。B は不適法である。再調査の請求を経た場合の審査請求は決定があったことを知った日の翌日から起算して 1 月以内に限られ(同項カッコ書)、正当な理由がない限り 2 月後では期間徒過となる。

最低限おさえる型

再調査請求(税関長)・審査請求(財務大臣)=知った日の翌日から 3 月、再調査決定後の審査請求=1 月。諮問先は関税等不服審査会、前置は確定・徴収・滞納処分・該当通知の 4 つだけ。



論点 6W 罰則・両罰規定——3,000 万円は麻薬・けん銃類型だけ

過去問実績: 第 54～59 回で 6 問(6 回)。主な根拠条文: 関税法第 108 条の 4～第 118 条。

判断課題

肢に示された犯罪類型と法定刑(拘禁刑の年数・罰金の額・引上げの上限)の組合せ、未遂・予備の処罰の有無、両罰規定の構造が正しいかを判定する。

原則

主要罰則は次の 3 段構えで覚える。いずれも拘禁刑と罰金の併科ができ、未遂も各本条の例により処罰され、予備罪もある。

罪	法定刑
禁制品輸出入罪のうち麻薬等の輸出(関税法 108 条の 4 第 1 項)・麻薬等～偽造通貨等(輸入側 1～6 号)の輸入(関税法 109 条 1 項)	10 年以下の拘禁刑若しくは 3,000 万円以下の罰金、又は併科
禁制品輸出入罪のうち児童ポルノ・知財侵害物品・不正競争防止法違反物品(輸出側 2～4 号)・公安風俗物品を含む輸入側 7～10 号	10 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金、又は併科
偽りその他不正の行為による関税通脱罪(関税法 110 条)	10 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金、又は併科。通脱額等の 10 倍が 1,000 万円を超えるときは、罰金はその 10 倍相当額以下まで引上げ可
無許可輸出入罪・偽った申告等による輸出入罪(関税法 111 条)	5 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金、又は併科。貨物の価格の 5 倍が 1,000 万円を超えるときは、罰金はその 5 倍以下

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人・使用人その他の従業者が、その業務又は財産について違反行為をしたときは、**行為者を罰するほか**、その法人又は人に対しても罰金刑を科す(両罰規定、117 条)。犯罪貨物等は没収し、没収できないとき等は犯罪が行われた時の価格に相当する金額を犯人から追徴する。没収・追徴が行われた貨物には関税を課さない(関税法 118 条)。

結論を分ける事実

1. 罰金の上限 3,000 万円か 1,000 万円か——3,000 万円は麻薬等・けん銃等・偽造通貨等(輸入 1～6 号と輸出の麻薬等)の類型だけ。
2. 拘禁刑 10 年か 5 年か——禁制品・通脱は 10 年、無許可・虚偽申告は 5 年。
3. 罰金の引上げ枠——通脱は「額の 10 倍」、無許可・虚偽は「価格の 5 倍」。
4. 両罰規定の「ほか」——行為者と法人の両方を罰する構造か。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 児童ポルノや知財侵害物品の輸出入を 3,000 万円の類型に入れる肢。これらは公安風俗物品とともに 1,000 万円の類型である(関税法 108 条の 4 第 2 項・109 条 2 項)。
- ・ 令和 7 年施行の刑法改正前の「懲役」表記。現行条文はすべて「拘禁刑」である。
- ・ 両罰規定を「行為者に代えて法人を罰する」とする肢。行為者を罰する「ほか」法人にも罰金刑を科す。
- ・ 未遂・予備は処罰されないとする肢。禁制品輸出入・通脱・無許可輸出入のいずれも未遂は本条の例により、予備も独立に処罰される。

ミニドリル

A: 覚醒剤を輸入した者の法定刑。B: 児童ポルノを輸入した者の法定刑。それぞれ罰金の上限はいくらか。

解答



Aは10年以下の拘禁刑若しくは3,000万円以下の罰金(又は併科)である。覚醒剤は69条の11第1項1号の貨物であり109条1項の類型に当たる。Bは10年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金(又は併科)である。児童ポルノは同項8号であり、109条2項(7～10号類型)に落ちる。拘禁刑の長さは同じでも罰金の上限が3倍違う。

最低限おさえる型

禁制品輸出入=10年/3,000万(麻薬・けん銃・偽造通貨系)・1,000万(児ポ・知財・公安風俗系)、通脱=10年/1,000万(10倍まで)、無許可・虚偽=5年/1,000万(価格5倍まで)。未遂・予備あり。両罰は「ほか」+没収・追徴。

論点 6X 外為法(輸出の許可・輸入の承認)——「許可」は輸出 48 条 1 項だけ

過去問実績: 第 54～59 回で 12 問(6 回・毎回 2 問)。主な根拠条文: 外為法第 48 条・第 52 条ほか。

判断課題

第 54～59 回では毎回 2 問出題された。肢の手法が「許可」か「承認」か、権限者が誰か、根拠(安全保障か経済的理由か)は何かを判定する。

原則

輸出と輸入で使う言葉と枠組みが非対称であることが、この論点のほぼすべてである。

輸出(外為法 48 条)	輸入(外為法 52 条)
「許可」(1 項)——国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物(武器・大量破壊兵器関連等のリスト規制品)。2 項によりキャッチオール規制として他の地域向けにも許可義務を課せる。	「許可」の制度はない。
「承認」(3 項)——国際収支の均衡の維持、外国貿易及び国民経済の健全な発展、条約等の誠実な履行、国際平和への寄与、閣議決定の実施のため、政令(輸出貿易管理令)で義務を課せる。	「承認」(外為法 52 条)——外国貿易及び国民経済の健全な発展等のため政令で義務を課せる。輸入割当て(IQ)品目、特定の原産地・船積地域からの特定貨物等が輸入公表で示される。目的に「国際収支の均衡の維持」はない。

権限者はいずれも経済産業大臣である。技術(特定技術)の提供を目的とする役務取引にも経済産業大臣の許可を要する(外為法 25 条)。税関は許可・承認の権限者ではなく、関税法 70 条により輸出入申告の際に許可・承認等を受けている旨の証明を求め、証明・確認がなければ輸出又は輸入を許可しない、という確認側に立つ。違反には罰則のほか行政制裁(外為法 53 条)があり、無許可輸出をした者には3年以内の期間を限り輸出等を禁止でき、その他の輸出入違反者には原則1年以内(国際平和のための閣議決定に基づく対応措置違反は3年以内)の期間を限り輸出又は輸入を禁止できる。時事では、大量破壊兵器関連が中心であったキャッチオール規制を通常兵器関連にも拡大する改正が令和 7 年 10 月 9 日に施行されている。

結論を分ける事実

1. 輸出か輸入か——「輸入の許可」という肢はその一語で誤り。
2. 輸出なら 48 条 1 項の「許可」(安全保障)か、3 項の「承認」(経済的理由等)か。
3. 権限者——経済産業大臣か、税関長・財務大臣にすり替えられていないか。
4. 税関との接続——関税法 70 条の証明・確認の話か、外為法上の許可・承認の話か。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・「輸出の承認」「輸入の許可」と用語を入れ替える肢。安全保障貿易管理の「許可」は輸出側(外為法 48 条 1 項)にしかない。
- ・「税関長の許可を受けなければならない」とする肢。外為法上の権限者は一貫して経済産業大臣であり、税関は 70 条の確認をするにとどまる。
- ・少額特例などの適用除外が全品目に及ぶとする肢。除外は政令・省令レベルの定めであり、武器等のリスト規制品の一部には及ばない。



- ・違反の行政制裁を「5年以内の輸出入禁止」等とする数値ずらし。無許可輸出=3年以内の輸出等禁止が軸である。

ミニドリル

A:輸入割当てを受けるべき品目を輸入しようとする者は、経済産業大臣の輸入の許可を受けなければならない。
B:リスト規制品を規制対象地域向けに輸出しようとする者は、経済産業大臣の輸出の許可を受けなければならない。それぞれ正しいか。

解答

Aは誤り。輸入側にあるのは「承認」であり(外為法52条)、輸入割当てを受けた者は輸入の承認を受ける。「輸入の許可」は関税法67条の税関長の許可と混同させる定番の作りである。Bは正しい。国際的な平和及び安全の維持を妨げると認められる政令で定める特定の種類の貨物を特定の地域を仕向地として輸出する者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない(外為法48条1項)。

最低限おさえる型

輸出の許可(外為法48条1項・安全保障)+輸出の承認(外為法48条3項)/輸入は承認のみ(外為法52条・IQ等)。権限者は経済産業大臣、税関は70条で証明・確認。違反は罰則+輸出等禁止(無許可輸出は3年以内)。

論点 6Y NACCS・電子情報処理組織による手続——到達は「ファイル記録の時」

過去問実績: 第54～59回で5問(5回)。主な根拠条文: NACCS法(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律)。

判断課題

NACCSによる電子申告の法的性質(書面申告との関係)、手続の効力発生時点、通関士の審査の要否について、肢の正誤を判定する。

原則

NACCS法は、輸出入申告・納税・保税・港湾空港手続等を電子情報処理組織で処理する根拠法である。電子情報処理組織とは、運営主体である輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(NACCSセンター)の電子計算機と、税関その他の関係行政機関(港湾管理者を含む)及び民間利用者の電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう(NACCS法2条)。電子申告には情報通信技術活用法の規定が適用され(NACCS法3条1項)、申請等は**センターの電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時**に行政機関等に到達したものとみなされる。税関側の処分通知等も電子的に行うことができ、政令で定めるものはセンターのファイルへの記録の時に発せられたものとみなす(NACCS法3条2項)。関税等の納付では、口座振替の納付書がセンター経由で金融機関に送付された時に納付されたものとみなして輸入の許可(関税法72条)の規定を適用する仕組みがある(NACCS法4条)。通関業者が電子情報処理組織を使用して他人の依頼による申告等を行う場合には、その入力の内容を通関士に審査させなければならない(NACCS法5条)。すなわち通関業法14条の通関士審査は電子申告でも省略されない。時事としては、第7次NACCSが令和7年10月12日に稼働している。

結論を分ける事実

1. 効力発生(到達)の時点——センターのファイルへの記録の時か、それ以外(送信時・閲覧時)か。
2. NACCS申告が関税法上の申告そのものか、別個の簡易手続と描かれていないか。
3. 通関士の審査(入力内容の審査)が要求される場面か。
4. 運営主体——NACCSセンター(株式会社)か、税関・国か。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・「NACCSによる申告は簡易な特例手続であり、書面申告と法的効果が異なる」とする肢。電子申告も関税法上の申告そのものである。
- ・到達時点を「利用者が送信した時」「税関職員が入力内容を閲覧した時」とする肢。センターのファイルへの記録の時である。
- ・「電子申告では通関士の審査を要しない」とする肢。NACCS法5条が明文で審査を義務付けている。
- ・NACCSの利用を法律上の義務とする肢。書面による手続も法律上は可能である。



ミニドリル

A：通関業者がNACCSで他人の依頼による輸入申告を行う際、入力内容の通関士による審査を省略した。B：NACCSで送信した輸入申告の効力発生時点を、センターの電子計算機のファイルへの記録がされた時と説明した。それぞれ正しい取扱いか。

解答

Aは誤り。電子情報処理組織を使用して行う他人の依頼による申告等(通関業法14条の通関書類に係るもの)については、入力の内容を通関士に審査させなければならない(NACCS法5条)。Bは正しい。情報通信技術活用法6条3項の読替え適用により、申請等はセンターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなされる(NACCS法3条1項)。

最低限おさえる型

NACCS=センター会社が運営する電子処理組織。到達=センターのファイル記録時。電子申告も関税法上の申告そのもので、通関士審査(NACCS法5条)は省略されない。

論点 6Z 条約・国際機関(ATA 条約・WCO 等)——カルネは免税と担保、他法令は免除しない

過去問実績: 第59回で1問(ATA条約)。主な根拠条文: ATA条約(物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約)ほか。

判断課題

ATAカルネで何ができて何ができないか(免税の範囲・対象貨物・有効期間)と、WCO関連条約の名称・役割の対応を判定する。

原則

ATA条約は、職業用具・展示会や見本市への出品物・商品見本などを一時輸入する際に、通関手帳(ATAカルネ)を**輸入申告書兼担保**として用い、再輸出を条件に免税で通関できる仕組みを定める。カルネの機能と限界を対で押さえる。

カルネで代替・免除されるもの	カルネでも免除されないもの
輸入(再輸出)の申告書類——カルネの各証票を申告書として使う。	他法令の許可・承認等(外為法の輸入承認、検疫等)——関税法70条の証明・確認は別途必要。
輸入税の納付と担保の提供——発給保証団体の保証がこれに代わる。	再輸出しなかった場合の関税等——販売等により再輸出条件が満たされなければ徴収される。

カルネは各国の保証団体が保証し、日本では日本商事仲裁協会が発給する。有効期間は発給の日から最長1年であり、延長は認められない。対象は再輸出が前提の一時輸入貨物であり、販売目的の貨物には使えない。周辺知識として、WCO(世界税関機構)がHS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)と、税関手続の簡易化・調和に関する改正京都規約を所管する。HS品目表の次期改正はHS2028として2028年1月1日に発効する予定である。

結論を分ける事実

1. 貨物の性質——再輸出が予定された一時輸入か、販売目的か。
2. カルネが代替するのは申告書と担保・輸入税か、他法令の手続まで及ぶとされていないか。
3. 有効期間——発給の日から最長1年(延長不可)。
4. 条約名と所管の対応——HS条約・改正京都規約=WCO、ATA条約=カルネ。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・「ATAカルネがあれば外為法の輸入承認等も不要になる」とする肢。カルネは関税等の免税と申告書・担保の代替にとどまり、他法令の許可・承認は免除しない。
- ・「見本市で買手がついたのでそのまま国内販売してよい」とする筋。再輸出条件が崩れれば免税の前提を失い、関税等が徴収される。



- ・ カルネの発給団体を税関・商工会議所等と入れ替える肢。日本の発給・保証団体は日本商事仲裁協会である。
- ・ 改正京都規約とHS条約の役割の入替え。品目分類=HS条約、税関手続の簡易化・調和=改正京都規約である。

ミニドリル

A：展示会出品のため ATA カルネで一時輸入した機械を、会期後に再輸出した。B：同じ機械を会期中に来場者へ販売した。関税の扱いはどうなるか。

解答

Aは免税のまま完結する。再輸出を条件とする一時輸入としてカルネが申告書兼担保の役割を果たし、条件どおり再輸出されたからである。Bは免税の前提である再輸出条件を満たさないため、関税等が徴収される(保証団体の保証により担保されている)。同じ貨物でも、再輸出されたか販売されたかという事実で結論が割れる。

最低限おさえる型

ATA カルネ=一時輸入の申告書+担保、再輸出条件で免税、有効期間は発給の日から最長1年。他法令の許可・承認は免除しない。WCO=HS条約・改正京都規約の所管。

第7部 通関業法の論点

通関業法は、過去6回(第54～59回)ではほぼ同じ論点が同じ角度で繰り返し出題された科目である。この6回分を条文単位で集計すると、本部の17論点で出題のほぼ全域を覆う。将来の出題数が保証されるわけではないが、ここを型で固めることが高得点の土台になる。なお第60回試験は令和8年7月1日現在で施行されている法令が基準であり、本部の条文数字はすべて拘禁刑一本化(令和7年6月1日施行)後の現行法文で確認済みである。

論点7A 通関業法の目的と定義——「業として」と「確認」で線が引かれる

過去問実績: 第54～59回で2問(2回)。主な根拠条文: 通関業法第1条・第2条。

判断課題

第1条の目的規定に入る文言はどれか。そして、ある者の行為が「通関業」に当たり許可を要するか、ある合格者が「通関士」に当たるか。

原則

第1条は「通関業を営む者についてその業務の規制、通関士の設置等必要な事項を定め、その業務の適正な運営を図ることにより、関税の申告納付その他貨物の通関に関する手続の適正かつ迅速な実施を確保すること」を目的と定める。手段(規制・通関士の設置)から中間目的(業務の適正な運営)を経て最終目的(通関手続の適正かつ迅速な実施の確保)へ至る三段構えであり、この語順ごと覚える。定義規定(通関業法第2条)は、通関業務(第1号)→通関業=業として通関業務を行うこと(第2号)→通関業者=第3条第1項の許可を受けた者(第3号)→通関士=第31条第1項の確認を受けて通関業者の通関業務に従事する者(第4号)という連鎖で組まれている。

第1条に「ある」文言	第1条に「ない」文言
通関業を営む者についての業務の規制、通関士の設置等必要な事項	通関業の健全な発展
業務の適正な運営を図る	関税収入の確保
関税の申告納付その他貨物の通関に関する手続の適正かつ迅速な実施の確保	貿易の振興、通関業者の地位の向上

結論を分ける事実

1. 反復継続の意思をもって通関業務を行っているか(「業として」の充足)。営利目的の有無は要件でない。
2. 試験合格にとどまるか、通関業者からの届出を経て財務大臣の確認を受け、現に通関業務に従事しているか。
3. 許可を受けているか(通関業者は「許可を受けた者」であって、業務実態のみでは通関業者にならない)。

典型的なひっかけ——誤った考え方



- ・ 目的規定に「通関業の健全な発展」「関税収入の確保」「貿易の振興」が入っているという思い込み。これらの文言は第1条にない。
- ・ 通関士試験に合格すれば「通関士」であるという思い込み。合格は資格要件の一つにすぎず、確認と従事があって初めて第2条第4号の通関士となる。
- ・ 「業として」を営利目的と読み替える誤り。無償・非営利でも反復継続の意思があれば通関業に当たる。
- ・ 反復継続の意思なく1回行っただけで直ちに「通関業」に当たるとする誤り。

ミニドリル

A：甲は知人に頼まれ、無償で1回限り、その知人の輸入申告を代行した。B：乙は営利を目的とせず、組合員のために継続的・反復的に輸入申告の代行を行っている。それぞれ通関業の許可を要するか。

解答

Aは「業として」の要件を欠き、通関業(通関業法第2条第2号)に当たらないから第3条第1項の許可を要しない。Bは無償・非営利であっても反復継続して通関業務を行っており「業として」に当たるため通関業であり、許可を要する。有償か無償かではなく、反復継続の意思の有無が線を引き。

最低限おさえる型

目的=業務の適正な運営 → 通関手続の「適正かつ迅速な実施」を確保。通関業=業として(営利不問)。通関士=合格+確認+従事の三拍子。

論点 7B 通関業務と関連業務の区別——「他人の依頼」と「列挙された手続」の二重の関門

過去問実績：第54～59回で11問(6回・毎回複数問)。主な根拠条文：通関業法第2条・第7条。

判断課題

具体的な事務が示されたとき、それが第2条第1号の通関業務か、第7条の関連業務か、そもそも通関業法の枠外か。

原則

通関業務は「他人の依頼によつてする」次の事務に限られる。すなわち①通関手続(通関業法第2条第1号イ(1)。関税法その他関税に関する法令に基づき税関官署に対してする列挙5類型の申告・承認申請から、それぞれの許可・承認を得るまでの手続。関税の確定及び納付に関する手続を含む)、②不服申立て(同(2))、③通関手続・不服申立て・税関官署の調査、検査若しくは処分についての税関官署に対する主張又は陳述(同(3))——の代理又は代行と、④これらに係る通関書類の作成(同号ロ。電磁的記録の作成を含む)である。列挙5類型は(一)輸出(積戻しを含む)又は輸入の申告、(二)特例申告に係る承認の申請(関税法第7条の2第1項)、(三)船用品・機用品の積込みの申告、(四)蔵入・移入・総保入承認の申請等、(五)特定輸出者の承認の申請(関税法第67条の3第1項第1号)である。関連業務(通関業法第7条)は、通関業者がその名称を用い、他人の依頼に応じ、通関業務に先行し、後続し、その他これに関連する業務を行えとするもので、他の法律で制限されている事項は行えない。

通関業務(通関業法第2条第1号)	関連業務(通関業法第7条)にとどまるもの
他人の依頼による輸出入申告の代理・代行と、その申告書の作成	自己の名をもってする自己貨物の輸出入申告(そもそも「他人の依頼」がない)
他人の依頼による蔵入承認の申請、船用品積込みの申告の代理	保税運送の申告、開庁時間外の事務の執行を求める届出(関税法第98条)など列挙外の税関手続
更正処分等に対する不服申立ての代理、税関の調査・検査に係る主張・陳述	輸出入許可後の貨物の運送・保管の手配、他法令(外為法等)の許認可申請の代行

結論を分ける事実

1. 依頼者が他人か、自己か。自己貨物の自己名義申告は通関業務でない。
2. 対象手続が第2条第1号イ(1)の(一)～(五)に列挙されているか。列挙外の税関手続は関連業務側に落ちる。
3. 代理・代行にとどまらず、通関書類の「作成」そのものを行っているか(作成は独立の類型)。



4. 許可・承認を得るまでの一連の手続(納付手続を含む)の内側か、その前後か。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 自社(自己)の貨物の輸出入申告も通関業務だという思い込み。「他人の依頼」が要件であり、自己の名をもってする自己貨物の申告は通関業務でない。
- ・ 通関書類の作成は「代理・代行」に限るという誤り。書類作成は代理・代行と並ぶ独立の通関業務類型であり、電磁的記録による作成も含む。
- ・ 開庁時間外の事務の執行を求める届出、輸出入許可後の貨物の運送手配などの周辺事務を通関業務とする誤り。これらは関連業務にとどまる。
- ・ 通関手続の範囲を「申告まで」とする誤り。申告から許可・承認を得るまでの一連の手続(関税の確定及び納付に関する手続を含む)全体が通関業務である。
- ・ 関連業務は何でも行えるという誤り。第7条ただし書により、他の法律でその業務を行うことが制限されている事項は行えない。

ミニドリル

A：通関業者が依頼者の委託を受け、外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認の申請を代行した。B：同じ依頼者の委託を受け、輸入許可後の貨物について国内運送業者の手配と保管の予約を行った。それぞれ通関業務か。

解答

Aは第2条第1号イ(1)(四)に列举された承認の申請であり、他人の依頼による代行であるから通関業務である。Bは通関業務に後続する事務にすぎず、列举された税関手続でないから第7条の関連業務にとどまる。同一の依頼者・同一の貨物でも、手続が第2条第1号の列举に当たるかで結論が割れる。

最低限おさえる型

判定式＝「他人の依頼」×「列举された税関手続等の代理代行または通関書類の作成」。どちらか欠ければ関連業務か業務外。

論点 7C 通関業の許可・許可基準・許可条件——「基準」と「条件」は別物

過去問実績: 第54～59回で6問(6回)。主な根拠条文: 通関業法第3～5条・第8条。

判断課題

許可の可否を決める「基準」(通関業法第5条)と、許可に付される「条件」(通関業法第3条第2項)のどちらの問題か。そして許可権者は誰か。

原則

通関業を営もうとする者は財務大臣の許可を受けなければならない(通関業法第3条第1項)。財務大臣は許可に条件を付すことができ(同条第2項)、その条件は法の目的を達成するために必要な最少限度のものでなければならない(同条第3項)。許可をしたときは遅滞なくその旨を公告するとともに、許可を受けた者に許可証を交付する(同条第4項)。弁護士(弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む)および弁理士(弁理士法人を含む)がそれぞれの法律の規定によりその職務・業務として行うものには第1項が適用されない(同条第5項)。許可の審査基準は第5条の3つである。

許可の基準(通関業法第5条)——許可の可否を決める	許可の条件(通関業法第3条第2項)——許可に付す枠
一号 通関業の経営の基礎が確実であること	付しうる条件は取扱貨物の種類の限定(貨物限定)と許可の期限に限られる(通関業法基本通達 3-1)
二号 人的構成に照らし通関業務を適正に遂行する能力を有し、かつ十分な社会的信用を有すること	法の目的達成のため必要な最少限度でなければならない(第3項)



三号 営業所につき第 13 条(通関士の設置)の要件を備えることとなっていること	条件で貨物が一定種類に限られる営業所は通関士設置義務が免除される(通関業法第 13 条ただし書。論点 7I)
--	--

営業所の新設許可(通関業法第 8 条第 1 項)には、第 3 条第 2 項から第 4 項まで(条件・最少限度・公告と許可証交付)と、第 5 条第 2 号・第 3 号のみが準用される(通関業法第 8 条第 2 項)。第 5 条第 1 号(経営の基礎)は準用されない。

結論を分ける事実

1. 問われているのが許可の可否(基準)か、許可後の業務範囲の枠(条件)か。
2. 新規の通関業許可(通関業法第 3 条)か、既存業者の営業所新設許可(通関業法第 8 条)か。準用範囲が違う。
3. 行為者が弁護士・弁理士等で、その職務・業務としての行為か。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 許可権者を税関長とする誤り。通関業の許可は財務大臣である(通関業法施行令第 14 条に権限委任規定はあるが、条文上の原則を問われたら財務大臣)。
- ・ 弁護士・弁理士がその職務として行う業務にも許可が必要という思い込み。第 3 条第 5 項により第 3 条第 1 項の適用が除外されている。
- ・ 営業所新設の許可(通関業法第 8 条)に第 5 条の基準がすべて準用されるという誤り。準用されるのは第 2 号(人的構成)と第 3 号(通関士設置)のみで、第 1 号(経営の基礎)は営業所単位では審査されない。
- ・ 許可の条件として「期限」を付せないという誤り。取扱貨物の種類の限定のほか許可の期限も条件として付しうる(通関業法基本通達 3-1)。
- ・ 許可の公告・許可証の交付を任意とする誤り。第 3 条第 4 項は「遅滞なく」公告し、許可証を交付すると定める。

ミニドリル

A：新たに通関業を営もうとする甲の許可申請につき、資産・収支の状況から経営の基礎が確実でないと認められた。B：既に通関業者である乙が営業所を新設する許可申請につき、乙の経営の基礎が確実でないと認められた(人的構成・通関士設置には問題がない)。それぞれ許可されるか。

解答

A は第 5 条第 1 号に適合しないため許可されない。B は第 8 条第 2 項が準用するのは第 5 条第 2 号・第 3 号のみで、経営の基礎の確実性は営業所新設許可の審査基準でないから、これを理由に不許可とすることはできない。同じ「経営の基礎」でも、新規許可か営業所新設かで結論が割れる。

最低限おさえる型

許可=財務大臣、条件は必要最少限度、遅滞なく公告+許可証交付。基準 3 つ=経営基礎・人的構成(能力+十分な社会的信用)・通関士設置。営業所新設は 2 号 3 号のみ準用。

論点 7D 欠格事由——数字は 3 段階に分かれる

過去問実績: 第 54～59 回で 6 問(6 回)。主な根拠条文: 通関業法第 6 条。

判断課題

示された前歴が第 6 条各号のどれに当たり、その欠格期間は何年か。そして経過期間が足りているか。

原則

財務大臣は、許可申請者が第 6 条各号のいずれかに該当する場合には通関業の許可をしてはならない。期間の起算点は、刑については刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日、通告処分については通告の旨を履行した日、処分については処分を受けた日である。

欠格期間	該当する事由(通関業法第 6 条)
------	-------------------



3 年	三号 拘禁刑以上の刑に処せられた者／四号 関税法第 108 条の 4～第 112 条の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた者、及び国税・地方税のは脱等の罪の罰金刑、並びに関税法・国税通則法・地方税法による通告処分を受けた者／五号 通関業法違反による罰金の刑に処せられた者
2 年	六号 暴力団対策法違反、刑法第 204 条・第 206 条・第 208 条・第 208 条の 2 第 1 項・第 222 条・第 247 条の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪による罰金の刑／八号 第 11 条第 1 項第 1 号若しくは第 34 条第 1 項による許可の取消し、又は第 35 条第 1 項による通関業務従事の禁止の処分を受けた者／九号 公務員で懲戒免職の処分を受けた者
5 年	七号 暴力団員、又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者
期間の定めなし	一号 心身の故障により通関業務を適正に行うことができない者(財務省令で定めるもの)／二号 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者／十号 役員に前各号該当者がある法人／十一号 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者

結論を分ける事実

1. 刑の種類。拘禁刑以上か、罰金刑か。罰金刑は罪名によって 3 年(四号・五号)と 2 年(六号)に分かれる。
2. 罰金刑の根拠法令が限定列举に含まれるか。含まれなければそもそも欠格でない。
3. 起算日から現時点までの経過年数。
4. 法人の場合、役員に該当者がいないか(十号)。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 欠格期間をすべて「3 年」で統一する思い込み。拘禁刑以上・関税法等/国税地方税/通関業法の罰金と通告処分は 3 年、暴力系罰金・許可取消し等の処分歴・懲戒免職は 2 年、暴力団員離脱は 5 年と 3 段階ある。
- ・ 「罰金刑ならすべて欠格」という誤り。罰金刑が欠格となるのは関税法等・国税地方税・通関業法・暴力系の限定列举の罪に限られる。
- ・ 破産者は復権を得ても一定期間欠格という誤り。復権を得れば直ちに欠格でなくなる(期間の定めなし)。
- ・ 通告処分(関税法等)は刑罰でないから欠格と無関係という思い込み。通告の旨を履行した日から 3 年は欠格である。
- ・ 執行猶予中・刑の言渡し時から起算する誤り。起算点は執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日である。

ミニドリル

A：甲は関税法第 110 条違反により罰金 10 万円に処せられ、その刑の執行を終わった日から 2 年 6 か月が経過した。B：乙は暴力行為等処罰に関する法律違反により罰金 10 万円に処せられ、その刑の執行を終わった日から 2 年 6 か月が経過した。それぞれ通関業の許可を受けられるか。

解答

A は第 6 条第 4 号イ(関税法第 108 条の 4 から第 112 条までの規定)に該当し欠格期間は 3 年であるから、2 年 6 か月では欠格事由に該当し許可を受けられない。B は第 6 条第 6 号に該当し欠格期間は 2 年であるから、既に経過しており(他に事由がなければ)許可を受けられる。罰金の額も経過期間も同じだが、根拠法令が 3 年組か 2 年組かで結論が割れる。

最低限おさえる型

数字の型=拘禁刑以上・関税/国税地方税/業法の罰金と通告処分は 3 年、暴力系罰金・取消し/従事禁止処分・懲戒免職は 2 年、暴力団員は離脱後 5 年。破産は復権で即解消。

論点 7E 営業所の新設——認定通関業者だけが「届出」に乗り換えられる

過去問実績: 第 54～59 回で 5 問(5 回)。主な根拠条文: 通関業法第 8 条・第 9 条。

判断課題



通関業務を行う営業所を新設するとき、許可を要するのか届出で足りるのか。届出の場合、いつ営業を開始できるのか。

原則

通関業者が通関業務を行う営業所を新たに設けようとするときは、政令で定めるところにより財務大臣の許可を受けなければならない(通関業法第8条第1項)。この許可には第3条第2項から第4項まで(条件を付しうること、条件は必要最少限度であること、遅滞なく公告し許可証を交付すること)と第5条第2号・第3号(人的構成、通関士設置)が準用される(通関業法第8条第2項)。認定通関業者(関税法第79条第1項の認定を受けた者)である通関業者は、第8条第1項にかかわらず、政令で定めるところにより財務大臣にその旨を届け出ることができ(通関業法第9条第1項)、その届出に係る営業所は届出が受理された時において第8条第1項の許可を受けたものとみなされる(同条第2項)。

原則——第8条(許可)	特例——第9条(届出)
主体は通関業者一般	主体は認定通関業者である通関業者に限る
財務大臣の許可。審査基準は第5条第2号・第3号(経営の基礎は審査されない)	届出書の提出。第8条第1項の許可を受けたものとみなされる
条件を付しうる。遅滞なく公告し許可証を交付(通関業法第3条第2項～第4項準用)	効果発生は「届出が受理された時」

なお、届出書の記載事項は施行令第2条により、当該営業所の名称・所在地、責任者の氏名と置こうとする通関士の数、取扱貨物が一定種類に限られる場合はその種類であり、許可申請書(通関業法施行令第1条)と記載事項の骨格は共通である。

結論を分ける事実

1. その通関業者が関税法第79条第1項の認定通関業者であるか。
2. 新設するのが「通関業務を行う営業所」か(通関業務を行わない事務所は第8条の対象でない)。
3. 届出書が受理されたか。発送や提出の事実だけでは効果は生じない。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 認定通関業者の特例を「許可が不要になる(何もしなくてよい)」と読む誤り。届出は必要であり、受理時に許可があったものとみなされる構造である。
- ・ 特例の主体を「特定輸出者」「AEO 輸出入者」等と混同する誤り。特例が使えるのは認定通関業者である通関業者に限る。
- ・ 営業所新設許可の審査で「経営の基礎の確実性」も審査されるという誤り(準用は第5条第2号・第3号のみ。論点7C参照)。
- ・ 届出の効果発生時期を「届出書の発送時」「提出から30日経過後」とする誤り。受理された時である。
- ・ 営業所新設許可には条件を付せない、公告もされないという誤り。第3条第2項から第4項までが準用される。

ミニドリル

A：認定通関業者でない通関業者甲が、新たに通関業務を行う営業所を設けようとしている。B：認定通関業者である通関業者乙が、同じく新たに通関業務を行う営業所を設けようとしている。それぞれ何をすれば営業所で通関業務を行えるか。

解答

Aは第8条第1項により財務大臣の許可を受けなければならず、許可を受けて初めて当該営業所で通関業務を行える。Bは第9条第1項により財務大臣への届出をすることができ、その届出が受理された時に第8条第1項の許可を受けたものとみなされる(同条第2項)。届出をせずに営業所を設けてよいわけではない点に注意する。

最低限おさえる型

原則=新設は財務大臣の許可(基準は人的構成+通関士設置のみ準用、条件・公告は準用あり)。例外=認定通関業者は届出、受理時に許可とみなす。



論点 7F 許可の消滅・取消し——処分があるか、いらないか

過去問実績: 第 54～59 回で 7 問(6 回)。主な根拠条文: 通関業法第 10 条・第 11 条。

判断課題

示された事由により許可はどうか。財務大臣の処分を待たずに効力を失うのか、処分によって初めて失われるのか。

原則

第 10 条の消滅は法律上当然の効果であり、該当すればその時点で許可は消滅する。第 11 条の取消しは財務大臣の処分であり、審査委員(通関業法第 39 条第 1 項の 3 人以内の審査委員)の意見聴取を経て行われる。

許可の消滅(通関業法第 10 条)——当然に消滅	許可の取消し(通関業法第 11 条)——処分により消滅
一号 通関業を廃止したとき	一号 偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたことが判明したとき
二号 死亡した場合で、第 11 条の 2 第 2 項の承認申請が期間内にされず、又は不承認の処分があったとき	二号 第 6 条第 1 号、第 3 号から第 7 号まで、第 10 号又は第 11 号のいずれかに該当するに至ったとき(第 2 号=破産は含まれない)
三号 法人が解散したとき／四号 破産手続開始の決定を受けたとき	財務大臣は取消しをしようとするときは審査委員の意見を聴かなければならない(第 2 項)
消滅したときは財務大臣が遅滞なく公告する(第 2 項)。現に進行中の通関手続については、許可を受けていた者(死亡なら相続人、合併消滅なら存続・新設法人)が引き続き許可を受けているものとみなされる(第 3 項)	第 1 号による取消しを受けた者は第 6 条第 8 号により 2 年間欠格となる(第 2 号による取消しは同号に含まれない。論点 7D)

結論を分ける事実

1. 事由が第 10 条の 4 類型(廃止・死亡+承継不成立・解散・破産手続開始の決定)に当たるか。
2. 欠格事由該当の場合、それが第 11 条第 1 項第 2 号の引用する号(第 1 号・第 3～7 号・第 10 号・第 11 号)か。
破産(第 2 号)は取消し事由から外れている。
3. 手続が現に進行中か。進行中の通関手続だけは許可存続とみなされる。
4. 法令違反に対する制裁として問われているのか(それは第 34 条の監督処分の領域)。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 消滅にも財務大臣の処分(取消し)が必要という思い込み。消滅は法律上当然の効果であり、処分は不要である(公告は必要)。
- ・ 「破産手続開始の決定」を取消し事由とする誤り。破産は消滅事由であり、欠格事由該当による取消しの対象からも第 6 条第 2 号は除かれている。
- ・ 許可が消滅すると進行中の通関手続も直ちに行えなくなるという誤り。進行中の手続に限り許可が存続するものとみなされる。
- ・ 第 11 条の取消しと監督処分(通関業法第 34 条)の取消しを混同する誤り。第 11 条は許可時の瑕疵・欠格該当、第 34 条は法令違反等に対する制裁である。
- ・ 取消しにも審査委員の意見聴取は不要とする誤り。第 11 条第 2 項により必須である。

ミニドリル

A: 法人である通関業者甲が破産手続開始の決定を受けた。B: 法人である通関業者乙の役員の一人が拘禁刑に処せられ、その執行を終わってから 3 年を経過していない。それぞれ許可はどうか。

解答



Aは第10条第1項第4号により許可が当然に消滅する。財務大臣の取消処分も審査委員の意見聴取も要さず、財務大臣は遅滞なくその旨を公告する(同条第2項)。Bは第6条第3号該当者を役員に有する法人として同条第10号に該当するに至ったものであり、第11条第1項第2号の取消し事由となる。取消しには審査委員の意見聴取を要し(同条第2項)、処分があるまで許可は存続する。

最低限おさえる型

消滅=廃止・死亡(承継不成立)・解散・破産で当然消滅(公告は遅滞なく、進行中の手続はみなし存続)。取消し=不正手段・欠格該当(破産を除く)で、審査委員の意見聴取が必須。

論点 7G 通関業の許可に基づく地位の承継——相続は事後、それ以外は事前

過去問実績: 第54～59回で5問(5回)。主な根拠条文: 通関業法第11条の2。

判断課題

承継原因は相続か、合併・分割・譲渡しか。承認申請は事前か事後か、そして期限に間に合っているか。

原則

相続があったときは、その相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により地位を承継すべき相続人を選定したときはその者)が被相続人の許可に基づく地位を当然に承継する(第1項)。承継人は、政令で定めるところにより、被相続人の死亡後60日以内にその承継について財務大臣に承認の申請をすることができる(第2項)。期間内に申請がされず、又は不承認の処分があったときは、許可は消滅する(通関業法第10条第1項第2号)。合併・分割(通関業を承継させるものに限る)・譲渡しの場合は、あらかじめ財務大臣の承認を受けたときに限り地位を承継できる(第4項)。

相続(第1項・第2項)	合併・分割・譲渡し(第4項)
地位は当然に承継される(承認前も承継されている)	あらかじめ承認を受けたときに限り承継できる
承認申請は死亡後60日以内(事後)	承認は事前
申請しない・不承認なら第10条第1項第2号で許可消滅	承認がなければ第10条第1項第1号(廃止)・第3号(解散)により許可は消滅する

財務大臣は、承継人・合併後の法人等が第5条各号のいずれかに適合しない場合、又は第6条各号のいずれかに該当する場合には、承認をしない(第3項・第5項)。承認に際しては、承継に係る許可について付されていた条件を取り消し、変更し、又は新たに条件を付することができ、その条件も必要最少限度でなければならない(第6項、第3条第3項準用)。承認をしたときは直ちに公告する(第7項)。

結論を分ける事実

1. 承継原因(相続か、合併・分割・譲渡しか)。時系列が正反対である。
2. 相続の場合、死亡後60日以内に承認申請がされたか。
3. 分割の場合、それが通関業を承継させる分割か。
4. 承継人・合併後の法人等が第5条各号に適合し、第6条各号に該当しないか。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 相続でも「あらかじめ」承認が必要という思い込み。相続は事後60日以内の承認申請、合併・分割・譲渡しは事前承認と、時系列が逆である。
- ・ 承認申請期間を「30日以内」「90日以内」とする数字入替え。被相続人の死亡後60日以内である。
- ・ 分割ならずべて承継できるという誤り。通関業を承継させる分割に限られる。
- ・ 承継人が欠格事由に該当し、又は許可基準に適合しなくても承認されるという誤り。第5条各号不適合・第6条各号該当の場合、財務大臣は承認をしない(第3項・第5項)。
- ・ 承認の公告を「遅滞なく」とする誤り。第7項は「直ちに」である(許可・消滅の公告が「遅滞なく」であるのと対比する)。

ミニドリル



A：個人である通関業者甲が4月1日に死亡し、地位を承継した相続人が6月15日(死亡後75日)に財務大臣へ承認の申請をした。B：法人である通関業者乙が通関業を丙へ譲り渡すこととし、譲渡しの前に財務大臣の承認を受けたうえで譲渡しを実行した。それぞれ許可に基づく地位はどうなるか。

解答

Aは第11条の2第2項の60日以内という期間を徒過しており、承認の申請をすることができない。期間内に申請がされなかったときに当たるため、第10条第1項第2号により許可は消滅する。Bは第11条の2第4項により、あらかじめ承認を受けているから、丙は乙の通関業の許可に基づく地位を承継する。相続では当然承継しても期限を落とせば許可を失い、譲渡しでは事前承認さえあれば承継できる。

最低限おさえる型

相続=当然承継+死亡後60日以内に承認申請(徒過すれば許可消滅)。合併・分割(通関業を承継させるもの)・譲渡し=あらかじめ承認。承認時に条件の付け直し可、公告は直ちに。

論点7H 変更等の届出——「遅滞なく」と、4号だけが抜けている理由

過去問実績: 第54～59回で6問(6回)。主な根拠条文: 通関業法第12条。

判断課題

生じた事実は届出事項か。届出の期限はいつで、誰が誰に届け出るのか。

原則

通関業者が第12条各号のいずれかに該当することとなった場合には、その者(第3号の場合は政令で定める者)は、遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない。期限はいずれも「遅滞なく」であり、事前届出でも日数指定でもない。

届出事項である	届出事項でない
一号 第4条第1項第1号～第3号又は第5号の変更(氏名・名称・住所、法人の役員の氏名・住所／営業所の名称・所在地／営業所ごとの責任者の氏名と置くとする通関士の数／通関業以外に営む事業の種類)	第4条第1項第4号(取扱貨物が一定の種類のものみに限られる場合の当該貨物の種類)の変更。第12条第1号の引用から外れている
二号 第6条第1号、第3号から第7号まで、第10号又は第11号への該当(取消し事由と同じ範囲。破産=第2号は含まない)	第6条第2号(破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者)への該当そのもの(ただし許可消滅として第3号で届け出る)
三号 第10条第1項により通関業の許可が消滅したとき	—

第3号の届出義務者は施行令第4条が定める。廃止=通関業者であった個人又は通関業者であった法人を代表する役員、死亡=相続人、破産手続開始の決定=破産管財人、合併による解散=通関業者であった法人を代表する役員であった者、合併・破産以外の理由による解散=清算人である。なお営業所の責任者の変更に係る届出は、第22条第2項の従業者等の異動の届出と一体で行う(通関業法施行令第9条第1項)。

結論を分ける事実

1. 変更された事項が第4条第1項の第何号か。第4号だけが届出対象から外れている。
2. 該当した欠格事由が第12条第2号の引用する号に含まれるか。
3. 許可消滅の原因が何か。原因ごとに義務者が変わる。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 第4条第1項第4号(取扱貨物の種類の限定)の変更も届出事項という思い込み。第4号は第12条第1号から除かれている(貨物種類の限定は許可条件の問題であり、届出で変えられない)。
- ・ 変更届出に「あらかじめ」「30日以内」等の期限を置く誤り。すべて「遅滞なく」である。
- ・ 破産による許可消滅の届出義務者を「通関業者であった者」とする誤り。破産管財人である。



- ・ 合併による解散の届出義務者を清算人とする誤り。合併解散には清算手続がなく、通関業者であった法人を代表する役員であった者が義務者である。
- ・ 届出先を税関長とする誤り。条文上は財務大臣である(通関業法施行令第 14 条に権限委任規定はある)。

ミニドリル

A：通関業者が、許可の条件により限定されていた取扱貨物の種類を変更したいと考えている。B：通関業者が、通関業務を行う営業所を同一都市内の別の場所へ移転した。それぞれ第 12 条の届出をすべきか。

解答

A は第 4 条第 1 項第 4 号に係る事項であり、第 12 条第 1 号の引用から除かれているため届出事項でない。取扱貨物の限定は第 3 条第 2 項の許可条件の問題であり、条件の変更によって処理すべきものである。B は営業所の所在地の変更であり第 4 条第 1 項第 2 号に当たるから、第 12 条第 1 号により遅滞なく財務大臣に届け出なければならない。

最低限おさえる型

届出=遅滞なく・財務大臣へ。貨物限定(通関業法第 4 条第 1 項第 4 号)だけは届出事項でない。消滅の届出義務者=廃止：本人(法人は代表役員)/死亡：相続人/破産：破産管財人/合併解散：代表役員であった者/その他の解散：清算人。

論点 71 通関士の設置——「営業所ごと」に「必要な員数」

過去問実績：第 54～59 回で 6 問(6 回)。主な根拠条文：通関業法第 13 条。

判断課題

その営業所に通関士を置く義務があるか。あるとして、何人置けば足りるか。

原則

通関業者は、通関業務を適正に行うため、その通関業務を行う営業所ごとに、政令で定めるところにより通関士を置かなければならない(通関業法第 13 条本文)。政令(通関業法施行令第 5 条)は、通関業務に係る貨物の数量及び種類並びに第 6 条に規定する通関書類の数、種類及び内容に応じて「必要な員数」の通関士を置くべきものと定める。ただし、当該営業所において取り扱う通関業務に係る貨物が第 3 条第 2 項(通関業法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む)の規定により一定の種類の貨物のみに限られている場合は、この限りでない(通関業法第 13 条ただし書)。

設置義務がある営業所	設置義務が免除される営業所(通関業法第 13 条ただし書)
通関業務を行う営業所であり、取扱貨物に許可条件による限定がない	許可条件(通関業法第 3 条第 2 項、第 8 条第 2 項準用)により取扱貨物が一定の種類のもののみに限られている
員数は貨物の数量・種類、通関書類の数・種類・内容に応じた必要な員数(通関業法施行令第 5 条)。1 名で足りるとは限らない	取扱件数が少ないこと、営業所が小規模であることは免除理由にならない

なお、第 14 条の審査・記名義務は通関士が通関業務に従事している営業所の業務に限られるため、設置義務が免除され通関士を置かない営業所には及ばない(論点 7J)。他方、設置義務違反は第 34 条の監督処分等の対象であって、許可の消滅事由ではない。

結論を分ける事実

1. その営業所が「通関業務を行う営業所」か。関連業務のみを行う事務所は対象でない。
2. 取扱貨物が許可条件によって一定種類に限定されているか。免除はこの一事のみによる。
3. 貨物の数量・種類と通関書類の数・種類・内容から導かれる必要員数を満たしているか。

典型的なひっかけ——誤った考え方



- ・「営業所ごとに1名以上置けば常に足りる」という思い込み。員数は業務量に応じた「必要な員数」であり、1名で足りるとは限らない。
- ・例外を「取扱件数が少ない営業所」「小規模営業所」とする誤り。免除されるのは許可条件で貨物が一定種類に限定されている営業所だけである。
- ・通関士を置けない状態が生じたら直ちに許可が消滅するという誤り。設置義務違反は監督処分等の対象であって、当然消滅事由ではない。
- ・通関士は営業所に「専任」でなければならないという思い込み。現行法に専任要件の規定はない。
- ・必要員数を法律が直接定めているとする誤り。第13条は「政令で定めるところにより」とし、施行令第5条が基準を置く。

ミニドリル

A：通関業者の営業所Xは、許可の条件により取扱貨物が生鮮食料品のみに限定されている。B：営業所Yには取扱貨物の限定がなく、月間で数千件の輸入申告書を作成している。それぞれ通関士を何人置く必要があるか。

解答

Aは第13条ただし書により通関士の設置義務が免除されるから、置かないことができる。Bは第13条本文の義務が及び、施行令第5条により貨物の数量・種類と通関書類の数・種類・内容に応じた必要な員数を置かなければならないから、1名を置けば足りるとはいえない。取扱量の多寡は免除の根拠にならず、逆に員数を押し上げる要素として働く。

最低限おさえる型

通関業務を行う営業所ごとに、政令の基準による必要な員数を設置。免除は「許可条件で貨物の種類が限定された営業所」のみ。違反は監督処分であって許可消滅ではない。

論点 7J 通関士の審査・記名——対象は政令が列挙した四つだけ

過去問実績：第54～59回で7問(6回・政令が列挙する審査対象書類がほぼ毎年)。主な根拠条文：通関業法第14条・第21条、通関業法施行令第6条。

判断課題

目の前の通関書類に通関士の審査・記名が必要か。必要なのに欠けていたとき、その申告等の効力はどうなるか。

原則

通関業者は、他人の依頼に応じて税関官署に提出する通関書類のうち政令で定めるものについて、通関士にその内容を審査させ、かつ記名させなければならない(通関業法第14条)。この義務は「通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務に係るもの」に限られ、対象書類は施行令第6条が四つを列挙する。そして第21条は、記名の有無が通関書類の効力に影響を及ぼすものと解してはならないと定める。義務違反は書類の効力の問題ではなく、通関業者に対する監督処分の問題である。

審査・記名を要する	要しない
法第2条第1号イの(1)の(一)～(五)に掲げる申告・申請に係る申告書および申請書。輸出入申告書、特例申告の承認申請書、船用品・機用品の積込申告書、蔵入・移入・総保入等の承認申請書、輸出申告の特例(特定輸出者)の承認申請書がこれに当たる(通関業法施行令第6条第1号)	インボイス、パッキングリスト、運賃明細等の添付書類。政令の列挙に含まれない
不服申立書(通関業法施行令第6条第2号)、特例申告書(通関業法施行令第6条第3号)	通関士が通関業務に従事していない営業所の通関業務に係る書類(通関業法第14条括弧書)
修正申告書および更正請求書(通関業法施行令第6条第4号)	他人の依頼に応じたものでない書類、および関連業務に係る書類



結論を分ける事実

1. その書類が施行令第6条の列举に当たるか。
2. その営業所に通関士が現に従事しているか。
3. 他人の依頼に応じて税関官署に提出する通関書類か。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・「署名押印」「押印」をさせるという誤り。現行法が求めるのは「記名」であり、押印は要件でない。
- ・すべての通関書類が審査対象という思い込み。政令列举の申告書・申請書等に限られ、単なる添付書類は対象でない。
- ・通関士を置いていない(置くことを要しない)営業所でも審査・記名義務があるという誤り。通関士が従事している営業所の業務に限る。
- ・修正申告書・更正請求書は対象外という誤り。いずれも施行令第6条第4号に明記された審査対象である。
- ・審査・記名を怠った申告は無効になるという思い込み。第21条により書類の効力には影響せず、監督処分等の問題となるにとどまる。

ミニドリル

A：通関士が従事する営業所で、依頼者の求めに応じ、輸入許可後の修正申告書を作成して税関へ提出した。B：同じ営業所で、輸入申告に添付するインボイスと運賃明細書を整えて提出した。通関士の審査・記名が必要なのはどちらか。

解答

Aは必要である。修正申告書は施行令第6条第4号に列举され、第14条の審査・記名の対象となる。仮に記名を欠いたまま提出しても、第21条により修正申告そのものの効力は失われず、通関業者に対する第34条の監督処分の問題となる。Bは不要である。添付書類は施行令第6条のいずれの号にも当たらない。同じ営業所・同じ依頼でも、書類の種類で結論が割れる。

最低限おさえる型

対象=①申告書・申請書(通関業法第2条第1号イ(1)の(一)～(五))、②不服申立書、③特例申告書、④修正申告書・更正請求書。審査+記名(押印不要)、通関士が従事する営業所限定、記名を欠いても書類の効力は変わらない。

論点 7K 更正に関する意見の聴取・検査の通知——「増額かつ解釈相違」だけが聴取

過去問実績：第54～59回で5問(5回)。主な根拠条文：通関業法第15条・第16条・第21条、通関業法施行令第7条。

判断課題

税関長が更正をしようとする場面、また税関職員に検査をさせようとする場面で、通関業者に対してどの手続を踏まなければならないか。

原則

いずれも通関業者を相手方とする手続であるが、要件の構造が異なる。意見の聴取には「増額」かつ「解釈の相違に基因する」という二重の絞りがあるのに対し、検査の通知には絞りがなく、政令の検査をさせるときは常に通知する。

更正に関する意見の聴取(通関業法第15条)	検査の通知(通関業法第16条)
場面: 通関業者が他人の依頼に応じてした納税申告について、関税法第7条の16第1項・第3項の更正をすべき場合	場面: 通関業者の行う通関手続に関し、税関職員に関税法第67条の検査その他政令で定める検査(通関業法施行令第7条)をさせるとき
要件: 関税率表の適用上の所属・課税価格の相違その他関税に関する法令の適用上の解釈の相違に基因して、納付すべき関税の額を増加するものであること	要件: 特になし。当該検査をさせるときは通知する



除外: 計算・転記の誤りその他これに類する客観的に明らかな誤りに基因する増額(ただし書)	目的: 通関業者またはその従業者の立会いを求めるため
相手方: 通関業者。与えるのは「意見を述べる機会」であって同意ではない	相手方: 通関業者。通知は立会いの機会の付与であって同意要件ではない

第 21 条により、意見の聴取や通知という措置の有無は、更正または検査に係る処分の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

結論を分ける事実

1. 更正が納付すべき関税の額を増加するものか、減額するものか。
2. 増額の原因が法令解釈の相違か、計算・転記の誤りか。
3. 手続の相手方が通関業者か、依頼者(輸入者)か。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 減額更正でも意見聴取が必要という思い込み。対象は「納付すべき関税の額を増加する」更正に限る。
- ・ 計算誤り・転記誤りによる増額更正にも意見聴取が必要という誤り。客観的に明らかな誤りはただし書で除外される。
- ・ 意見を聴く相手を「輸入者(依頼者)」とする誤り。第 15 条の相手方は通関業者である(依頼者への手続は関税法の別問題)。
- ・ 検査の通知の相手を依頼者本人とする誤り、また「通関業者の同意がなければ検査できない」とする誤り。通知先は通関業者であり、通知は立会いを求めるためのもので同意要件ではない。
- ・ 意見聴取を経ない更正は無効という誤り。第 21 条により処分の効力には影響しない。

ミニドリル

A: 通関業者が代理してした輸入(納税)申告につき、税関が関税率表の所属区分を改め、納付すべき関税の額が増加する更正をしようとしている。B: 同じ申告につき、単価の転記ミスによる過少計上が判明し、その分だけ増額更正をしようとしている。意見を述べる機会を与えなければならないのはどちらか。

解答

A は必要である。関税率表の適用上の所属の相違に基因する増額更正であり、第 15 条本文により税関長は当該通関業者に意見を述べる機会を与えなければならない。B は不要である。転記の誤りは「客観的に明らかな誤り」であり、同条ただし書で除外される。どちらも増額更正だが、増額の原因が結論を分ける。なお相手方はいずれも通関業者であり、機会を与えたか否かは第 21 条により更正の効力に影響しない。

最低限おさえる型

意見聴取=解釈相違に基因する「増額」更正のみ(計算・転記ミスは除外)、相手は通関業者。検査の通知=税関長→通関業者(立会いのため・同意ではない)。いずれも手続の有無は処分の効力に影響しない。

論点 7L 通関業者・通関士の義務——義務ごとに「主体の広さ」が違う

過去問実績: 第 54～59 回で 7 問。内訳は秘密を守る義務・信用失墜行為の禁止が 6 問(5 回)、料金の揭示が 1 問(1 回)。主な根拠条文: 通関業法第 17～20 条・第 33 条。

判断課題

問題文が挙げる義務の主体は、通関業者だけか、通関士も含むか、一般の通関業務の従業者にまで及ぶか。

原則

第 4 章の義務規定は主体の広さがそれぞれ異なり、そこが出題の核である。①名義貸しの禁止は、通関業者が名義を他人に「通関業」のため使用させることを禁じ(通関業法第 17 条)、通関士が名義を他人に「通関業務」のため使用させることを禁じる(通関業法第 33 条。第 32 条第 1 号により通関士でなくなったが第 22 条第 2 項の異動の届出がされていない者を含む)。②料金の揭示(通関業法第 18 条)は通関業者の義務で、通関業務および第 7 条の関連業務の料金の額を営業所において依頼者の見やすいように掲示する。認可制でも届出制でもない。③秘密



を守る義務(通関業法第 19 条)と④信用失墜行為の禁止(通関業法第 20 条)は、次のとおり主体と効果が対照的である。

秘密を守る義務(通関業法第 19 条)	信用失墜行為の禁止(通関業法第 20 条)
主体: 通関業者(法人はその役員)、通関士、その他の通関業務の従業者	主体: 通関業者(法人はその役員)および通関士のみ。一般の従業者は含まない
内容: 正当な理由がなくて、通関業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、または盗用してはならない	内容: 通関業者または通関士の信用または品位を害するような行為をしてはならない
存続: 「これらの者でなくなった後も、同様とする」。退職後も義務が続く	存続: 同旨の規定はない。その地位にある間の義務である
罰則: 1 年以下の拘禁刑または 100 万円以下の罰金(通関業法第 41 条第 1 項第 3 号)。親告罪であり両罰の対象外	罰則: なし。監督処分・懲戒処分の事由となるにとどまる

結論を分ける事実

1. 条文の主体に「その他の通関業務の従業者」が入っているか。
2. 名義を使用した目的が「通関業」(通関業法第 17 条・業者)か「通関業務」(通関業法第 33 条・通関士)か。
3. 掲示すべき料金に関連業務が含まれるか。
4. 秘密の開示に「正当な理由」があるか。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 料金掲示の対象を通関業務のみとする誤り。関連業務の料金も含む。料金が財務大臣の認可制・届出制だという思い込みも誤りで、義務は掲示のみである。
- ・ 秘密保持義務の主体を業者と通関士に限る誤り。「その他の通関業務の従業者」も含み、退職後も義務は存続する。
- ・ 信用失墜行為の禁止の主体に一般従業者も含まれるという誤り。第 20 条は通関業者(法人は役員)と通関士に限られる(秘密保持との主体の違いが狙われる)。
- ・ 「正当な理由」があっても秘密を開示できないという誤り。税関職員の質問検査への応答など正当な理由があれば違反とならない。
- ・ 名義貸しに拘禁刑があるという誤り。業者・通関士のいずれの名義貸しも第 44 条の 30 万円以下の罰金である。

ミニドリル

A: 通関業者の営業所で通関業務の事務補助をしていた従業者甲が、退職後、在職中に知った依頼者の取引先名と単価を第三者に漏らした。B: 通関士乙が、通関業務と直接関係のない場面で通関士の品位を害する行為をした。それぞれ通関業法上の義務に違反するか。

解答

A は第 19 条違反となる。同条の主体には「その他の通関業務の従業者」が含まれ、かつ「これらの者でなくなった後も、同様とする」と定められているため、退職後の漏えいも義務違反であり、第 41 条第 1 項第 3 号の罰則(1 年以下の拘禁刑または 100 万円以下の罰金)が及ぶ。ただし同条第 2 項により告訴がなければ公訴を提起できない。B は第 20 条違反となりうる。同条は行為の場面を限定しておらず、主体に通関士が含まれるため、第 35 条の懲戒処分の対象となる。仮に乙が通関士でない一般の従業者であれば、第 20 条の主体でないため同条違反は問題とならない。

最低限おさえる型

秘密保持=業者(法人は役員)・通関士+その他の従業者、辞めた後も(違反は親告罪)。信用失墜=業者(役員)・通関士のみ。料金は掲示制(関連業務込み)。名義貸しは業者(通関業法第 17 条・通関業のため)も通関士(通関業法第 33 条・通関業務のため)も禁止で、いずれも 30 万円以下の罰金。



論点 7M 記帳・届出・報告——「何を・誰に・いつ」の三本柱

過去問実績: 第 54～59 回で 12 問(6 回・最多タイ)。主な根拠条文: 通関業法第 22 条、通関業法施行令第 8 条～第 10 条。

判断課題

問題文が第 22 条のどの項の話かを見分け、そのうえで保存期間・提出先・頻度が条文どおりかを判定する。

原則

第 22 条は、帳簿・書類(第 1 項)、従業者等の届出(第 2 項)、定期報告(第 3 項)の三本柱からなり、細目はいずれも施行令が定める。第 1 項の「通関業務」には第 7 条の関連業務が含まれる点が定番のひっかけである。

帳簿・書類(第 1 項・令第 8 条)	届出・報告(第 2 項・第 3 項、令第 9 条・第 10 条)
帳簿は通関業務を行う営業所ごとに設け、業務の種類に応じた取扱件数と受ける料金を記載する	従業者等の届出は、通関業務を担当する役員(法人の場合)、営業所の責任者、通関士、その他の通関業務の従業者に区分し、役員以外は各営業所ごとに行う
さらに一件ごとに、依頼者の氏名・名称、貨物の品名および数量、書類の提出年月日、受理番号、料金の額等を記載する。この一件別の明細は、保管する申告書等の写しへの追記で代えられる(通関業法施行令第 8 条第 4 項)	届出の時期は、新たに置かれた場合、その者でなくなった場合、区分の間に異動があった場合の「そのつど」。新たに置かれた者については履歴書等を添付する
保存すべき書類は 3 種。①税関官署または財務大臣に提出した申告書・申請書・不服申立書等の写し、②依頼を受けたことを証する書類、③料金の受領を証する書類の写し	定期報告は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度(個人である通関業者は暦年)を報告期間とし、その期間の末日である 3 月 31 日が属する年の 6 月 30 日までに報告書を提出する。3 月決算であれば決算日と同年の 6 月 30 日が期限となる
保存期間は、帳簿がその閉鎖の日後 3 年間、書類がその作成の日後 3 年間	記載事項は取扱件数・料金の額のほか、支出の総額とその内訳、報告期間末日の資産の明細等。法人は貸借対照表・損益計算書を添付する

届出・報告の提出先はいずれも条文上「財務大臣」である(通関業法施行令第 14 条により実際の権限行使は税関長に委任されているが、条文の主語を問う出題では財務大臣が正解)。

結論を分ける事実

1. 第 1 項(帳簿・書類)、第 2 項(届出)、第 3 項(報告)のどれか。
2. 保存期間の起算点が「閉鎖の日」か「作成の日」か。
3. 頻度が「そのつど」か「毎年 1 回」か。
4. 対象に関連業務が含まれるか。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 保存期間を「5 年」「7 年」とする数字入替え。帳簿・書類とも 3 年である(関税法の帳簿保存期間と混同させる)。
- ・ 帳簿・書類の対象を通関業務に限る誤り。第 1 項は括弧書で関連業務を含めている。
- ・ 帳簿を通関業者ごとに 1 冊設ければよいとする誤り。施行令第 8 条第 1 項は営業所ごとに設けることを求める。
- ・ 従業者の異動届出を「毎年 1 回まとめて」とする誤り。異動のつど届け出る(毎年 1 回は第 3 項の定期報告書)。
- ・ 定期報告書の提出先を税関長、期限を「事業年度終了後 2 か月以内」等とする誤り。条文上は財務大臣へ、翌年 6 月 30 日までである。

ミニドリル

A: 3 月決算の通関業者が令和 8 年 3 月 31 日に事業年度を終え、同年 4 月 10 日に帳簿を閉鎖した。この帳簿の保存期限と、当該事業年度に係る定期報告書の提出期限は。B: 同年 5 月 1 日に営業所の通関士 1 名が退職し、6 月 1 日に別の従業者が新たに通関業務に従事することとなった。届出はどうするか。



解答

A について、帳簿は施行令第 8 条第 3 項により閉鎖の日後 3 年間、すなわち令和 11 年 4 月 10 日まで保存する。書類の 3 年は「作成の日」起算であり、起算点が違う点に注意する。定期報告書は施行令第 10 条第 1 項により令和 8 年 6 月 30 日までに財務大臣へ提出し、法人であれば当該事業年度の貸借対照表および損益計算書を添付する。B について、第 22 条第 2 項・施行令第 9 条により、退職時と新規従事時のそのつど、区分ごとに届出書を提出する。まとめて年 1 回とすることはできず、新たに置かれた者については履歴書等を添付する。

最低限おさえる型

帳簿=営業所ごとに設け閉鎖後 3 年、書類(申告書等の写し・依頼を証する書類・料金受領書の写し)=作成後 3 年、いずれも関連業務込み。従業員の届出=区分ごと・営業所ごと・そのつど。定期報告=年 1 回・翌年 6 月 30 日まで・財務大臣へ。

論点 7N 通関士の資格・確認・資格喪失——資格は業者ごとに生まれ、業者ごとに消える

過去問実績: 第 54～59 回で 12 問(6 回・最多タイ)。主な根拠条文: 通関業法第 31 条・第 32 条(通関業法第 6 条・第 25 条・第 29 条を含む)。

判断課題

試験合格者を通関士として従事させられるか。すでに通関士である者が、どの事実によって通関士でなくなるか。

原則

通関士試験に合格した者は、どの税関の管轄区域内においても通関士となる「資格」を有する(通関業法第 25 条)が、それだけでは通関士ではない。通関業者が財務大臣に届け出て確認を受け、その業者の通関業務に従事して初めて通関士となる(通関業法第 2 条第 4 号・第 31 条第 1 項)。確認は通関業者ごとに行われるため、その業者の業務から離れれば通関士でなくなる。

確認(通関業法第 31 条)	資格の喪失(通関業法第 32 条)
通関業者が、合格者を「通関士という名称を用いて」その通関業務に従事させようとするときに、氏名・従事させる営業所の名称・合格年度・合格証書の番号等を財務大臣に届け出て確認を受ける。届け出るのは業者であり、合格者本人の申請ではない	①確認を受けた通関業者の通関業務に従事しないこととなったとき
拒否事由①: 第 6 条第 1 号から第 9 号までのいずれかに該当する者(法人・事業者に係る第 10 号・第 11 号は含まれない)	②第 6 条第 1 号から第 9 号までのいずれかに該当するに至ったとき
拒否事由②: 第 6 条第 4 号イの法律(関税法第 108 条の 4 から第 112 条まで等)に該当する違反行為をした者で、当該違反行為があった日から 2 年を経過しないもの	③第 29 条第 1 項により通関士試験の合格の決定が取り消されたとき
拒否事由③: 第 34 条第 1 項により通関業務の停止処分を受けた通関業者(処分の基因となった違反行為をした者を含む)、第 35 条第 1 項により従事を停止された通関士で、それぞれ停止の期間が経過しないもの	④偽りその他不正の手段により第 31 条第 1 項の確認を受けたことが判明したとき

結論を分ける事実

1. 「通関士という名称を用いて」その業者の通関業務に従事させるのか。
2. 期間の起算が違反行為の日(2 年・第 31 条第 2 項第 2 号)か、刑の執行終了日・通告の履行日(3 年・第 6 条第 4 号)か、処分を受けた日(2 年・第 6 条第 8 号)か。



3. その事実が第 32 条の 4 事由に当たるか。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 転職・転属しても通関士資格は続くという思い込み。確認は通関業者ごとであり、その業者の業務に従事しなくなれば通関士でなくなる(改めて確認を受ければ再び通関士となれる)。
- ・ 資格を失うと試験合格の効力も失うという誤り。合格の決定が取り消された場合(通関業法第 29 条第 1 項)を除き、合格自体は失われない。
- ・ 確認拒否事由の「違反行為から 2 年」を 3 年とする数字入替え。関税法違反行為ベースの拒否事由は 2 年であり、罰金刑・通告処分を受けた場合の 3 年(通関業法第 6 条第 4 号)とは別である。
- ・ 従業禁止処分(2 年間)を受けた者は期間経過後も確認を受けられないという誤り。第 6 条第 8 号により処分を受けた日から 2 年で欠格が解消し、確認を受けうる。
- ・ 確認の届出を合格者本人がするという誤り。届け出るのは通関業者である。

ミニドリル

A：通関士甲が X 社を退職し、Y 社の通関業務に従事することとなった。B：通関士乙が関税法第 111 条に該当する違反行為をして通告処分を受け、令和 8 年 4 月 1 日にその通告の旨を履行した。それぞれ通関士の資格はどうなるか。

解答

A は、第 32 条第 1 号により、X 社の通関業務に従事しないこととなった時点で通関士でなくなる。ただし試験の合格は失われないため、Y 社が改めて第 31 条第 1 項の確認を受ければ再び通関士となる。B は、通告の旨を履行した日から 3 年を経過しない間、第 6 条第 4 号に該当するから、第 32 条第 2 号により通関士でなくなり、その間は第 31 条第 2 項第 1 号により確認も受けられない。なお「違反行為の日から 2 年」は第 31 条第 2 項第 2 号の拒否事由であり、B のように通告処分を受けた場合の 3 年とは基準が異なる。

最低限おさえる型

通関士=業者ごとの確認制(届け出るのは業者、あて先は財務大臣)。従事しなくなれば資格喪失、ただし試験合格は失わない。拒否事由の型=欠格(通関業法第 6 条第 1～9 号)+違反行為から 2 年+停止期間中。

論点 70 監督処分・懲戒処分——相手方と数字の対応で解く

過去問実績: 第 54～59 回で 11 問(6 回)。主な根拠条文: 通関業法第 34 条・第 35 条(通関業法第 36 条・第 37 条・第 39 条を含む)。

判断課題

処分の相手方が通関業者か通関士かを見定め、そのうえで処分の種類・期間・事前手続が条文どおりかを判定する。

原則

監督処分は通関業者に、懲戒処分は通関士に対する処分であり、種類・期間・事前手続がすべて対応関係で問われる。

監督処分(通関業法第 34 条)=通関業者に対する処分	懲戒処分(通関業法第 35 条)=通関士に対する処分
事由①: 通関業者が、通関業法・同法に基づく命令・これらに基づく処分・許可に付された条件、または関税法その他関税に関する法令に違反したとき	事由: 通関士が通関業法または関税法その他関税に関する法令に違反したとき。他人の行為を理由とする処分はない
事由②: 役員その他通関業務に従事する者に、法令違反行為または通関業者の信用を害するような行為があった場合において、通関業者の責めに帰すべき理由があるとき	—



処分: 1年以内の期間を定めた通関業務の全部または一部の停止、または許可の取消し。戒告はない	処分: 戒告、1年以内の期間を定めた通関業務への従事の停止、または2年間の従事の禁止
事前手続: 審査委員(3人以内・第39条第1項)の意見を聴く	事前手続: 当該通関士がその業務に従事する通関業者の意見を聴く
処分後: 遅滞なくその旨を公告する(通関業法第34条第2項)	処分後: 第34条第2項を準用し、遅滞なくその旨を公告する(通関業法第35条第2項)

いずれの処分も、その理由を付記した書面により処分を受ける者に通知しなければならない(通関業法第37条第2項)。また、何人も、通関業者または通関士に第34条第1項・第35条第1項に該当する事実があると認めたときは、財務大臣に対しその事実を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる(通関業法第36条)。

結論を分ける事実

1. 処分の相手方が通関業者か通関士か。
2. 期間が「1年以内」(期間を定める)か「2年間」(法定の固定期間)か。
3. 従業者の違反について、通関業者の責めに帰すべき理由があるか(通関業法第34条第1項第2号)。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・ 処分の相手方と内容の取違い。業者=停止(1年以内)・許可の取消し、通関士=戒告・停止(1年以内)・禁止(2年間)という対応を崩してくる。戒告は通関士だけの処分である。
- ・ 従業禁止を「2年以内の期間を定めて」とする誤り。禁止は一律「2年間」であり、期間を定めるのは停止(1年以内)の方である。
- ・ 意見聴取の相手の取違い。監督処分=審査委員、懲戒処分=当該通関士が従事する通関業者である。
- ・ 調査の申出(通関業法第36条)ができるのは利害関係人に限るという誤り。「何人も」申し出ることができる。
- ・ 公告は監督処分だけに必要という誤り。懲戒処分にも第35条第2項により準用される。

ミニドリル

A: 通関業者Xの通関士甲が申告価格を過少に記載し、関税法に違反した。財務大臣は甲に対し「2年以内の期間を定めて通関業務に従事することを禁止する」処分をできるか。B: 同じ事案で、Xの管理体制にも落ち度があった。Xにはどのような処分ができ、その前に誰の意見を聴くか。

解答

Aはできない。第35条第1項の従業禁止は「2年間」と法定されており、期間を定める処分ではない。期間を定めるのは「1年以内の期間を定めて……従事することを停止し」の方である。処分に先立ち、第37条第1項により甲が業務に従事する通関業者Xの意見を聴かなければならない。Bは、通関業務に従事する者の違反行為につきXに責めに帰すべき理由があるから第34条第1項第2号に当たり、1年以内の期間を定めた通関業務の全部もしくは一部の停止、または許可の取消しができる。この処分の前には第37条第1項により審査委員(3人以内・第39条第1項)の意見を聴く。いずれの処分も理由を付記した書面で通知し、処分後は遅滞なく公告する。

最低限おさえる型

業者=1年以内の停止 or 許可の取消し(審査委員の意見)。通関士=戒告・1年以内の停止・2年間の禁止(所属業者の意見)。いずれも理由付記の書面で通知し、処分後は遅滞なく公告する。

論点 7P 業務改善命令——違反がなくても出せる

過去問実績: 第58・59回で2問(2回連続)。主な根拠条文: 通関業法第33条の2(通関業法第43条・第45条を含む)。

判断課題

財務大臣が通関業者の業務のやり方を是正させる場面で、業務改善命令の要件を満たすのか、それとも監督処分の話なのか。

原則



財務大臣は、通関業の適正な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、通関業者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる(通関業法第 33 条の 2)。平成 29 年改正で導入された規定で、法令違反を要件とせず、監督処分に至る前の段階で機動的に発動できる点に特徴がある。条文上の主体は財務大臣である(通関業法施行令第 14 条第 1 項第 2 号により実際の権限行使は税関長に委任されているが、条文の主語を問う出題では財務大臣が正解)。

業務改善命令(通関業法第 33 条の 2)	監督処分(通関業法第 34 条)
要件: 通関業の適正な遂行のために必要があると認めるとき。法令違反は要件でない	要件: 通関業者自身の法令違反、または役員・従業員の違反等につき業者の責めに帰すべき理由があるとき
内容: その必要の限度において、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずる	内容: 1 年以内の期間を定めた通関業務の全部または一部の停止、または許可の取消し
相手方: 通関業者。通関士は対象でない	相手方: 通関業者
手続: 審査委員の意見聴取・公告の規定はない	手続: 審査委員の意見を聴き、処分後は遅滞なく公告する
命令違反: 50 万円以下の罰金(通関業法第 43 条第 1 号)、法人等には両罰規定(通関業法第 45 条)が及ぶ	—

結論を分ける事実

1. 法令違反があったのか、業務運営の適正化の必要にとどまるのか。
2. 相手方が通関業者か通関士か。
3. 命じた措置が「必要の限度」に収まっているか。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・「法令違反があったとき」に限り命令できるという思い込み。要件は「通関業の適正な遂行のために必要があると認めるとき」であり、違反は前提でない。
- ・命令の主体を税関長とする誤り。条文の主体は財務大臣である。
- ・命令の相手方に通関士も含まれるという誤り。相手方は通関業者に限る(通関士への規律は懲戒処分)。
- ・業務改善命令に審査委員の意見聴取や公告が必要という誤り。これらは許可の取消し・監督処分の手続であり、業務改善命令には規定がない。
- ・命令違反に拘禁刑があるという誤り。第 43 条第 1 号は 50 万円以下の罰金のみである。

ミニドリル

A: 財務大臣は、通関業者 X に法令違反はないものの、申告内容の点検体制が不十分で誤申告が続いていると認め、点検責任者の配置を命じた。B: 財務大臣は、通関士乙の書類審査が粗雑であるとして、乙に対し審査手順を改めるべき措置を命じた。それぞれ適法か。

解答

A は適法である。第 33 条の 2 は「通関業の適正な遂行のために必要があると認めるとき」を要件とし、法令違反を前提としない。命令は「その必要の限度において」行う必要があるが、点検責任者の配置はこの限度内といえる。命令に従わなければ第 43 条第 1 号により 50 万円以下の罰金、法人であれば第 45 条により法人にも罰金刑が科される。B は違法である。第 33 条の 2 の相手方は通関業者に限られ、通関士個人に対する規律は第 35 条の懲戒処分によるほかない。

最低限おさえる型

要件=適正遂行のため必要と認めるとき(違反不要)。財務大臣→通関業者へ、必要の限度で。審査委員の意見聴取も公告も不要。違反は 50 万円以下の罰金+両罰。



論点 7Q 罰則・両罰——刑の重さは行為の型で決まる

過去問実績: 第 54～59 回で 6 問(6 回)。主な根拠条文: 通関業法第 41 条～第 45 条。

判断課題

その違反行為がどの罰条に当たり、法定刑はどれか。あわせて、行為者だけが罰せられるのか、法人等にも罰金刑が科されるのか。

原則

法定刑は行為の型に応じて四段階に整理される。①1 年以下の拘禁刑または 100 万円以下の罰金(通関業法第 41 条第 1 項): 偽りその他不正の手段による許可・営業所新設許可の取得、無許可営業および許可条件により限定された種類以外の貨物についての営業、秘密の漏えい・盗用、通関業務の停止処分違反。このうち秘密漏えい罪は、告訴がなければ公訴を提起できない親告罪である(同条第 2 項)。②6 月以下の拘禁刑または 50 万円以下の罰金(通関業法第 42 条): 不正手段による確認、従業停止・従業禁止処分違反。③50 万円以下の罰金(通関業法第 43 条): 業務改善命令違反、報告の懈怠・虚偽報告・質問への不答弁・虚偽答弁・検査の拒否妨害忌避。④30 万円以下の罰金(通関業法第 44 条): 通関業者の名義貸し、通関士の名義貸し、名称の使用制限違反。そして第 45 条の両罰規定は、行為者を罰するほか法人または人にも各本条の罰金刑を科すが、条文が対象から外している三つがある。

両罰規定(通関業法第 45 条)が及ぶ違反	行為者だけが罰せられる違反
不正手段による許可・営業所新設許可の取得(通関業法第 41 条第 1 項第 1 号)	秘密の漏えい・盗用(通関業法第 41 条第 1 項第 3 号)
無許可営業・許可条件に反する貨物についての営業(通関業法第 41 条第 1 項第 2 号)	従業停止・従業禁止処分に違反して通関業務に従事した行為(通関業法第 42 条第 2 号)
通関業務の停止処分違反(通関業法第 41 条第 1 項第 4 号)、不正手段による確認(通関業法第 42 条第 1 号)	通関士の名義貸し(通関業法第 44 条第 2 号)
業務改善命令違反・報告拒否等(通関業法第 43 条)、通関業者の名義貸し(通関業法第 44 条第 1 号)、名称の使用制限違反(通関業法第 44 条第 3 号)	—

結論を分ける事実

1. 行為が許可・営業そのものに関わるか(通関業法第 41 条)、確認・従業資格に関わるか(通関業法第 42 条)、行政の監督手段に関わるか(通関業法第 43 条)、名義・名称に関わるか(通関業法第 44 条)。
2. 秘密漏えいかどうか(親告罪であり、両罰の対象外)。
3. 違反行為が法人等の業務に関して代表者・従業者等によりされたものか。

典型的なひっかけ——誤った考え方

- ・「懲役」と書かれた選択肢をそのまま正しいとする誤り。令和 7 年 6 月 1 日以降は「拘禁刑」に一本化されている。
- ・ 秘密漏えい罪が非親告罪という誤り、また両罰の対象という誤り。親告罪であり、第 45 条の対象からも除かれている。
- ・ 通関士個人の一身専属的な違反(通関士の名義貸し、従業停止・禁止処分違反)にも法人が両罰で処罰されるという誤り。これらは行為者のみの処罰である。
- ・ 名義貸しの法定刑を拘禁刑ありとする誤り。業者・通関士の名義貸しはいずれも 30 万円以下の罰金である。
- ・ 報告拒否・検査忌避を罰則の対象外とする誤り。第 43 条第 2 号により 50 万円以下の罰金であり、両罰の対象でもある。

ミニドリル

A: 通関業者 X 社(法人)の代表者甲が、X 社の業務に関し、財務大臣の業務改善命令に従わなかった。B: X 社の通関士乙が、通関業務に関して知り得た依頼者の秘密を第三者に漏らした。それぞれどのように処罰されるか。

解答



Aは、第43条第1号により甲に50万円以下の罰金が科される。さらに第45条は第43条を両罰の対象に含めているため、X社にも50万円以下の罰金刑が科される。Bは、第41条第1項第3号により乙に1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金が科される。ただし同条第2項により告訴がなければ公訴を提起できず、また第45条は第41条第1項のうち第3号を除いているため、X社が両罰で処罰されることはない。刑の重さと両罰の可否は別々に判断する。

最低限おさえる型

型=無許可営業・秘密漏えい・停止処分違反:1年/100万、不正確認・従業処分違反:6月/50万、改善命令違反・報告拒否等:50万、名義貸し・名称冒用:30万。秘密漏えいは親告罪かつ両罰外、通関士の名義貸しと従業処分違反も両罰外。

仕上げドリル

本編(第1～7部)を終えたあとの仕上げ練習である。判断が分かれやすい費用・処理を一問ずつ確認し、誤った場合は本編の該当論点へ戻ること。

ドリル1 倉庫料

売手から引渡し後、買手が自己の在庫調整のため輸出国で保管した。ただし、その倉庫から輸出港へ運ぶまでの間、運送契約上必要な一時保管が別に生じた。前者8万円、後者3万円。加算額は。

解答：3万円。前者は買手の自己保管で運送関連でもない。後者は輸入港までの運送関連費用。

ドリル2 ロイヤルティ

輸入した完成品に商標は付いていないが、輸入許可後に商標を付す。商標料を払わなければ権利者が売手からの購入を承認せず、売手は供給できない。輸入貨物に係ることと、その輸入貨物の輸入取引をするための支払であることはいずれも資料で認められる。加算するか。

解答：加算する。輸入時に商標が付いていない一事で関連性を否定せず、加工後に付される場合を含め両要件を検討する。

ドリル3 手数料

契約名は「買付代理契約」だが、代理人は売手の指示で価格を決め、売手のリスク負担で顧客開拓をし、売手からも販売成績報酬を受ける。非加算の買付手数料か。

解答：提示事実では真正な買付手数料とは認めにくく、販売代理等の実態に応じ加算する。契約名だけで決めない。

ドリル4 無償提供

国内開発デザイン50万円、国外開発デザイン80万円、国内で取得した材料40万円を外国生産者へ無償提供し、すべて今回の輸入品生産だけに使用した。提供運賃等なし。加算額は。

解答：120万円。国外開発デザイン80万円と材料40万円。材料は国内取得でも加算対象になり得る。

ドリル5 特殊関係

親子会社間取引であるが、価格影響がないことを資料で立証できる。取引価格方式を使えるか。

解答：使える。特殊関係の存在だけで排除しない。

ドリル6 端数処理

第1欄の課税価格1,234,567円、税率4.3%。第2欄2,345,678円、税率6.1%。関税額を求めよ。

解答：第1欄1,234,000円×4.3%=53,062円。第2欄2,345,000円×6.1%=143,045円。合計196,107円の100円未満を切り捨て、**196,100円**。



ドリル 7 少額合算

輸入品 A (12%、18 万円)、B (12%、15 万円)、C (8%、19 万円)、D (無税、17 万円)。第 59 回公式問題と同じ指示で代表番号を選べ。

解答：有税 A+B+C=52 万円、最高税率は A・B の 12%、同率では申告価格の大きい A を代表にして 10 桁目 x。無税 D は合算相手がない一欄一品目の少額なので 10 桁目 e。

ドリル 8 同一番号が先

同一番号 A の品が各 13 万円で二行、異なる B が 20 万円、C が 21 万円。有税で税率は A10%、B5%、C8%。少額候補は。

解答：A は 26 万円へ先に取りまとめるため対象外。B は「20 万円以下」なので対象候補。C は対象外。B だけで一欄なら 10 桁目 e。

最終チェックリスト

課税価格

- ・ ☐ 仕入書記載額と現実支払価格を区別した。
- ・ ☐ 加算要素が既に価格へ含まれていないか確認した。
- ・ ☐ 費用名でなく、主体・目的・時点・契約・実態で判定した。
- ・ ☐ ロイヤルティの二要件を別々に確認した。
- ・ ☐ 倉庫料について引渡し時点と運送関連性を確認した。
- ・ ☐ 買付手数料について代理人の実際の役割を確認した。
- ・ ☐ 委託加工では、加工賃に無償提供した材料等の費用を加えた。
- ・ ☐ 航空運送の特例対象かを確認し、置き換えるのは運賃・保険料だけとした。
- ・ ☐ 配賦額を客観的資料で再現できる。

税率・税額

- ・ ☐ 原産地と適用要件を確認してから税率を比較した。
- ・ ☐ 従価・従量・複合・選択税を区別した。
- ・ ☐ 各欄の課税標準を 1,000 円単位へ切り捨てた。
- ・ ☐ 各欄の関税額を円位のまま(従量税品は円位未満切捨て後)合計してから、税目の確定金額の 100 円未満を切り捨てた。
- ・ ☐ 消費税・地方消費税を所定の順序で計算した。

申告書

- ・ ☐ 全品目を中間表へ一度だけ載せた。
 - ・ ☐ 同一番号を少額判定より先に取りまとめた。
 - ・ ☐ 輸入の少額合算候補を有税・無税に分けた。
 - ・ ☐ x (合算) と e (単独少額) を区別した。
 - ・ ☐ 代表番号、欄順、桁、単位を設問指示と照合した。
 - ・ ☐ 取りまとめ後も総額が一致する。
-

既存教材への接続

- ・ 分類根拠を補う：『関税率表 所属 (HS 分類) チートシート』
- ・ 出題頻度で優先順位を確かめる：『過去問統計 (第 54～59 回)』
- ・ 本番の申告書資料を読む：『通関士試験 予想問題 別冊』問 91～94



- ・ 課税価格・申告書を本番形式で解く：『通関士試験 予想問題』問 91～99、問 111～117
- ・ 解法を照合する：『通関士試験 予想問題 解答・解説』の対応問

既存問題を解いた後は、正誤だけでなく「どの事実を一つ変えると結論が逆になるか」を本書の該当ページへ追記する。

本書の法令基準と実務上の注意

本書は、第 60 回通関士試験の公告に従い、2026 年 7 月 1 日現在で施行されている法令、政令、省令、告示及び通達を基準に作成した。少額合算、代表番号、X・E、欄順等は、直近の公式試験問題で明示された指示を教材化したものである。本試験では当該年度・当該設問の指示を最優先する。

実際の輸入申告では、契約・取引実態、最新の実行関税率表、NACCS 仕様、原産地資料等により結論が変わる。本書の架空事例を個別貨物へそのまま適用せず、必要に応じ税関の事前教示又は関税評価相談を利用すること。

